

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成16年第3回幕別町議会定例会
(平成16年9月2日 9時58分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条, 第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
11番 杉山晴夫 12番 佐々木芳男 13番 古川 稔
- 日程第2 会期の決定 9月2日～9月14日（13日間）
（諸般の報告）
- 日程第3 行政報告（町長）
- 日程第4 請願第1号 郵政事業民営化反対に関する請願
- 日程第5 陳情第6号 「教育基本法を堅持し、教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書」の提出を求める陳情

会 議 録

平成16年第3回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成16年9月2日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 9月2日 9時58分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (22名)
議長 本保証喜
副議長 額額太郎
1 豊島善江 2 中橋友子 3 野原恵子 4 牧野茂敏 5 前川敏春
6 助川順一 7 堀川貴庸 8 乾 邦広 9 小田良一 10 前川雅志
11 杉山晴夫 12 佐々木芳男 13 古川 稔 14 坂本 偉 15 芳滝 仁
16 中野敏勝 17 永井繁樹 18 伊東昭雄 19 千葉幹雄 20 大野和政
6. 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 収 入 役 小野成義
代表監査 市川富美男 教育委員長 辺見政孝 教 育 長 沢田治夫
農業委員会会長 上田健治 総務部長 新屋敷清志 企画室長 金子隆司
民生部長 石原尉敬 経済部長 中村忠行 建設部長 三井 巖
教育部長 藤内和三 札内支所長 額額良征 総務課長 菅 好弘
企画参事 羽磨知成 企画参事 飯田晴義 町民課長 熊谷直則
税務課長 久保雅昭 健福祉センター所長 佐藤昌親 農林課長 増子一馬
商工観光課長 本保 武 土木課長 田中光夫 土地改良課長 角田和彦
施設課長 小野典昭 水道課長 前川満博 都市計画課長 高橋政雄
糠内出張所長 横山義嗣 車両センター所長 橋本孝男 経済部参事 古川耕一
学校教育課長 飛田 栄 生涯学習課長 長谷 繁 図書館館長 平野利夫
給食センター所長 加藤光人 監査事務局長 森 広幸
農業委員会事務局長 長屋忠弘
7. 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
8. 議会提出議案
請願第1号 郵政事業民営化反対に関する請願
陳情第6号 「教育基本法を堅持し、教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書」
の提出を求める陳情
9. 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
10. 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
11番 杉山晴夫 12番 佐々木芳男 13番 古川 稔

議 事 の 経 過

(平成16年9月2日 9:58 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（本保証喜） ただいまから、平成16年第3回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

- 議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、11番杉山議員、12番佐々木議員、13番古川議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（本保証喜） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から14日までの13日間といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から14日までの13日間と決定いたしました。

[代表監査委員就任挨拶]

- 議長（本保証喜） 代表監査委員より発言を求められておりますので、これを許します。
市川富美男代表監査委員。
○代表監査委員（市川富美男） 貴重な時間を割いていただきまして誠に恐縮でございます。
私、このたび、町監査委員に選任を受けました市川富美男でございます。
何分、力不足ではございますけれども、与えられた監査業務の職責を果たしてまいりたいというふうに思っております。
どうか、議員の皆さんには、絶大なるご支援、ご指導をいただきたいと存じます。
よろしく願いいたします。

[諸般の報告]

- 議長（本保証喜） 次に、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による、例月出納検査の報告が議長宛に提出されておりますので、お手元に配付してあります。
後刻、ご覧いただきたいと思っております。

[行政報告]

- 議長（本保証喜） 日程第3、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
岡田町長。
○町長（岡田和夫） 平成16年第3回町議会定例会が開催されるにあたり、日ごろより町政各般にわたって

お寄せいただいております議員各位の温かいご指導・ご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げますとともに、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。

最初に、台風 16 号についてであります。8 月 31 日に北海道に上陸し、十勝全域に大雨・洪水・暴風警報が発令され、農作物の被害等が憂慮されたところではありますが、おかげさまで大事に至るような被害もなく通過いたしました。安堵いたしているところであります。

さて、本年も、10 月 1 日に 108 年目の開町記念日を迎えるにあたり、偉大な先人たちが理想郷の実現を目指し、不撓不屈の精神を持って本町発展の礎を築かれたご遺徳を偲びますとともに、町民各位の限りない郷土愛により本町が着々と発展を続けておりますことに、深甚なる敬意と感謝を捧げるものであります。

例年、開町記念日に本町の功労者を顕彰させていただいておりますが、過日、表彰者選考委員会からいただきました答申を尊重しながら、永年にわたり本町の民生及び消防行政の分野においてご功績のありました 5 名の方々に社会功労賞をお贈りさせていただくことといたしました。

札内西町の小岩勉さん、豊岡の沖田茂さん、札内桂町の隈江須美子さんのお三方につきましては、民生委員児童委員として 20 年以上の永きにわたり、社会奉仕の精神をもって保護指導にあたられ、地域福祉向上のためにご貢献いただきました。

また、本町の関谷勝彦さん、途別の高橋秀樹さんのお二人につきましては、多年にわたり消防活動に従事され、地域住民の安全確保のために献身的な努力を重ねられ、地域防災に貢献された実績によりお贈りさせていただきます。

受賞されます皆様の永年にわたるご活躍とご功績に対し、心から敬意を表しますとともに、感謝を申し上げます。

次に、市町村合併について申し上げます。

本年 1 月 23 日からスタートいたしました十勝中央合併協議会におけます協議は、これまで、協議会が 9 回、小委員会が三つの小委員会で延べ 14 回の会議が開催されまして、45 の協定項目のうち 27 項目、率にいたしまして 60% の決定をみたところであり、ほぼ、スケジュールどおりに協議が進められているところであります。

これら協議が終わりました協定項目につきましては、先月 20 日から 29 日までの 10 日間、3 町村で延べ 13 回に渡って開催されました住民説明会におきまして、新町将来構想、財政シミュレーションと併せて説明が行われたところであります。

また、既にご承知のとおり、昨日から新町の名称公募が始まり、今月末までの 1 カ月間、3 町村の中学生以上の住民の方々から、数多くの応募が期待されるところでありますが、応募があった作品につきましては、小委員会において 10 点に絞り込まれたうえ、11 月の協議会で決定される予定となっているところであります。

一方、小委員会におけます審議状況では、地域自治組織等小委員会に付託されております、地域自治組織、事務組織機構の取扱いに関しましては、最重要協議項目ということもあり、各町村における意向の取りまとめを慎重に行っておりますことから、未だ実質的な審議には至っておりませんが、未協議、あるいは未決定となっております他の協定項目も含めまして、当初の予定どおり、12 月初旬には全ての協議を終えることとされているところであります。

次に、十勝幕別温泉ホテル緑館の営業譲渡について申し上げます。

既に新聞報道等でご承知のことと思いますが、北海道振興株式会社が経営いたしておりました十勝幕別温泉ホテル緑館が、ルートインジャパン株式会社の系列会社でありますルートイン札幌株式会社に営業譲渡されまして、8 月 1 日より新会社により営業が開始されたところであります。

緑館につきましては、本町が経営をいたしておりました国民宿舎幕別温泉ホテルの土地、建物を平成 2 年に北海道振興株式会社に売却し、翌平成 3 年 12 月に現ホテルが開業され、現在に至っておりますが、北海道振興株式会社が経営不振に陥り、昨年 4 月に民事再生法の適用を受け、同社の再建計画の一つとして今回の譲渡となったものであります。

譲渡にあたり、町といたしましては、同社との覚書に基づき履行されておりました老人福祉センター等

への分湯、町民の日帰り入浴の優遇措置などの福祉施策や、プールの借り上げ、従業員の雇用の継続などが心配されたところでありましたが、これらを含めまして、全てが従前どおり、新会社に引き継がれることとなったところでもあります。

なお、ルートインジャパン株式会社につきましては、全国で 112 のホテルを経営いたしております、現在、道内では帯広市と札幌市でホテル経営をいたしております大手チェーンであります。

先般、同社の社長と会談させていただきましたが、地域密着型の事業展開を経営方針としており、緑館につきましても、日帰り客年間 30 万人を目指し、入浴施設や飲食会場の整備を本年 11 月ごろから行い、来年 5 月にグランドオープンをする予定とお聞きしております。これに伴いまして、50 人程度の新規雇用や食材などの仕入れの拡大が見込まれますことから、商工会とともに、町民や地元高校生の優先雇用や地元農畜産物及び地元企業の更なる利用を要望しているところでもあります。

いずれにいたしましても、新会社とはお互いの立場を尊重し合いながら、良好な協力、信頼関係を築いてまいりたいというふうに考えております。

次に、家庭系ごみ有料化についてであります。家庭系ごみ有料化導入に伴う周知などにつきましては、広報まくべつによる特集記事の掲載や 7 月下旬から 8 月下旬にかけ説明会を 9 カ所で実施させていただき、対象地区の公区長及び環境衛生部長等を含め約 600 余名の参加をいただき、終了をいたしたところでもあります。

今後も、各層の要望に応え、出前講座等で住民に対する周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、指定ごみ袋等取扱店につきましては、地域性も考慮に入れ、日常的に買い物等で多くの町民が利用されている 34 店舗を指定店に認定させていただきました。

指定ごみ袋等取扱店一覧表は、広報まくべつ 9 月号に掲載いたしましたので、指定ごみ袋等購入についてはご不便をお掛けすることのないよう手配ができたものと考えております。

これからも、10 月からの制度導入にあたっては、利用者の立場を十分に理解しながら本事業を進めてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

次に、出産育児一時金に係る受領委任払いの制度について申し上げます。

国民健康保険の被保険者が出産した際には、世帯主に支払われる出産育児一時金につきまして、従来、出産後に申請をいただき、約 10 日ほどで世帯主に支払っておりましたが、このたび、十勝管内の八つの産婦人科医院等で構成される帯広十勝産婦人科医会の協力をいただき、出産に係る費用の範囲内で出産育児一時金を直接、医療機関に支払う「受領委任払い制度」を 10 月 1 日から実施することといたしました。

このことにより、少子化時代にあつて出産を迎えられる皆さんの環境が、より整備されるものと考えているところでもあります。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

今年は、一時期、強風や低温により一部の作物で初期生育が抑制されたものはありましたが、春先からおおむね良好な天候に恵まれ、生育も順調に推移しているとお聞きしているところでもあります。

主な作物について申し上げますと、まず、小麦につきましては、7 月 22 日から収穫が始まり 8 月 3 日までに全町での刈取り作業を終えたところでもあります。収穫量については、昨年並みの反当り 10 俵程度が見込まれているとのことでもあります。

また、ほかの作物については、8 月 15 日現在の作況調査によりますと全体的には 6 日前後早い状況で、生育は馬鈴薯が平年並み、大豆、小豆がやや良、てん菜、長芋もやや良となっております。

今後におきましても、良好な天候が続き、各作物の収穫作業が無事故で順調に進み、昨年、一昨年を上回る収穫量が確保されるよう期待いたしているところでもあります。

次に、軍岡にありますホクレン十勝食品工場の操業終了について申し上げます。

6 月の第 2 回定例会におきまして、平成 16 年度中に工場を操業終了することについて報告をさせていただいたところでもあります。その後、ホクレンより本年 9 月末をもって操業を終了し、工場閉鎖に係る閉場式を 10 月中旬に行う旨の説明があったところでもあります。

昭和 60 年に操業が開始されて以来、約 20 年間にわたり本町農業の振興や地域経済の活性化、また、町民の雇用の場として大きくご貢献いただいたわけですが、今般、ホクレン十勝食品工場が操業を終了することになりましたことは、大変残念なことであるというふうに思っております。

しかしながら、ホクレン撤退後、現施設を活用して操業を検討している企業が、ホクレンとの間で内々の協議が進んでいるとのお話も伺っておりますので、今後、軍岡の工場敷地を無償譲与するなど、企業誘致の観点から側面的な支援をしてきた経緯を考えますと、今回の新たな企業の進出に期待をいたしているところであります。

なお、町といたしましては、ホクレンやJAなどとも十分協議を進め、新たな企業が進出しやすい条件整備について検討をいたしているところであります。

新たな企業の詳細につきましては、確定次第、議会にもご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、定住施策について申し上げます。

金融改革や産業構造転換などの影響により、地域経済を取り巻く環境が厳しい状況の中、定住の促進や活気ある商店街の展開を図るべく、先般、町の公営住宅跡地を緑町団地として 10 区画土地開発公社において分譲いたしましたところ、数日をもって完売となったところであります。このことは魅力ある価格帯もさることながら、生活環境等の諸条件が消費者ニーズに合致したものと考えているところであります。

こうした事業への取り組みは、町の定住対策と地域経済の活性化に大きな効果をもたらすものと思われまことから、極めて意義深いものと認識いたしております。

引き続き、本町地域の定住施策について、意を用いてまいりたいと考えております。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

8 月末現在におけます公共工事の発注済額は、11 億 6,000 万円で、発注率にいたしますと 67%ほどになっております。

建築工事関係におきましては、本町 2 団地公営住宅建設工事、明野近隣センター建設工事、校舎・体育館の屋根塗装など、そのほとんどの発注を終えたところであり、一方、土木、水道関係におきましては、豊岡ごみ処理場適正閉鎖工事、千住 11 号線や春日 10 号線などの地方特定道路整備工事、さらには、雨水幹線新設工事、汚水枝線工事、個別排水処理施設整備工事など順調に発注してきたところであります。

今後の発注の主なものとしては、北栄町の汚水枝線及び雨水幹線の新設工事、幕別 6 号雨水幹線移設工事、水道管布設替工事、第 3 次拡張事業としての排水管布設工事などであり、引き続き、早期発注、適期発注に意を用いながら、工事の遂行に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、十勝圏道営シルバーハウジングモデル事業についてであります。

道内 6 地域生活圏をモデル供給単位として整備が進められております、道営シルバーハウジングモデル事業につきましては、北海道が本町札内地区において十勝圏道営シルバーハウジングモデル事業の展開を図るため、兼ねてから建設候補地でありました地権者と用地交渉について交渉を進めてきたところでありますが、残念ながら売買交渉が不調となったところであります。

このため町といたしましては、同地区において新たな建設箇所並びに用地取得について北海道と協議を進めているところでありまして、近日中にその結論がでるものと思っております。

次に、千代田大橋の架け替えについてであります。

先の定例会において、行政報告において、千代田大橋の全体的な事業計画についてご報告させていただいたところでありますが、本年度の事業といたしまして橋台・橋脚の一部下部工事が予定されており、10 月には工事が発注され、11 月からは工事が着手される見込みとお聞きしているところであります。

今後は、工事の安全を願いながら、1 日も早い完成に向け、要請活動を続けてまいりたいと考えております。

次に、平成 17 年度の公立高等学校適正配置計画について申し上げます。

はじめに、適正配置計画のあり方について申し上げます。

北海道教育委員会は、平成 12 年に教育計画推進会議からの報告に基づき、北海道の地域特性を生かした

特色ある学校づくりを進めるため、高校配置のあり方について中長期的な将来像を示した「公立高等学校配置の基本指針と見通し」を策定し、毎年度、中学卒業者の状況や地域の方々の意見などを総合的に勘案して適性配置計画を策定し実施されているところであります。

十勝管内における平成13年度以降の適正配置計画による間口調整の経過を申し上げますと、平成13年度には帯広柏葉、帯広三条、帯広南商業、足寄高校でそれぞれ1学級40人の間口減、平成14年度には帯広柏葉、音更高校でそれぞれ1学級の間口減、平成15年度には帯広緑陽、芽室、本別高校で1学級の間口減となっております。

また、平成17年度におきましては、十勝管内における中学卒業者数は前年比233名減の3,695名と推計されるなど大幅な減少が見込まれますことから、去る8月3日、北海道教育委員会発表のとおり、間口調整として幕別高校と帯広工業高校でそれぞれ1学級40人の間口減となったことをご承知のとおりであります。

町としてもこうしたことから、年度当初から予測されましたことから、北海道教育委員会に対しては、来年度から通学区域が十勝1学区になることに伴い、選択肢の多様化を図るため、間口調整を含めた「指針と見通し」についての凍結や、少人数学級の実現などを要望するとともに、5月上旬には幕別高校のPTA会長あるいは同窓会長名で同様の内容の要請書を提出いたしました。さらに、6月30日には町議会の議長、教育長等が北海道教育委員会に出向き、間口減をしないようにとの要望をするとともに、魅力ある高校づくりへの支援などをお願いしてきたところであります。また、こうしたことから、8月末に北海道教育委員会より本年度追加枠として、幕別高校が「夢と活力あふれる高校づくり推進事業」の指定を今後2年間受けることが決定いたしました。

いずれにいたしましても、平成17年度以降1間口減となった今、地元、幕別高校への志向が高まるように、特色を十分に生かした魅力ある学校づくりができるよう支援をするとともに、関係機関、団体との連携強化を図ってまいりたいと考えております。

以上、当面する諸問題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆様には、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（本保証喜） これで、行政報告は終わりました。

[請願の付託]

○議長（本保証喜） 日程第4、請願第1号、郵政事業民営化反対に関する請願を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

永井繁樹議員。

○17番（永井繁樹） 幕別町議会議長本保証喜殿。

請願者、中川郡幕別町緑町42-1、幕別町簡易保険加入者の会会長、古酒昭治。

紹介議員、永井繁樹、同じく中野敏勝議員。

郵政事業民営化反対に関する請願。

日ごろより、住民の福祉向上と地域経済発展のためにご尽力されておられますことに心から敬意を表します。

今、政府は小泉純一郎首相が議長を務める経済財政諮問会議で4月26日郵政民営化の中間報告を発表し、郵便、郵便貯金、簡易保険の三事業に、窓口ネットワークを含め、効率化を求めて平成19年4月から段階的に民営化することとしております。

この9月にも諮問会議の最終報告が出されようとしていますが、報道等でみると、諮問会議の民営化を前提とした議論の終始にいささか怒りを感じているところです。

諮問会議では、民間ネットワークの充実を挙げ、郵便局ネットワークが急速に劣化しているとの前提で民営化の実現を急務と位置付けていますが、郵政事業は全国2万4,700のネットワークを通じ、三事業を中心に全国に広くユニバーサルサービスを提供しており、地域においても行政の支援施策、ワンストップ行

政サービスを実施するほか、安心安全な町づくりに貢献し、地域住民の交流の場としても活用され、重要な存在となっています。

中央省庁等改革基本法の趣旨に基づいて設立された日本郵政公社が発足して1年余の経過で、地域住民はその成果を見定めることもできず、さらに、国民の7割以上が公社形態の維持を望んでいる社会情勢の中にあつて、競争原理に基づいた郵政事業の民営化が行われ採算性重視となれば、過疎地域は不採算地域として郵便局の統廃合も想定され、ユニバーサルサービスの継続的な維持は困難になるなど、地域住民の生活に大きく影響し、地域に衰退につながるものが予想されます。

つきましては、貴議会が政府に対して郵政事業の民営化を中止するよう意見書を提出してくださることをお願いするものです。

提出先。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣。以上であります。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、請願第1号に対する質疑を省略し、総務文教常任委員会に付託いたします。

[陳情の付託]

○議長（本保証喜） 日程第5、陳情第6号、教育基本法を堅持し、教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書の提出を求める陳情は、総務文教常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議事の都合により、明3日から9月6日までの4日間は、休会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、9月3日から9月6日までの4日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は9月7日、午前10時からであります。

(10:27 散会)

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成16年第3回幕別町議会定例会
(平成16年9月7日 9時59分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条, 第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
14番 坂本 偉 15番 芳滝 仁 16番 中野敏勝
- 日程第2 一般質問（10名）
11 杉山晴夫 16 中野敏勝 10 前川雅志 17 永井繁樹
15 芳滝 仁 7 堀川貴庸 18 伊東昭雄 3 野原恵子
1 豊島善江 2 中橋友子

会 議 録

平成16年第3回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成16年9月7日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 9月7日 9時59分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (22名)
議長 本保証喜
副議長 瀬瀬太郎
1 豊島善江 2 中橋友子 3 野原恵子 4 牧野茂敏 5 前川敏春
6 助川順一 7 堀川貴庸 8 乾 邦広 9 小田良一 10 前川雅志
11 杉山晴夫 12 佐々木芳男 13 古川 稔 14 坂本 偉 15 芳滝 仁
16 中野敏勝 17 永井繁樹 18 伊東昭雄 19 千葉幹雄 20 大野和政
6. 早退議員 19 千葉幹雄
7. 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 収 入 役 小野成義
教育委員長 辺見政孝 教 育 長 沢田治夫
総務部長 新屋敷清志 企画室長 金子隆司
民生部長 石原尉敬 経済部長 中村忠行 建設部長 三井 巖
教育部長 藤内和三 札内支所長 瀬瀬良征 総務課長 菅 好弘
企画参事 羽磨知成 企画参事 飯田晴義
町民課長 熊谷直則 税務課長 久保雅昭 健福祉センター所長 佐藤昌親
農林課長 増子一馬 商工観光課長 本保 武 土木課長 田中光夫
土地改良課長 角田和彦 施設課長 小野典昭 水道課長 前川満博
都市計画課長 高橋政雄 糠内出張所長 横山義嗣 会計課長 堂前芳昭
車両センター所長 橋本孝男 経済部参事 古川耕一 学校教育課長 飛田 栄
生涯学習課長 長谷 繁 給食センター所長 加藤光人
監査事務局長 森 広幸
8. 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
9. 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
10. 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
14番 坂本 偉 15番 芳滝 仁 16番 中野敏勝

議 事 の 経 過

(平成16年9月7日 9:59 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、14番坂本議員、15番芳滝議員、16番中野議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（本保証喜） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

最初に、杉山晴夫議員の発言を許します。

杉山晴夫議員。

[11番 杉 山 晴 夫]

○11番（杉山晴夫） 議長のお許しをいただきましたので、通告してありますスクールカウンセラーの活動実態について質問をいたしたいと思えます。

次代を担う子供たちの健やかな成長を願い、安心して学べる環境づくりの実現を推進していくことが重要であると考えているところですが、近年、社会構造及び経済情勢の変化に伴い、核家族化の進行、夫婦共稼ぎ家族の増加、学校と塾通い、帰宅してからもまた勉強、勉強と追い回される中に、断片的な知識のみがあっても、人間性を豊かにするための理性と教養に欠如し、そうした中からいわゆる落ちこぼれた子供が非行に走る傾向が強いようであります。

次代を背負う青少年を健全に育成することは、家庭、学校、社会の三者の責任であると考えているところです。

その責任の一端を担う本年度の教育行政執行方針の中で、こうした社会問題となっている問題行動に対しては、未然防止と早期発見、早期対応に努めるとあるが、未然防止が何よりの方策であると思えます。

そこで、本町には1名のスクールカウンセラーが導入されていると聞き及んでいますが、悩みごとを持っている子供の心理状態をサポートするという、より専門性の高いスクールカウンセラーを活用することがより有効であると考えられるところです。

これまでの、スクールカウンセラーの活動実態とその成果についてをお伺いいたします。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 杉山議員のご質問にお答えをさせていただきます。

スクールカウンセラーの活動実態についてであります。幕別町では平成13年度から北海道教育委員会のスクールカウンセラー活用事業によって、町内4中学校のうち札内中学校を今年は拠点校としたスクールカウンセラー1名が配置されております。

その役割には大きく三つありまして、一つには、児童生徒へのカウンセリング、二つ目には、教職員及び保護者に対する助言・援助、3点目には、児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供、

これらを主な職務として活動をしていただいているところであります。

幕別町の不登校児童生徒、これは30日以上継続しての欠席者を不登校と定義しているわけでありませうけれども、その実態につきましては、平成13年度が14名、平成14年度は23名、平成15年度は12名、今年度は現在のところ6名であります。

不登校の要因・背景にはさまざまなものがあって、友達関係や親子関係、さらには学校、家庭、社会状況等が複雑に絡んで学校に行けない状態が続くものと考えているところであります。

こうした状況のもとでスクールカウンセラーは、不登校にかかわる相談、悩み事相談などについて、当該児童生徒の個々に応じた指導、保護者に対する家庭生活のあり方、さらには校長、教頭を含む全教職員が学校全体としてどう取り組むかなど、訪問面談や直接面談、あるいは電話相談などを行っております。平成15年度は延べ259件の相談を受け、迅速に対応していただいておりますとともに、昨年12月には町内13小中学校の教頭を対象とした、不登校児童生徒の校内支援体制のあり方についての研修会も開催したところであります。

また、教育委員会では平成14年11月から、百年記念ホール東側にある「まっく・ぎ・まっく研究所」に毎週水曜日、まっく心の相談教室を開設をしたところであります。

主な相談内容としましては、家庭での子育ての不安、不登校についての悩みなどが寄せられており、学校内、校舎内とは違う家庭的な雰囲気の中で、児童生徒や保護者が気軽に相談できる体制づくりということで努めているところであります。

こうしたスクールカウンセラーを中心とした取り組みや、学校全体で取り組む体制づくりによって、不登校の児童生徒が徐々にではありますが登校できるようになったケース、初期段階での手早い対応により不登校にならなかったケースなどもあって、先ほど申し上げましたように、幕別町での不登校の児童生徒数は近年減少している状況にあります。

しかしながら、現実的には現在6名の不登校児童生徒がいることや、潜在的な児童生徒も予想されることから、教育委員会といたしましては、スクールカウンセラーの活用は勿論のこと、心の教室相談員との連携、さらには教育局及び教育研究所など関係機関による指導・助言等を得ながら、学級担任を中心とした学校内での組織的な支援体制、教職員と保護者、家庭が一体となった取り組みなど、その必要性と重要性を十分認識しているところであります。

今後とも、不登校児童生徒が主体的に学校復帰に向けて歩み出せるような環境づくり、子どもたちが達成感・満足感を味わい元気になれるようなきっかけづくり、家庭で規則正しい生活リズムを身につけさせる契機づくりなど、一人ひとりに適した指導の推進を図り、学校復帰に向けた取り組みや、早期発見・早期対応による未然防止につながる取り組みなど、適切な対応をしてまいりたいと考えております。

以上で、杉山議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 杉山議員。

○11番（杉山晴夫） スクールカウンセラーの役割につきましては、大きく三つあるのだというようなご答弁でございました。

私は、未然防止と早期発見に効果的と思われるのは、保護者等に対する広報活動はどのように行われているのか。さらに、併せて、保護者の方を対象とした研修会などを実施する予定があるかどうか。第1点目、お聞きしたいと思います。

次に、最近の新聞報道によりますと、校内暴力が小学校で3年ぶりに大幅に増加した。いじめも8年ぶりに増加したという文部科学省の公表がなされているようでした。

こうしたことも、不登校につながる大きな要因の一つと思われますが、答弁によりますと15年度における相談件数は259件というかなり多い数の相談があったようでございますが、この相談の内容につきましてどういう相談が多かったか、2点目、お聞きしたいと思います。

3点目でございますが、本町での不登校の児童生徒数は近年減少にあるということでございます。大変望ましいことではございますが、ある管内の町では、いじめにあった家庭では、自営業を営んでいる関係上、これを問題化すると購買力に影響が生じてくるというようなことから、やむなく札幌市内の私

立中学校に転校させたというような、潜在的なこういったいじめの問題があるというふうにお聞きをしております。本町においても、そういった例があるのかどうか。潜在的でございますから、耳にしないかもしれませんが、あるのかどうか、3点目、お聞きしたいと思います。

それから、国の施策としては、すべての公立中学校にスクールカウンセラーを配置する方向を示しているというふうにお聞きをしておりますが、現在、本町では1名の配置でございます。これで十分であるのかどうかということ。4点目、お聞きしたいと思います。

それから、先ほど心の教室相談員と連携をという答弁でございました。私、ちょっと認識不足で大変恐縮でございますが、この心の相談員というのは、どんな身分で、各校に配置されているのかどうか。配置されているとすれば、民間の方であれば、報酬などを支払っているのかどうか。

この5点について、再度お聞きしたいと思います。

○議長（本保証喜） 教育長。

○教育長（沢田治夫） 1点目から順番に答弁をさせていただきますけれども、広報活動、それから研修会、これをどんな状況かということでもありますけれども、広報活動というのは、これは特別やっているわけがありませんけれども、学校を中心としながら、学校だより等を使いながら、あるいは早期発見といったような形のものでありますから、常に学級担任、学校すべてでどんな子供たちがいるか。この把握に、今、努めているということでありまして、この不登校というのは、先ほども言いましたけど、さまざまな状況にありますので、一つひとつがこうだという条件ではありませんので、やっぱりその子供たちのサインを見逃さないように、ここがやっぱり一番大事なことだろうと、そんな形の中で、今、努めておりますし、それから研修会、保護者に対する研修会もどうなのだというでもありますけれども、これはなかなか子供が引きこもりという形のものも、今、たくさん増えてきておりますので、その辺、先ほどのカウンセラーが、まっく心の教室、ここに来て、いろんな形の中で、お話をしながら、そして親もどうかかわったらいいのか。先ほど言いましたように、ケースがいろいろありますので、一概になかなか研修会といっても、親もなかなか出てきてくれないということも実態としてありますけれども、この辺について、さらにカウンセラーも中心にしながら、こういった研修会、どんな形でやれるのか、また、検討してみたいなというふうには思っております。

それから、スクールカウンセラーの相談内容でありますけれども、259件のうち、204件が不登校に関する相談であります。相談者の数でありますけれども、これは児童生徒がこれの4割、41.2%、それから教職員が36.9%、保護者の方が14%、その他7.8%。こんなような実態になっているわけでもありますけれども、相談内容、これはさまざまでありますけれども、そんな形の中でカウンセラーの方たちと、やっぱり心の部分でいかにしてお互いに理解をするかと、こんなことに、今、努めているところであります。

それから、よその町の事例が出ましたけれども、このことについては、幕別町ではないものだというふうに、私どもは、今、理解をしております。

それから、カウンセラーの配置は充分かということでもありますけれども、これは文科省の言うのは確かにそういうような形で、今、努めているようでもありますけれども、全道的にみましても、カウンセラーの配置は全道で7.5%。60人が約190校で勤務している。そのうちの一つが幕別町ですよということでもありますので、幕別町は先ほども言いましたように拠点校方式でありますから、札内中学校に席を置きながらほかの中学校にもまわって歩く、相談をする、あるいはさっきのまっく心の相談教室、こういったところでも、公職学校とは違った形の中で相談を受けていると、そんなような状況であります。充分かと言われると、これはもう少しの方がいいのかもしれませんが、要するに、今、6人でありましたけど、先ほど何回か言いますが、なかなかその相談まで来る。このことがなかなかできないのだ。これは子供も含めてそうでもありますけど、だから、これは地道な中でやっていくしかないのかな、そんなふう考えております。

それから、心の教室相談員の配置状況でありますけれども、これは現在、幕別町には、幕別中学校と札内東中学校に各1名を配置して、このカウンセラーと連携をとっているところであります。これも報酬といいたいでしょうか、週に2回来て、学校と連携をしながらやっている、そんなような状況であります。

いずれにしても、保護者への援助的姿勢、こういったものを大切にしながら、また、これからも努めていかなければならないだろうと、そんなふうに考えているところであります。

○議長（本保証喜） 以上で、杉山晴夫議員の質問を終わります。

次に、中野敏勝議員の発言を許します。

中野敏勝議員。

[16番 中野敏勝]

○16番（中野敏勝） 最初にお断りしておりますけれども、通告書を提出した後、幕別町地域省エネルギービジョンの本をいただきました。改めて勉強させていただきましたが、通告に基づきまして、質問をいたします。

地球温暖化防止、省エネルギー対策について。

深刻化する地球環境問題は、生態系という自然のルールを無視した人類の利益優先の思想と行動がもたらしたもので、国境を越えて広がる環境破壊がすべての生命を脅かす大きな危機に直面しているわけです。

温暖化の原因は二酸化炭素の排出であり、排出量の増加は、エネルギーの消費である。

一方、地球の灰とも言われる森林の破壊が後押しを続けているのです。

我が国の一人当たりの電力の消費量は、40年前に比べて40倍にもなっている。当然、二酸化炭素の排出量は、アメリカに次いで第2番目。政府は、平成11年4月、地球温暖化対策の取り組みを義務付けて、こうした中で、幕別町においても昨年6月、新しく地域省エネルギービジョンを発表、農業を核とした産業・一般家庭・事業所・運輸・公共団体の5部門で、電力、石油、燃料ガスの消費の状況を調査し、さらに住民に対する省エネルギーアンケートを実施し、これらを分析。町全体としてどの程度地域省エネが可能となるかを予測し、地域省エネ目標を定めて進められている。効果や成果については今後の取り組み次第ではないかと思うが、どのように進められようとしているのか、次の項目についてお伺いします。

①意識の醸成・ライフスタイルの転換・施設への積極的な導入など、基本方針に対する具体的な取り組みは。

②分野別の推進体制とその状況は。

③省エネルギー対策の教育などへの取り組みは。

④実施、行動は、どこでどのように実施されているのか。

⑤行政の率先的な実行、効果はどんなところに現れているのか。

⑥情報の提供はどんな形で住民に発信しているか。

⑦公共設備や公用車への省エネルギー導入の具体的計画と現在まで実践されていることは。

⑧各種助成制度の情報の発信は。

⑨行動マニュアル等はできているのか。

⑩道の省エネルギー、新エネルギーの普及や導入の促進に対して補助事業者を募集していたが、企業、団体、個人の応募はあったのでしょうか。以上。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中野議員のご質問にお答えいたします。

地球温暖化防止、省エネルギー対策についてであります。

本町の省エネルギー対策につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成11年度に「エコオフィス幕別プラン」を策定し、役場内の省エネを進めてきたところでありますが、これらの取り組みを全町的に広げるため、昨年度、「幕別町地域省エネルギービジョン」を策定いたしました。

ビジョンでは、基本理念を「町民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしつつ、まず身のまわりの省エネルギーを実践する」こととし、省エネ意識の醸成、省エネ型ライフスタイルへの転換、省エネ施設・設備の積極的導入の三つの基本方針を定め、幕別町の2010年の省エネ目標値として8.3%の削減目

標を定めたところであります。

ご質問の1点目の省エネ意識の醸成など基本方針に対する具体的な取り組みについてであります。省エネビジョンの三つの基本方針に沿いまして、省エネ推進体制の確立、省エネ教育の推進、省エネ行動の確実な実行、行政の率先的省エネ取り組み、省エネ情報の提供、五つの重点施策を定めております。

さらに省エネルギー教育の推進や環境家計簿の普及、省エネ情報の提供など13項目の具体的な施策を定めているところであり、これらの施策のうち、ここ数年で取り組むべきものとしては、省エネルギー推進員の任命や、省エネ行動マニュアルの作成、長期的に取り組むものとして、学校を拠点とした地域ぐるみの取り組みの推進などがあり、これらの展開により、省エネルギービジョンの具現化を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に分野別の推進体制の状況についてであります。幕別町の各分野における省エネルギーの取り組みは、事業所部門の一部で先進的に進められておりますが、省エネに対する認識につきましては、かなりのばらつきがあり、省エネの取り組みに対する意欲の差が見受けられるのが現状であります。

そこで、まずは省エネに対する理解が深められるよう、行政からの情報発信などにより省エネルギー意識の醸成を図り、そうした中で、全町的な推進体制の確立を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に教育等への取り組みについてであります。省エネ教育につきましては、学校での取り組みを進めていただけますよう教育委員会を通して、小中学校への働きかけを進めているところであり、省エネルギーセンターから講師を招いて各学校の管理職等を対象とした講習会を開催したいと考えております。

省エネについての知識の子どもから家庭への波及など、省エネルギー啓発の意義も含め、その効果は大きいものがありますことから、教育の現場においても何らかの形で取り組んでいただくことを期待いたしているところであります。

次に省エネ行動の実践についてであります。庁舎内における省エネ推進につきましては、エコオフィスマスクプランにより、進めてまいりました。

また、運送部門において、急発進、急停車を記録するデジタコメータによる省エネ運転の導入やグリーン経営認証制度により環境保全活動を推進している企業、また、暖房と発電を同時に行うことができるコジェネレーションシステムを導入している企業等もありますことから、これら省エネ行動の裾野がさらに広がっていくことを期待いたしているところであります。

次に行政の率先的な実行とその効果についてであります。行政の事務事業における二酸化炭素の総排出量について申し上げますと、平成14年度の総排出量は、平成10年度のレベルを保持しているのが現状であります。事務事業の増大やOA機器の増加を考慮しますと、エコオフィスマスクプランの行動計画の実施が反映されているものと考えているところであります。

また、今年度、公共施設を中心に具体的な省エネ手法とそれらを実現するための事業化手法について検討を進めているところであります。

今後、さらにきめ細かな省エネ行動の実践や、外断熱工法による公営住宅の建設による燃料の節減など、二酸化炭素の排出量の抑制に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に住民への情報の提供についてあります。昨年の8月と今年の3月の広報まくべつにおいて、省エネに関する記事を掲載し、本年5月には、省エネルギービジョンの概要版を全戸に配布したところであります。

また、9月の広報において、財団法人省エネルギーセンター主催の省エネルギー普及指導員養成講座の募集をしております。これは地域の省エネルギー推進のリーダーを養成していくもので、その応募に期待をいたしているところであります。

今後も、省エネコーナーの設置やホームページにおける省エネコーナーの開設など、より分かりやすく省エネ情報を発信していきたいと考えております。

次に公共設備や公用車への省エネルギー導入の具体的な計画とこれまでの実施してきた状況であり

ますけれども、先ほども申し上げましたが、今年度に入り、公共施設を中心に具体的な省エネ方策や事業化手法の検討を行っているところであります。

エネルギー消費の大きい公共施設のうち、役場庁舎や給食センター、札内中学校など九つの施設につきまして、省エネ手法を検討し、導入コストや維持経費の削減に伴う回収年の試算と合わせまして、各種補助制度などの事業化手法を明らかにしていきたいと考えております。

また、役場庁舎ロビーに電気の消費量や使用量などが表示される省エネナビを設置し、省エネ行動や意識の啓発に努めてまいります。

公用車につきましては、現在まで一元管理により所有台数の削減に努めてまいりましたが、入れ替えに際しては、軽自動車やアイドリングストップ車、ハイブリッド車の導入を検討してまいりたいと考えているところであります。

また、施設整備でのこれまでの省エネ対策の実施につきましては、ペアガラスや省エネ型蛍光灯、熱交換型の換気施設の導入などに努めてきたところであります。

次に各種助成制度の情報の発信につきましては、現在、国や道、関係機関で発行しておりますパンフレット等の活用や、先ほども申し上げましたが、省エネコーナーの設置やホームページにおける省エネコーナーの開設など、さまざまな手段を利用し、きめ細かく省エネ情報を発信していきたいと考えております。

次に行動マニュアルについてであります。エコオフィス幕別プランの行動計画を引き継ぐとともに、先進地の事例を参考に、それらをもとに、省エネ事業化検討委員会のご意見を聞きながら、本町の生活風土に合わせた行動マニュアルを作成してまいりたいと考えております。

最後に補助事業に対する応募の状況についてであります。省エネや新エネに関わる補助事業につきましては、新エネルギー産業技術総合開発機構など、補助者と補助を受けられる事業者や個人が直接的に事務手続きを行いますことから、町としての的確に状況を把握できない状況にあることをご理解をいただきたいというふうに思います。

以上で、中野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 中野議員。

○16番（中野敏勝） 今、答弁いただきましたけれども、省エネに対する住民の意識というのは非常に高いのですけれども、実行性についてはちょっと疑問があるような部分もあります。

アンケートを見た結果でも、それが現れていると思います。

近くに出かけるときでも、ほとんど車で動く。また、保育所とか幼稚園とか、そういうところに若いお母さんが送迎しているのですけれども、子供さんを車から降ろして玄関へ行くときでも、車のエンジンをかけたまま置いているというのが多く見受けられるわけです。

また、スーパーなどに行っても、そういう車がたくさんあるわけですが、今の時代の便利さに慣れてしまって、個人的には何の影響も及ばないために、省エネというものになかなか受け入れられないという気がいたします。アイドリングストップなどの、この具体的な方策も必要ではないかというふうに思います。この点についてもお伺いしたいと思います。

また、6%の省エネ目標を昨年まで行ってきたわけですが、目標が達成できなかったという経緯があるわけです。

さらに、今、答弁いただきましたけれども8.3%の削減、この目標をたてているということでもあります。

ちなみに、原油、ドラム缶で4万4,000本の削減と、この目標をたてているわけですが、意識のある人だけでは進まないというような気がするわけです。

月に一度でも、この一度からこのノーカーデーなども設けて、この結果というか効果というか、そういうものも調査する必要があるのではないかというふうに思います。

さらに、行政では、ハイブリッドカーの導入、これも考えているということでもありますけれども、いつごろから取り組もうとしているのか、お伺いしたいと思います。

また、電気の部分では、エコワット機器とか、あるいはセンサーライト、こういうのも導入していく必要があるのではないかというふうに思うのです。使われていないところの街灯とか、そういうものにも取り付けていくことによって効果は出るものと考えます。この点についてもお伺いいたします。

さらに、教育の面ですけれども、学校等ではどんどん進められているようですけれども、さらに企業とか、あるいは町内会、そういうようなところも、住民全体に普及するために、シンポジウムとかセミナーなどを開催する。こういうようなことも最も住民に対する意識の高揚につながっていくのではないかというふうに感じております。この点についてもお伺いいたします。

さらに、今の質問以外になると思うのですけれども、政府で地球温暖化に対する取り組みのために、地方公共団体を中心に意識啓蒙や知識の向上、効果的な対策について、情報提供を行う体制を整備するため、地球温暖化対策法に基づく地球温暖化対策地域協議会というのを設立するように進めているのですけれども、地球温暖化問題の取り組みは、家庭に燃料電池の新しい導入を進めるためにも、協議会というか、そういうものが必要でないかというふうに感じております。この見解も併せてお伺いいたします。以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 再質問、いろいろございましたけれども、やはり、今、お話ありましたように、省エネの一番基本となるのは、やはり住民意識、住民が省エネに対する強い意識を持つことが一番大事なことのだろうというふうに思っております。

そのためには、行政がどのような指導といいますか、あるいは周知をしながら、啓蒙をしながら、実行性が上がっていくかということに尽きるのだろうというふうに思っております。

いろんな目標をたてておりますけれども、これができるかできないかと言われますと、とにかくそれに向けて努力をしていくということ以外にはないのだろうというふうに思っておりますけれども、ノーカーデー、いろんなことの考えながら、これから進めていきたいと思っております。

つい先日、検討委員会が設置されました。大学の先生をはじめ、関係機関の方々にもメンバーになっていただきながら、そしてまた、企業の皆さんにも参加していただきながら、検討委員会が立ち上げ、今、そこでいろんな協議が進められているところであります。何とかそうした中で、いろんなご意見を、あるいはご提言をいただく中で、これからの私ども行政としての担う役割、あるいは果たすべき役割というものを進めていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

例えば、ハイブリッドカーをいつ導入するのかというご質問ではありますけれども、正直いって、今の段階でいつからというようなことにはまだ見えてはいないのだろうというふうに思いますし、当然のことながら、公用車の更新の時期に合わせながら、そういったことを講じていくということになっていくのだろうというふうに思っております。

教育の推進、セミナーあるいはシンポジウム、これらについても、必要に応じて実施すれば一番よろしいのだろうというふうに思いますけれども、どんな手法でどんな方々を対象に、どんな方向でやるのか。これらも含めて、まさにこれからの課題の中で協議検討を進めていかなければならないなというふうに思っております。

最後の対策地域協議会の設立については、私ども資料といいますか、もらっていないのですけれども、これらも充分これから調査しながら、そうした方向が出ましたら、それらに向けて対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 中野議員。

○16番（中野敏勝） 大変、細かいところまでいろいろ質問をさせていただきましたけれども、最後に、細かいこと、些細なこと、幅広くやるのがすべてこの省エネにつながっていくのではないかという気がいたします。

ある町では、もう数年も前から職員が自動ドアから一切入らないというようなことをやってみたり、それから、電気はこまめに消すと。それから両面コピー、あるいは資料の限定配布、お茶出しまで禁止をしているというようなところもあるわけです。職員がお互いにチェックし合いながら、工夫をし、省

エネに取り組んでいる町もございます。

私も意識して、極力正面玄関からは通らないようにして、健康維持のために階段を利用しているわけですけれども、役場の正面玄関は三重の自動ドアになっているのですね。ほかの町ではあまり見かけないのかもしれませんが、暖かいときとか、そういうときには何枚か開放をしておいて、電気に負荷をかけない、電気エネルギーに気を配っていくことも必要ではないかというふうに感じているわけです。

この辺についてもお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話がありましたように、細かいところに気を遣いながら省エネを進めていく、大事なことだろうと思います。

私どもも、今、職員には、昼休みには、とにかく仕事していないときには消灯をするようにというようなことは進めておりますし、職員はなるべくエレベーターを使わないで階段をとというようなことも行っております。

正面玄関の自動ドアは、元々は中になかったのですけれども、逆に寒い、あるいは車いすの方が不便だというようなことがあって、新たに設置したというような経緯もあるわけでありまして。

コピーなんかの両面、これは当然のことながら、今も話はしておりますし、実行されているのだろうというふうに思っております。

今、言われていますのは、例えば、電気を昼間点けるところが多いのですが、いわゆる窓側の電気は本来つけなくても明るいのではないかと。でも、中側に入ってくると暗いのですが、電気は一つスイッチを入れますと全部が点いてしまうというようなことで、系統を分けることができればいいのですが、今、庁舎自体はそういうようなことになっていないのが実態でありまして、そういったことも含めながら、これから進めていかなければならないと思います。先ほど言いましたように検討委員会がありまして、この中で年度内に省エネに向けての行動計画、あるいはマニュアルを作成しようと進めておりますので、さらに意を用いてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、中野敏勝議員の質問を終わります。

次に、前川雅志議員の発言を許します。

前川雅志議員。

[10番 前川雅志]

○10番（前川雅志） 通告に従いまして、2点について質問をさせていただきます。

義務教育における国歌斉唱について。

今春、私は幕別中学校卒業以来初めて、同校の入学式に参列しました。セレモニーは全体的に整然と進行され、幕別中学生の規律の正しさに生徒並びに徹底して指導されています関係者に敬意を表します。しかし、国歌斉唱の時、生徒が一斉に着席したことが残念でなりません。

そこで以下について質問いたします。

①国旗・国歌に対する考え方は個人の自由なのかもしれませんが、その日入学する生徒を含めた全生徒が一斉に着席するというのは、事前に教師による徹底した指導があったものと思いますが、いかがでしょうか。

②私が学生のころには、国歌が学習指導要項に入っていなかったのか、教育を受けた記憶がありません。現在義務教育課程では、国歌についてどのような指導を行っているのか伺います。

③数年前には、帯広市内を中心に国旗・国歌をめぐる退席・着席が大きな問題になりましたが、現在の他市町村はどのような状況なのか伺います。

また、町内の小中学校での状況についても伺います。

次に、指定管理者制度について伺います。

平成15年6月の地方自治法改正により、公共団体や自治体出資法人に限定されていた、公共施設の管理がNPO法人など、各種団体や民間企業の参入が認められました。

この制度を先行導入する北海道を初めとする自治体では、雇用の促進、住民サービスの向上、経費の削減が大きく期待されています。

指定管理者制度を導入した場合、図書館、百年記念館など多くの公共施設が対象となると思いますが、町内でいくつの施設が対象となるのか伺います。

また、町内に実績を含め、参入できるNPO法人など各種団体や民間企業が現存するのか伺います。以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前川雅志議員のご質問にお答えいたします。

質問順とは逆になりますけれども、初めに、指定管理者制度についてのご質問にお答えをいたします。

指定管理者制度につきましては、今、ご質問の要旨にもありますように、平成15年6月の地方自治法の改正により定められた制度であります。

制度の概要を申し上げますと、指定管理者制度は地方自治法第244条、公の施設に関連する制度でありまして、公の施設の管理を委託する場合、法改正前は、自治体の管理権限のもと、具体的な管理の事務・業務を地方自治体が2分の1以上出資している法人、あるいは公共団体、もしくは農協ですとか自治会等といった公共的団体に限り委託することができたわけでありましたが、これが、法改正によって、条例の定めるところにより、議会において出席議員の3分の2以上の同意を得た指定管理者に施設の管理運営を委託することができるようになったものであります。

この主な改正点は、1点目に、管理から運営までの委託ができること、2点目には、行政処分同様に、使用の許可を行うことができること、3点目には、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができること、そして、一番大きな改正点は、株式会社等の民間事業者が指定管理者になることが可能になったことであります。

ご質問の1点目、町内でいくつの施設が対象となるのかとのことでありますが、地方自治法で定める公の施設全てが対象となりますので、小中学校、幼稚園、保育所、コミュニティーセンター、図書館、ふるさと館、近隣センター、公民館、老人福祉センター、百年記念ホール、あるいは体育館、野球場・陸上競技場といった各種の運動施設から公園まで、すべてが対象になるものと考えております。

ただ、現段階では、それぞれの施設に係る個別の法律がありますことから、全ての指定管理者制度が適用できるかどうかについては、現時点では不明な点もありますけれども、国の地域再生本部では、民間開放一括法、あるいは構造改革特区といったことで、今後、この個別の法律のしほりを解こうとするような動きもありますので、やがては全ての施設が対象になってくるとも考えられるわけでありまして。

次に、質問の2点目の、町内で実績を含め参入できるNPO法人などの各種団体や民間企業が現存するかとのことでありますが、NPO法人ではないというふうに思っております。民間企業では、特に本町では今までも、施設の清掃業務等の委託を実施した経緯がありますので、施設によっては実施できる企業もあるのではないかとこのように考えております。

いずれにいたしても、今後、町のメリット等を含め、調査検討をしながら対応をしてみたいというふうに考えております。

以上で、前川議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 前川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

はじめに、卒入学式における児童生徒指導についてであります。

児童・生徒は、しばしば先生の姿を写す鏡の役割である、こういうふうにも言われておりますし、児童・生徒の言動は先生の言動のコピーであることが少なくないとも言われております。

したがって、仮に先生が児童生徒の白紙の頭脳に、日の丸や君が代について偏った見方や考え方を教え込む、このようなことは幕別町では、私はないと信じておりますけれども、議員ご指摘の件につきましては事実関係を調査させていただきますけれども、児童生徒に、あるいは保護者に誤解を招くような指導、このことは厳に慎み、国旗・国歌の意義や尊重する態度を身につけさせるとともに、歴史的事実

は事実として教えていく必要があるというふうを考えております。

言い換えますと、先生の仕事というのは児童生徒に存在する複数の価値を比較させ、分析させ、合理的であるかどうか、あるいは立証できるかどうかを思考し、判断させて、正しい見解と信念を自分で獲得させるためにあると考えております。

いずれにいたしましても、国旗・国歌に対する指導は学習指導要領に基づき、将来、児童生徒が国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長するためには、自国の国旗や国歌を大切にする態度を身につけることが必要であります。

同時に、諸外国の人々が自国の国旗・国歌を大切にする気持ちを理解し、これを尊重する態度を身につけさせることが必要であると考えております。

次に、学習指導要領に基づく指導についてであります。

小、中学校の新学習指導要領には、国旗・国歌の指導について次のように定められております。

小学校の社会科では、第4学年において国土の位置を指導する際に、「我が国や諸外国には国旗があることを理解させるとともに、それを尊重する態度を育てるよう配慮する必要がある」とし、また、第6学年において国際理解に関する指導の際に、「我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮すること」こういうふうに行っているところであります。

この場合、国旗・国歌の意義について、一つには、国旗・国歌はいずれの国も持っていること、二つ目には、国旗・国歌は、いずれの国でもその国の象徴として大切にされており、互いに尊重し合うことが必要であること、3点目には、我が国の国旗・国歌は、長年の慣行により、日の丸が国旗であり、君が代が国歌であることが広く国民の認識として定着していること、以上の事柄について理解させる必要があるとされております。

また、中学校社会科では、公民的分野において国際社会と平和に関する指導の際に、「国旗及び国歌の意義、並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ、それらを尊重する態度を育てるよう配慮すること」としております。

このように、小中学校の社会科においては、国旗・国歌の意義を理解させ、尊重する態度を育て、入学式や卒業式等における特別活動では体験を通して自国の国旗・国歌を尊重する態度を養い、他の国の国旗・国歌も尊重する態度を身につけ、国際社会において信頼され、尊敬される日本人を育成しようとするものであります。

また、小学校の音楽科では、国歌、君が代は、いずれの学年においても指導することとされております。

このように、各学校においては学習指導要領の趣旨を踏まえ、適切な指導を行っているところであります。

なお、指導に当たっては、児童生徒が内心にまで立ち入って強制するものではなく、単に起立をしなかった、あるいは歌わなかったということのみをもって、不利益な取扱いなどを受けることのないよう、教育上の配慮のもとに、適切に指導を進めていくことが大切であるという考えのもと、これまで進めてまいりました。

次に、町内及び管内における卒入学式の実態について申し上げますが、平成15年度の卒業式及び入学式における国旗・国歌の実施率は前年度に引き続き100%で、幕別町では退席はありません。

また、教職員の起立の状況につきましては、平成15、16年度の卒・入学式は、幕別町では13校の小中学校ともに全員起立していますが、十勝管内の実施状況は15年度の卒業式では小中学校ともに全員着席はありませんでしたけども、一部着席が小学校の卒業式で47.1%、入学式で48.6%、中学校では卒業式で64.9%、入学式で66.7%、こういった実態であります。

今後においても、卒業式、入学式における国旗の掲揚、国歌の斉唱が適切に実施されることはもとより、教職員が儀式にふさわしい態度で臨むなど、内容面の充実を図っていくことが重要であると認識しておりますので、これまで同様、話し合いのもと、共通理解はもとより意思疎通を図れるよう校長会

議等を通して指導・助言をしてまいります。

以上で、前川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 前川雅志議員。

○10番（前川雅志） 義務教育における国歌斉唱について、一つだけご質問をさせていただきたいと思いをします。

教育長をはじめとする教育委員会の皆様が、教育現場とのやりとりの中で大変ご苦労されて、指導というか、教育をされているということに敬意を表するわけではありますが、先ほど、教育長からお話ありましたように、個人それぞれの考え方があっての国歌だと私も思います。

しかし、式に参列された方はよくわかると思いますが、決して今は望ましい状況でないと私は強く思います。

そこで、生徒のことを一番に考えたときに、来年の式典はどのようなになるのか、このことについてだけ、一つ質問をさせていただきます。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 来年のことということでもありますけれども、これは基本的に、先ほども申し上げましたように、学校の中できちんと、とことん話し合いをしながら、どんな形がいいのか。そういった意味で1年1年幕別町は実施してきた。こういうふうを考えているわけでもあります。

こんな例を出していいのかわかりませんが、平和の祭典、アテネのオリンピック、これも終わったわけでもありますけれども、私自身、やはり国旗というのは仰ぎ見て喜ばしいと思うこと。そして、国歌は口にして朗らかだ。こんな気持ちになることがやっぱり大事なのだろう。そういったことが理想でありますし、私の将来の夢でもあると、そんなふうに思っておりますけれども、ただ、そのことを言い換えますと、国旗を揚げるには憎しみをもって揚げるだとか、涙を流しながら歌を歌う。こういった状態というのは端から見てもやっぱりちょっと変だろう、そんなふうに思っているわけでもあります。

そういった意味で、少しでも理想的に近づけていくためには、何回も申し上げますけれども、強制をするのではない。そんなことをするのではなくて、柔軟に時間をかけながらこれまで同様にやっていくべきだろうと。このことは、平成11年の法改正に伴って、当時の文部大臣もやはりそういった話し合いが一番大事だろう。そういった時間をかけてと、このことを言うておりますので、私どももそのことに充分配慮しながら、やはり現場が混乱をしては一番困るのは子供たちでありますので、そういったことがないように、常にお互い信頼関係を保ちながら実施できるように。

来年はまた、本年度より少しでも、少しでもという言い方が良いか悪いかは別にしましても、そういったふうになれるように、また、校長会議を通しながら、私どもも努力をしてまいりたいというふうを考えております。

○議長（本保証喜） 以上で、前川雅志議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩をいたします。

(10 : 55 休憩)

(11 : 10 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、永井繁樹議員の発言を許します。

永井繁樹議員。

[17番 永井繁樹]

○17番（永井繁樹） 通告に従いまして、住民基本台帳カード、いわゆる住基カードの活用と安全対策について、質問をいたします。

行政サービス向上のためにITを活用していくことは、住民の満足度を高めることになり、行政と住民のよりよい関係を構築していくことにもつながります。

住民基本台帳ネットワークシステムが、昨年8月に2次稼働してから1年が経過しました。

住基カードをめぐるのは、全国的にも発行が伸び悩んでおり、普及しない理由はさまざま考えられますが、その最大の理由得は、1枚500円の負担が必要な上に、行政による個人情報管理強化や流出への強い警戒心があることや、利用できるサービスが少なく、身分証明書代わりにしか使えないことなど、いわゆる住基カードが持つ安全性のアピールと利便性の不足であります。

現時点での日本の住基カードは、世界中を見ても最先端の技術を有しているといわれています。それは、住基カードに組み込まれている2階層のPKI、いわゆる電子署名に用いられる公開鍵暗号方式を用いた技術の優位性から、米国を初めとして欧州やアジアの諸国に技術を公開するとともに、この技術を国際基準にするために、日本から国際基準機関にその概念を提案し、すでに受け入れられており、その安全性は国際基準に照らし合わせて、利害関係のない第三者の専門家により評価・確認されているといわれています。

住基カードが持つ最大の利点は、サイバースペースでの相手確認の基本である相互確認と暗号通信を行う機能を有しているところであります。

住基カードを普及させるためには、住基カード1枚ですべての電子政府、電子自治体のサービスを安全に受けられるようにすることが重要であります。

安全で便利な電子政府・電子自治体の構築に向けて、今後の住基カードの活用と安全対策について伺います。

- ①本年8月末現在までの住基カードの普及率と現況について。
- ②住基カードの普及を進めるためのPR活動等について。
- ③住基カードに多目的公共サービスカードとしての役割を持たせた地域活用の方向性について。
- ④視覚障害者に対する点字エンボスカードの発行計画について。
- ⑤操作職員のセキュリティ対策について。
- ⑥機器ノードダウン対策、通信回線二重化、無停電電源装置について。

最後に、住基カードの偽造防止のための具体策について。

以上、7点についてお伺いするものです。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 永井議員のご質問にお答えいたします。

住民基本台帳カードの活用と安全対策についてであります。

はじめに住基カードの普及率と現況について申し上げます。

昨年8月25日からのサービス開始から1年を経過した8月末の本町における住基カードの交付枚数につきましては、23枚で普及率は0.09%となっております。

この住基カードを利用するサービスについては、現在多くの活用方法が確立されていない状況にありますことから、十勝管内はもとより、全道、全国においても少ない発行枚数となっているのが現状であります。そうした中で、本年1月より公的認証サービスが開始され、その際交付される電子証明書を記録するために住基カードが利用されております。

この住基カードに記録された電子証明書は、自宅のパソコンから行政機関への申請手続きを行う際の本人確認情報として使われるもので、今後増える電子申請に活用できることに伴い、住基カードの発行も増えていくのではないかとこのような期待もいたしているところでもあります。

次に、住基カード発行についてのPRにつきましては、町の広報紙や役場の住民課窓口、あるいは札内支所、出張所にて、ポスターやパンフレットにて周知しているところでありますが、あと、これからは公区長会議ですとか、いろんな機会を通じながら、また、町民の皆さんに説明をしまいたいというふうに考えております。

次に、住基カードの地域活用の方向性についてであります。市町村では条例によりこのカードを活用してさまざまなサービスの提供ができることとされておりますが、カードの主な活用方法については図書カード、施設利用カード、印鑑登録証等の利用が考えられるところであります。

道内では、現在利用しているのは、室蘭市が自動交付による住民票及び印鑑証明書の交付や図書カー

ドに、伊達市では図書カード、登別市では住民票・印鑑証明書交付申請書の作成を省略すると。この3市においてのみ活用されているのが現状であります。

今後、町においてのカードの多目的利用について、住民のニーズ等を十分把握した中で取り組んでいくことはもちろんでありますけれども、費用対効果等、総合的に判断し進めていく必要があるものというふうを考えているところであります。また、これらの実行に当たっては、現在協議されております町村合併を考慮に入れながら対応していかなければならないものと思っております。

次に、点字エンボスカードの発行についてであります。本町での住基カードの発行については、財団法人地方自治情報センターに委託しているところでありまして、これら点字カードの発行について希望する方については発行できる状況にありますことから、申し出いただければというふうに思っております。

次に、操作職員のセキュリティ対策についてであります。住基ネットの操作につきましては、操作する職員を限定しております。操作者識別カードとパスワードの確認ができないと住基ネットにアクセスすることができない設計でありまして、担当者以外の職員や外部の人が住基ネットを利用できない状況になっております。

また、この識別カードも厳重に金庫にて保管をしております。指定した職員以外は操作ができないようにいたしております。当然のことながら、万が一、不正が発覚した場合には重い刑罰が科せられるわけでもあります。これからも、担当職員を研修会等に参加させるなど、セキュリティに対する意識向上に努め、万全な体制を図ってまいりたいと考えております。

次に、機器ノードダウン対策、通信回線二重化、無停電電源装置についてであります。ノードダウン対策では、ハードディスク内にサーバー機器を2台設置することにより、1台が故障しても対応できるような二重化対策をとっております。

また、通信回線の二重化では、万が一、回線障害が起こっても通信事業者の対応により速やかに復旧することが期待できますことから、二重化については行っておりません。

無停電電源装置につきましては、サーバー機器に本装置を設置し対応をいたしているところであります。

次に、住基カードの偽造防止のための具体策についてであります。この住基カードはICチップが内蔵され、セキュリティ対策がなされているICカードとなっており、外部からの物理的な攻撃に対しメモリ内の情報を読み取れなくする耐タンパ性、カード内の情報の不正な読み取りに関しカードをロックする強制アクセス制御など、高いセキュリティ機能となっておりますことから、カードへの偽造、改ざん、あるいは攻撃といったものはできないものと考えております。また、住基カードを使用する場合には暗証番号が必要となりますことから、他人のなりすましなどの使用による不正は防止できるものと考えております。

以上で、永井議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○17番（永井繁樹） まず、1点目からの再質問になりますけれども、まず、この質問をした私の意図というのは、過去にも一般質問でやっておりますが、私は行政、町長の考え方の中で、これに取り組む姿勢というのが理解できておりますので、当然、私もそうすべきだという積極的な考えからこの質問をしているわけです。まず、それを前提に置かせていただきます。

普及率と現況についてのご答弁ですけれども、十勝管内、例に漏れなく、うちの町もやはり低いのだなという、まず実感です。

これについては、全体的な問題もあるでしょうから、特に今後の期待に努力をするところであります。町長もご存じだと思いますが、全国の中には無料化、500円をとらないで無料化を実施している自治体もやはりあります。これの意図は、やはり現況の幕別のように、非常に発行率が、普及率が低迷しているという中で、その自治体は、電子自治体を将来的な視野に入れた中での取り組みを積極的にするということで、500円の有料から無料に切り替えた結果、やはり当初の10倍以上の効果があるといわれ

ている。そういう実際のデータが出ております。

ちなみに、当初、数カ月で312枚程度だったものが、さらに無料化した影響で、それが一挙に1,800枚、さらにはそれを延長して4,400枚という結果が出ています。

この無料化については、町長の考え方も当然あるでしょうから、私がそれは良いとか悪いとかというスタンスではありませんけれども、現況、幕別町が電子政府・電子自治体に取り組むという姿勢を表明しているのですから、当然、この普及率を上げていくというのが基本姿勢だろうと。

しかし、私が見る限り、この1年間で普及率を上げるための努力はされていないというのが私の感想です。されていないから0.09%という数字なわけですね。

ですから、やはりここは姿勢をきちっと正してやっていることなのですから、目標設定をきちっとされて、1年間にどの程度の発行と普及率を上げていくかという、一つの目標がここに出てこないのが、私はちょっと気になっているところです。

そこで、無料化も含めて、突然、私の提言ですから、町長の考えもあるでしょうけれども、無料化を含めての交付目標設定等々のお考えを伺いたいと思います。

それから、2点目のPR活動についてですが、2003年8月の広報まくべつ、それと、多分パンフレット掲載ぐらいだと思うのです。取り込もうとしている割には、このPR活動が非常に少ない。ですから普及率も低いということになると思うのですけれども。この辺については、ほかの具体的な手段があるかないかという検討も含めて、やはりもう少し数多くのPR活動によって情報を提供していくという姿勢が大事だと思います。これからのものですから非常にほかのものと違って説明するのが難しいでしょうし、住民側の年齢によってはこれを理解できる層、理解しづらい層もいるとは思いますが、行政としては当然、これは積極的に取り組む必要があるだろうと。

それで、今回の広報の中でも顔写真付きのカードと顔写真付きのないカードという説明がされています。それで本来私は、なぜこの2種類があるのかなということ、当然そういう枠組みがあるからそうしたのだと思いますが、身分証明書の代わりにするという一つの使い道を提示するのであれば、顔写真付きのないものは、本来、何の効力もないだろうと私は思います。情報を管理するのは確かにできるかも知れませんが、身分証明書としての顔写真のない身分証明書というのは、例えば運転免許証なんかと比べると、全くいって信頼性がなくなっていくところから見ると、PRの中の、例えば住基におけるQ&Aなんかの文章なんかも載せてありますが、身分証明書として使えるなんてことは、輕輕に私は言えないと思うのです。

ですから、そのPRに向けての考え方を、やはりもう少し正確に。私は顔写真のカードは公的な証明書として、例えば全国一律で使えるとは思っておりません。これは、例えば実施した自治体でもほとんど狭い地域です。ですから、そういった正確な情報を提供していかないと、実際に少ない人数ではありますが、これから伸びていったときに間違った理解になっていく。ある自治体では、案に身分証明書として利用できない場合もありますという表現をしている自治体もあります。

ですから、この辺は一つの例に乗った基本的なパターンだけでPRをするのではなく、幕別町で考えられる不安材料も含めながら、当然PRをしていくべきだろうと。それについてどう考えますか、お聞きをいたします。

3点目について。これは地域活用の多目的サービスカードということで、町長がおっしゃられますように、現時点の段階でなかなか幕別町のような一自治体が導入するのは難しいという現況はわかります。

しかし、少なくともこの交付を始めてから1年。それでは総合評価のいろいろな一般的な利用方法の提示もあると思いますが、庁舎内での検討をどのようにされているのかということが今の答弁では聞こえてこないのです。1年間どのような検討をされて、どのような方向に向かっていくのか。確かに町村合併の考慮、費用対効果もちろんありますが、当然、検討会の事実は流れとしてあって然るべきだろうと。その辺の当たり、どういう流れがあったのかお聞きをしたいと思います。

エンボスカードについては理解をいたしました。

それからセキュリティ対策。特に操作職員のセキュリティ対策についてですが、過去の私の質問にお

いて町長はこう答えております。「研修等は担当を積極的に派遣し、万全の運営をしたい。対処をしたい。」と。今回も今と同じような答弁をされましたが、過去1年において、その前の準備段階を含めますと2年になりますが、この研修等の担当を積極的に派遣をした過去の実態はどうであったのか。

また、今後、どのような研修会に派遣を予定しているのか。この計画案をまずお聞きします。

それと現在、IDカードとパスワードの形の中で、取扱い職員がセキュリティ対策として取り組んでいるわけですが、IDカードとパスワードだけでは決して十分なセキュリティ対策にはなりません。

ですから、この辺は特にパソコン関係に精通されている職員がおられればわかると思いますが、どんな形を取っても100%のセキュリティはなかなか難しいのは、そこに人道的な漏洩が加わるからです。

ですから、ここをより厳しくするためには、IDカード、パスワードのほかに、例えば先進自治体では指紋認証システムというのは当然、これは導入していつている自治体がございます。

ですから、現況でこれを具体的に導入する計画をやはり前提にして、行政の情報システムのセキュリティ強化をしなければいけないということは、内部検討の中では当然これを考えていかなければいけないことだと思うのですが、この辺りをどう考えられているのか。

それともう一点。庁舎内で、予算の中で設定しているパソコンというのがありますが、プライベートで個人のパソコンを持ち込んでおられる職員がおられます。問題で私が心配するのは、そのパソコンで、例えば業務の中で、個人データにかかわるものの記録がハードディスクにもし入っていたとして、将来、そのパソコンがいなくなったとした場合、どういう廃棄方法をされるのか。通常廃棄ではデータは全部抜かれます。

ですから、ご存知の方もおられると思いますが、やはり役場側として持ち込みのパソコンに対する情報漏洩防止ということになると、相当処分については統一見解を決めておかなければならぬだろうと。これらについて、本来であれば使用パソコンを認めた場合、ハードディスクの記録禁止、廃棄です。それと譲渡する場合は完全消去。最低、この知識が必要になるのです。この辺についての徹底はどうされているのか伺います。

それから、6点目はわかりましたが、この中で無停電装置なのですけれども、実施をしているのはわかりましたが、何分程度の対応をされていて、かつ時間外についての装置はどうなっているのか。これをちょっと追加でお伺いいたします。

最後の偽造防止についてでございますが、通常の認識からいきますとICチップ内蔵ですから、それとカードには総務省から数点、こういうカードに下さいよという義務付け項目がございます。ですから通常の感覚でいけば偽造防止というのはされないと考えられるのですが、いかんせん普及していないカードですから、幕別町からどこかの自治体へ行って、例えばちょっと離れたところへ行っても幕別町の何かもわからないという自治体がいっぱいお互いにありますよね。そうすると運転免許証のような非常に広い公共性がないですから、理屈的には偽造防止ができないようになっておりますけれども、実際に全国では既に偽造が発生しています。

前の例えばカード認識がそういう環境ですから、多少偽造が幼稚であってもそれが発見できないで実際に行われているというのが事実です。そうしますと、今後の検討も含めてこういった偽造防止、幕別町は積極的に取り組むべきだと私は思いますが、やはり住基ネット専用ICカードリーダーというのが必要になるのです。これがなければ偽造防止を抑制することができない。そのリーダーが内蔵されているICチップの中身を読むということですから、カード自体には町長がおっしゃるように偽造防止の能力はあるのですが、それをどうやってチェックするかということになると、そういったものが必要になってきます。

ですから、そういうことも含めて、また市町村合併の将来的な視野に入れるのであれば、今から我が町でリーダーシップ的にこういったことの検討をやっていかないと間に合わないということです。合併してからやっているのでは全然間に合わないのですから。そういうことも含めて町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いろいろ横文字の難しい質問がありましたので、なかなか私だけでわからない部分もありますので、わかる範囲で、まず私の方から答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まず、普及率を上げるためには無料化も考える必要があるのではないかとというご質問がありました。

ただ、私は無料化にすることによってカードを持つ人が増えることは事実だというふうには思いますけれども、本質的にいくと、やはり必要があってカードを取るということが本質であろうというふうに思っております。

そうした意味では、これは後にもできますけれども、いろいろな活用ができる、本来的に多くの活用ができるようなカードとすることが、まず普及をしていくうえでも大事なことはないかなというふうに思っております。今、その当面、無料化にするということの考えは持っておられませんし、また目標を持っては、0.09%。毎年3%、5%上げていけると、そういう目標を持つことも、これもなかなか難しい。せいぜいこの後にできますPRをよりきめ細かにすることによって、住民の皆さんの理解の中でカードの普及が増えていく、進んでいく、そのことが私は大事なことなのだろうというふうに思っております。

それから、PR活動が少ない、あるいはもっと積極的にやるべきだというお話がありました。確かに住基カードが当初の立ち上がったときに広報等で周知して、あとは住民から、あるいは札内支所の窓口に住基カードのポスターが貼ってある、あるいはパンフレットが置いてあるというような状況です。ただ、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、公区町会議なんかの席上では説明をさせていただいて、機会があることに周知を、あるいは啓蒙をしているところではありますが、これらも、さらにより良い方法があれば考えていかなければならないというふうに思います。

それから、写真のある、ない。今現在、写真の付いたカードというのは6件ほどだというふうに聞いております。ただ、写真は今言うように、身分証明書的に使うときには当然写真というものは必要なのでしょうけれども、逆に住民票をとる、あるいは印鑑証明をとるというような場合のカード活用では、写真もいらないのかな。それは、文字通り、金額はどちらも500円で変わらないわけですから、まさに、本人の希望によって交付を受けていただければというふうに思っております。

それから、活用はなかなか難しいというふうに答弁をさせていただきました。ただ、今、お話がありましたように、活用に向けて、庁舎内でどういう検討がなされているのかというご質問ですが、正直言って、これは民生部あるいは町民課の内部だけでは、いろいろ話し合いはされているのでしょうけれども、役場庁舎全体としての検討委員会というようなものは、現在、できていないわけでありまして、これらについても、これから充分検討しながら、文字通り、委員会の必要性を含めて、協議を進めていかなければならないというふうに思っております。

それから、セキュリティ、研修。これは研修ですから、例えば、北海道ですとか、あるいはどこかの主催による研修会のご案内をいただいて、それに参加をさせていただくというようなことでありまして、去年は北海道主催のこれらにかかわる研修会に2名の職員が参加をしている実績でありまして、本年度については、まだこれからだというふうに聞いておりますので、機会がありましたらぜひ参加をさせたいというふうに思っております。

それから、セキュリティでこのほかに、いわゆる指紋の認証方式というようなこともありましたけれども、これらについても、管内的あるいは全道的な状況を見ながら対応をしてまいりたいというふうに思っておりますし、それからもう一つの個人のパソコンの関係ですけれども、これはどうもちょっとまだ掴んでいないのですが、本来的には計画をもって町の公用で導入をしておりますから、個人のものを使うということにはなっていないのだと思いますけれども、たまたま忙しい場といたしますか、忙しい時期が重なって、そういう場合もひょっとしたらあるのかもしれませんが、できる限りそういうことのないように、そして、今、言いますように、セキュリティに関しても充分配慮をしながら対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、無停電にかかわっての時間外の対応については担当の方から説明をいたします。

それから、最後の偽造防止について、ICカード云々というようなことがありました。これらも充分内部で調査をさせていただきながら、対応してまいりたいというふうに思っております。

ちょっと答弁漏れがあるかもしれませんが、あと、担当の方から答弁させます。

○議長（本保証喜） 企画室参事

○企画室参事（羽磨知成） 私の方から何点かお答えさせていただきます。

順番が違うかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思います。

まず、プライベートのパソコンの関係でございますが、確かに現存するものがございます。これらにつきましても、廃棄しようとする際には、公用のものと同様に、電算係の方でハード内の情報はすべて削除するというようなことになっておりまして、公用と同じ取扱いをさせていただいております。

それから、時間外の無停電装置の対応についてでございますけれども、この点につきましても、時間内と全く同様の装置となっております。

偽造防止の関係で指紋を使用したらどうかということでございますが、これは現在、合併協議会の電算部会の方で検討をしている最中でございます。

同じく、住民カードの多目的な活用利用についての検討につきましても、合併の電子専門部会の方で協議しているところであります。以上であります。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○17番（永井繁樹） 答弁の感想は、やはりまだ幕別町はこの体制に入っていないという現状を理解させていただきました。

それで、町長がおっしゃられる、カードは必要があって住民がつくるものだという、利用するものだという発想がありますが、このカードが何に使えるかによって住民のニーズは変わるのですね。

ですから、やはりこれから大事な何に使えるかということで、電子政府、電子自治体を町長がその中で積極的に取り組むと言っているのですから、やはり、私はその検討的な委員会を早く、早期に設置をされて、本格的に取り組んでいただきたいと。

やはり、合併の中で何かを、その項目を話し合うとかということも確かに大事でしょうけど、私は幕別町の中に専門委員会を設置されなければ、この取り組みは絶対できないはずなのです。ですから、これを強く要望します。

ただ、委員会を要望するとき、世間一般の通常理念の中にもありますけれども、たまたま、年代によつての情報漏洩とか、いろんな問題を考えたときの危機感の持ち方が年代によつて違うのですね。30代は本当に高い、7割以上の方が危機感を持っているのですが、60代、70代にいくと、そのパーセンテージはどんどん落ちていきます。

ですから、私は内部検討を設置するとき、委員会を設置するとき、やはりこの辺の年代に応じた危機感意識の高いメンバーを積極的に入れて、内部検討会を設置すべきだろうと。これは事実申し上げておきます。でないと、今後のこういったITにかかわるセキュリティも含めていろいろな対応していくときに、やはりこういった一種の年齢が高くなるといわれる年功序列的な現況というのは、やはり役場の意識改革の中の妨げの一要素にはなるはずで。

ですから、ちょっと苦言で申しわけないのですが、その辺の人材を的確に選出されて、早急なる検討委員会の設置を望みますが、これについての町長の考えを求めたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 年齢のお話がありましたけれども、だんだん私も60代に近くなりますとなかなか難しいのかなと思いますけれども。冗談はさておきまして、確かにこれから文字通り電子自治体、電子政府は目前にきているのだろうというふうに思っております。

そういった意味で、今、お話ありましたように、検討委員会の設置についても充分前向きの中で検討させていただき、設置に向けて協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、永井繁樹議員の質問を終わります。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

[15番 芳 滝 仁]

○15番（芳滝 仁） 通告に基づきまして、マイバック・ノーレジ袋運動の推進について質問をさせていただきます。

幕別町では、ごみ政策の一環として10月よりごみの有料化が始まり、ごみの減量化と財政負担の軽減、そして資源化の促進を目指していくこととなります。

ごみ問題では、町民が具体的にかかわり取り組むことのできることは多々あると思いますが、その一つとしてマイバック・ノーレジ袋運動があります。北海道内でも積極的にこの運動を推進している自治体もありますが、本町としても、この運動が全道的な広がりを持つために具体的な施策を持って推進すべきだと思いますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。マイバック、ノーレジ袋運動の推進についてであります。

本町におきましては、幕別町ごみ処理基本計画を策定し、ごみの減量化やリサイクルを進め、資源循環型の地域社会づくりに取り組んでいるところであります。現在、生ごみの減量を図るため、コンポストや生ごみ処理機の購入の助成、さらには、ダンボールコンポストの普及に努めているところでもあります。

ごみの減量に係る基本的な考えといたしましては、ごみになるものは買わない、使わない、作らないという発生抑制に住民、事業者がそれぞれ努めていかなければなりませんけれども、昨年の本町での排出量は、平成14年度と比較して可燃ごみが9%の減、不燃ごみが24%の減となりましたが、資源ごみにつきましては189%の増となり、年間の総排出量ではわずか0.1%しか減少していないのが現状であります。

このようなことから、ごみの減量化の一つの方策としてお話しにありましたように、本年10月から家庭系のごみにつきまして有料とさせていただきたいとするものであります。

芳滝議員のご質問のマイバック、ノーレジ袋運動につきましても、単にごみの減量のみだけでなく、思想普及の面でも大きな効果があるものと思っております。現在、町内の販売店においても、レジ袋を求めない方にはスタンプカードの発行をするなど、サービスを提供する取り組みをしている業者もあります。マイバックを持参して買い物をしている方も若干は見受けられますが、やはり多くの方がレジ袋を受け取っているのが現状であります。

こうしたことから、ごみの減量には、ごみとなるものを持ち込まないことを一人一人が意識を持って取り組んでいくことが、大切なことだろうというふうに思っておりますし、これらマイバック、ノーレジ袋運動の取り組みは、町民のごみ処理への関心を高めるためにも必要なことだろうというふうに認識いたしております。

消費者協会、あるいは商工会、さらには各関係機関などの連携の上、どのような取り組みをしていくことが一番良いのか、あるいは私ども行政に求められるものはどういうものがあるのか、これらも十分検討しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

以上で、芳滝議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 芳滝議員。

○15番（芳滝 仁） ご答弁のほかにもありましたけれども、住民の意識について鷹揚していくという意味でも大事なことであろうと思うのであります。くりりんセンター等にお伺いしましたら、その袋がたくさんありまして、その多さに驚くのでありまして、また、その処理に膨大な費用がかかっているのだということも伺っております。

そういう意味でも強力に推進すべきだと思うのであります。スーパーによっては、そのスーパーでバックを売り出しているというスーパーもありますし、おっしゃいましたようにスタンプを押してくだ

さるということもあるのでありますが、まだまだおっしゃられましたように、そのものが進んでいない状況にありまして、お店によって温度差があるかと思いますが、町民だけではなくて、やはりスーパーやお店の協力がなければ、この運動も進んでいかないのだろうと思います。

そういう意味で、町としてスーパーや商店にその協力を呼びかけていくというふうなことをすべきだと思いますけれども、その一点につきまして再質問をさせていただきます。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ノーレジ袋運動でありますけれども、今は何か袋をもらってきて、その袋に今度のごみを入れて出しているというのが多いというような話もよく聞くわけですが、それらが有料化になってどうなっていくのかということも一つであります。あるいはほかの町村の事例で、ノーレジ袋運動を進めるために町がバックを各家庭に配ったということもあったのですが、あまり良くはなかった。みんなして同じ袋を持って店に並ぶのは、ちょっとどうかなということもあったということも聞きました。

そういう意味で、今、いかにノーレジ袋運動を進めるか知恵を出し合うということが大事なのだろうというふうに思いますし、今、お話しにありましたように、お店に対しては今までもお話しをしておりますし、商工会、あるいは消費者協会、いろいろなご意見を聞きながら進めているわけですが、何か良い方策があればというのが、正直私も思っているところであります。引き続き関係機関との協議、あるいはいろいろな協議を進める中で対応をしてみたいというふうに思っておりますので、ぜひ何かございましたら、またお聞かせをいただければというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩をいたします。

(11:50 休憩)

(13:00 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に堀川貴庸議員の発言を許します。

堀川貴庸議員。

[7番 堀川貴庸]

○7番（堀川貴庸） 次の通告のとおり質問をいたします。

男性の育児休業についてであります。

過日の報道によりますと、我が国の出生率は年々低下傾向にあり、2003年の出生率は全国で1.29%。都道府県別に見ますと、北海道はさらに低い出生率となっています。そのことから、少子化が進んでいることを如実に表しているともいえると思います。海外の先進国におきましても、出生率の低下が社会問題化しており、世界各国の共通の問題としてよく耳にするところでもあります。

21世紀に入り、ますます女性の社会進出もめざましいものがあり、結婚・出産後も仕事を継続する女性が増加した現在において、少子化対策の一環として育児休業法、現段階では正式には育児休業、介護休業等、育児、または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律というものが施行されてきましたが、その取得率は非常に低く、とりわけ男性の取得率はほぼゼロに等しい調査結果となっております。

そこで、少子高齢化が想像を超えるスピードで進行している今日におきまして、人口減少は自治体の存続すら危ぶみ、核家族化の進行と夫婦の共働き、そして育児力のない子育て期の親と地域社会との接点が少なくなっている中で、夫、あるいは男性の子育て参加は、非常に重要な共通認識であると思われまます。

以下の点につき、町長の見解を伺うものであります。

一つ目に、町職員を含めまして町内企業の育児休業の取得状況についてであります。男性・女性、それぞれの取得状況についてどのように把握されておりますでしょうか。

二つ目に、安心して育児休業を取得できる体制づくりへの取り組みについて。例えば、育児休業の取

得を奨励している企業に対しての支援策などを講じられてはいかがでしょうか。

三つ目に、保育事業、子育て支援事業、保健事業などと横のつながり、連携と、その必要性についてお尋ねをいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 堀川議員のご質問にお答えいたします。

男性の育児休業についてであります。

1点目の町職員、町内企業の育児休業の取得状況はということでありまして、急速に、少子高齢化や核家族化が進む中、男女労働者が働きながら子どもを産み育てやすい雇用環境を整備し、仕事と子育ての両立の負担を軽減することは、労働者の福祉の増進や生活の安定を図っていく上で重要なことだろうというふうに思っております。

こうした中、育児休業法では少子化対策として、この看護休暇や勤務時間の短縮などの法改正がなされており、育児と雇用の継続の両立を可能にする育児休業制度が出生率にプラスの影響を与えるものと思っております。

本町職員の育児休業の取得状況でございますけれども、平成15年に1人、16年に3人、いずれも女性職員が育児休業を取得しております。

また、町内の企業の状況につきましては、特に今までそうした調査が実施されておりません。たまたま本年度、2年に一度の幕別町の事業所雇用実態調査というのがこれから実施されることとなっておりますので、これらの中で調査を実施し、把握に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、安心して育児休業を取得できる体制づくりへの取り組みであります。国では、男女労働者の育児休業の促進をする等の対策の支援として事業主に対しての助成をしております。また、労働者に対しても育児休業給付を行っているところであります。町としては金銭的な支援は考えておりませんが、育児休業法や育児休業給付制度について、まだ知らない事業者の方もいらっしゃいますことから、育児休業制度の啓発や情報提供等を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、保育事業などとの連携についてであります。育児休業の取得につきましてはほとんどが女性であります。たまに男性が育児休業を取りますと新聞記事になるような状況でございます。かつて今においてなお、職場や地域住民、さらには社会の中では、育児は女性がするものだというような固定概念があるのだろうというふうに思っております。

そうした中で、私ども町としましては、父親と子どものふれあいを目的とした事業や、夫婦で妊娠から出産の経過を理解し安心して出産を迎えられ、夫婦として共通認識を得られるような事業、今、「パパママ教室」というような事業を開催しているところであります。こうした事業を実施することにより、少しでも男性の子育てについての認識や理解が得られるものと考えておりますことから、こうした事業を多く取り入れてまいりたいと考えておりますし、これからも、仕事と子育てとが両立でき、また育児休業取得の制度が活用できるよう、各種支援制度等の周知や啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上で、堀川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 堀川議員。

○7番（堀川貴庸） ただいまの町長の答弁、非常に前向きな答弁と私も受け止めて、敬意を表するところであります。

今回の質問で取り上げました育児休業制度というものは、少子化対策の一環として議論されるのと同時に、父親、また母親が果たす役割について改めて議論されるものだと、そういうふうに考えております。

さっきの通告の中に触れましたように、働く女性が増えていく一方で核家族化が進み、子育ての本当の担い手である父親や母親がその役割を十分に果たしているかどうかについては、非常に疑問に感じているところでもあります。さらにはまた、その父親や母親には十分な育児力も備わっておらず、子供を持つことさえ不安な時代背景と言わざるを得ませんし、そのことは皆さんもご存知かと思えます。

また、現行の法制度の下では、育児休業を取得しようとする、先ほど町長の答弁の中でも触れておられましたけれども、共働きの夫婦においては両方の親が取得することは非常に困難、条件的には限定されております。また、所得面においても雇用保険制度という枠組みの中で、一定の条件の下で休業取得前の賃金の最大で40%までしか手当てされないとすると、取得率の向上は考えにくいものがあると考えます。

ここで海外の事例を見てみますと、北欧の国々の中には女性だけではなく、男性が育児休業を取得することが増えている国もあるようです。例えば、ノルウェーのパパクォーター制度、またあるいは、スウェーデンのパパの月、ママの月と呼ばれる制度があるのですが、これらの国々では子育てというものに対して夫婦で楽しもうとする意識が徐々に強まっているのではないかと、そういうふうにも考えます。

子育てには、父親、母親共に同等の責任を持って双方が重要な役割を担っているという認識を社会全体で高めるためにも育児休業制度を広く社会に浸透させ、そうすることによって、先ほど町長が言われましたとおり、仕事と生活の両立へと方向付けることになりすし、あるいはまた、母親の子育てに伴う諸々の負担も軽減することによって、一層の少子化対策に貢献するものと考えております。

昔から子は親の背を見て育つと言われておりますように、その親の関わり方が問われる時代になった昨今におきまして、育児休業を取得するという事は男性の子育て参加の大きな第一歩といえるのではないかと思います。それらを後押しするためにも、本当の意味での少子化対策をさらにするためにも、もう一度この課題多き制度のより充実について、今後の見通し、あるいは町長の考え方について質問をさせていただきますと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、いろいろとお話しがありました。少子化対策の中における、いわゆる育児休業制度の活用、大変大事だろうというふうに思っております。

先ほど申しあげましたように、町内企業で実際どの程度育児休業を活用をされているか、ちょっと掘んでいないわけですが、先ほど申しあげましたように今度の調査の中では、それらを明らかにしていきたいというふうに思いますが、また前回教育長からお話を聞くと、町内の学校の先生では、お一人男性の方が育児休業を取られたというようなケースもあるように聞いております。だんだんそういうことが普及していけば、広く男性が育児休業を取るといふようなことにもなっていくのだろうというふうに思っております。

さらにまた、先ほども申しあげましたように、町が行う事業の中では母親のみならず父親がぜひ子育てに参加をしてもらう、そして理解を深めてもらうということが、これからのまちづくりでは大事だろうというふうにも思いますが、当然のことながら、育児休業もさることながら、行政の立場からは一時保育ですとか子育て支援センターの役割だとか、いろいろなことがあって、子供が産み育てやすい環境づくりを進めていかなければならないだろうというふうに思っております。

もちろん、この制度は大きな制度ですから、町のみではできない部分もたくさんあるのだろうというふうには思いますが、町が担う役割、地域が担う役割、そしてまた、お父さん、お母さんたちが担う役割、それぞれを果たす中で良い方向に子育て支援、そして少子化対策を進めていければというふうに思っているところであります。引き続き、今、いただきましたご意見等を参考にしながら進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（本保証喜） 以上で堀川貴庸議員の質問を終わります。

次に、伊東昭雄議員の発言を許します。

伊東昭雄議員。

[18番 伊 東 昭 雄]

○18番（伊東昭雄） 通告に基づきまして、農村主要町道の道路用地の草刈りについて質問いたします。

本町の第4期総合計画に基づき、昨年度は幕別町都市計画マスタープラン並びに幕別町緑の基本計画が策定され、十勝管内の中核都市として、また発展的な農村都市としてのまちづくりが進められており、

誠に喜ばしい限りであります。

さて、申し上げるまでもなく、本町は農業を基幹産業として、しかも恵まれた自然環境を背景に発展してまいりました。特に平坦な十勝平野の中で、丘陵地が波状に広がる農地とその地形は本町の特徴でもあり、富良野方面の農村景観を彷彿とさせてくれます。近年の農業技術の飛躍的な発展と農家個々の血のにじむ努力によりまして、畑に雑草が一本もないほどによく手入れされた農地は見事です。畑作物や野菜は発芽から開花、収穫まで多様な変化を繰り返し、その広大で鮮やかな作物生育の景観は訪れる人々や車窓から眺める方々に無休の感動を与え、心を和ませてくれます。

しかしながら、現状はよいことばかりではありません。残念なことに道路用地にはヨモギやアカザ、ヨシなどの長大雑草がはびこり、農家は手が回らず、8月ともなるとせつかくの農村景観に影を落とし、決定的なダメージを与えているわけであります。また、交差点やカーブの多い地形か、交通安全事故防止対策上憂慮される面が多々あります。

そこで提案するわけでありますが、私はまず都市計画に添った農村景観づくりのために、農家の方々の惜しみない努力と意志改革を図ることが大事であると考えます。

また、雇用対策も重要な課題と考えます。繁忙期で多忙感極まる7月頃、地元農家の協力を前提として(町道愛護組合や農村景観づくり実行委員会などを結成するなど)、町財政資金援助のもとで、道路用地の草刈りを実施していただきたいと考えます。

このことこそが、住民と行政の血の通ったまちづくり協働の実践であり、将来目標である町と農村を結ぶ田園都市づくりにつながるのではないのでしょうか。農村の発展なくして明日の幕別町発展は望めません。農村と都市の一体化、調和のとれたまちづくり計画の具体化に向け、農村主要町道用地の草刈り実施計画を樹立し、ぜひともその計画を実行していただき、町道用地に雑草のない景観づくりを実現するよう強く申し上げ、私の質問を終わります。以上。

○議長(本保証喜) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 伊東議員のご質問にお答えいたします。

農村主要町道の道路用地の草刈りについてであります。

今、伊東議員のご質問の要旨にもありますように、本町は農業を基幹産業とし、しかも恵まれた自然環境を背景に、自然と調和した快適で住みよいまちを基本目標にまちづくりを進めているところでありますが、ご質問の農村主要町道用地の草刈りについては、現在、交通安全の確保のために、主要町道を中心に23路線118kmを年3回、その他163路線347kmを年2回実施いたしております。

なお、この他に交差点やカーブ等で見通しが悪く交通安全上危険と思われる箇所につきましては、随時パトロールを行う中で対応をいたしているところでありますが、平成12年度からは草刈り機械を1台増やしまして、3回刈る路線の延長と作業の迅速化を図ってまいりました。

また、町道用地に雑草のない景観づくりの実現であります。現在、郡部路線は全て機械刈りで行っておりますことから、路肩及び道路側法面のみ実施をいたしております。機械の構造上、反対側法面については実施できない状況にあります。

つきましては、今後におきましても現状の回数と手法の中での実施とならざるを得ない状況にありますが、農村景観と交通安全を確保するため実施時期を調整するなど、より注意を払い対応してまいりたいと考えております。

さらに、ご提言いただきました地域との協働、あるいは愛護組合、あるいは実行委員会の設置等を含めまして、これらに関しましては農村部公区長さんをはじめ、地域の皆様の声も聞かせていただきながら、今後検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で、伊東議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長(本保証喜) 伊東議員。

○18番(伊東昭雄) ただいま、町長が町道については2回ないし3回刈っていると。それは、私は十分承知はしておりますが、私が言っている町道用地というのは、機械が2回刈っても今の機械の構造上、上から1メートルから1メートル20ぐらいしか刈れないのです。それから残るのはびこるもの、それがそ

の景観を非常に悪化していると。それを協働で刈ってはどうかと、そういう意味でございまして、非常に町は努力して刈っていることは認めておりますし、そのことを私は言っているのです。道路用地というのはそのことを言っているのです。

そこで、私は、道路用地の草刈りは道路管理者と、また基幹産業を守る農家の意識改革にあると思います。道路用地に雑草が長大しても、また農家の屋敷が非常に機械や古タイヤが散在しておりまして、農家の所得には何の影響もないわけで、経済的には影響がないので何ら気が付かないと。しかし、ほかから見れば非常にイメージダウンをしているというのが事実だと思います。

こうしたことは、やはり意識の問題でありまして、行政と共に意識改革を図ることが大切でなかろうかということをお私述べているわけです。

私はパークゴルフ場、また公園管理も大切なことだと思います。これらもほかから見て見やすい景観で遊んだり楽しんだりすることが非常に大切だと思っております。

それで公園の管理費は総経費としていくらかかかっているのかとお尋ねしましたら、約7千万円かかっていると。パークゴルフ場が3千万円。それぞれが管理費としてかかっているわけですが、それでは主要道路の草刈り、私が言っている機械で刈れないところを刈ったらどれぐらいの費用がかかるのかということをお私なりに推計いたしました。それは広域農道をはじめとして10路線、西幕には大体主要道路というのは3路線ぐらいあるだろうと思っておりますし、南には3路線があると思っております。

私は一昨年、家庭の事情で地先の町道の道路の草を刈っていただきました。その支払額を参考にするに、大体、1キロ4万5,000円から5万5,000円の計算で支払いました。先ほど申し上げました主要道路というのは大体100キロぐらいあるわけでございまして、これを、私のやった計算ですからきちっとした数ではございませんけれども、およその目安として100キロで450万円から500万円ぐらいかければ、その機械で刈った残りを刈れるのではないかなというお私なりの計算でございまして。

この額を、町行政に全部やってくれということは非常に財政問題がありますので、地域と行政が一体となって協働でこの草刈りを実現したならば、素晴らしい農村景観ができあがり、先ほど申し上げました農村都市としての具体化、または調和のとれたまちづくりになるのではないかと思っております。

申し遅れましたけれども、平成9年から町で雑木を切り始めました。以前にもやっておったのだろうけれども、切るよりも大きくなる方が多くて目立たなかったけれども、車両センターが委託をしたことによって、その益金で木を切りはじめまして、非常に道路が見やすくなって地域の人も大変喜んでおります。

また、私、数年前に、会派で旭川の方面に視察に行ったときに、驚いたことには道路用地の草が全部刈ってありまして、非常に景観が素晴らしかったと。これは、水田地といえれば平坦で道路も起伏もないために、そんなに盛り上がりせずに、今の機械で刈ればほとんど残りが50センチぐらいしかないもので、それは農家の自先の人が刈っているのであろうと思っておりました。これも、西幕別の依田地区とか途別地区はほとんど刈っております。その景観を見たときに、その高台あるいは起伏のあるところの機械で刈れないところの雑草が景観を阻害しているということをお私は常に考えてございまして、そうしたことで、ひとつ刈ることを望んでいるわけでありまして。

こうしたことで、やはり全町的に見たときには、高台は起伏が多くて機械で刈った残りを刈るということは農家では刈れないという実態があるので、今の町が一体となって、このことを実現に向けていただければ非常に景観がいいのではないかと、こんなように思っておりますので、今一度、町長の考えをお聞きいたしたいと思っております。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、町道の草刈り、今はほとんどが機械で実施をしている状況であります。

今、伊東議員のご質問は、機械で刈ってそれで終わらない部分、機械で対応できない部分を手で刈ることがいいのではないかと、刈るべきだというようなお話でありました。確かに試算もお聞きしましたが、非常に農村部の町道、大変距離があるだけになかなか大変だと思います。

特に、今お話のありましたように、地域の皆さんの協力がなければ当然やっていけないものだろうというふうに思います。

かつては、道路愛護組合というような名称でそれぞれの地域にそうした道路の、当時は砂利敷きを中心にした愛護組合もあったのですが、今そうした組合もないというような状況であります。

そうした中で、この景観を大事にするという観点から、町道の草刈りを手刈りでやることについて、これは内部でも検討はさせていただきたいというふうに思いますけども、やはりまずは地域の皆さんの協力を得られるかどうか、これが大事だろうというふうに思いますし、そうしたことからすると、公区長会議なんかの機会を通じながら、あるいは地域に出向いた特にいろんなご意見を伺う中で、これから対応していかなければならないというふうに思っていますけども、とにかく、今、お話ありましたように、主要町道、なかなか位置付けも難しいものがあるのだろうというふうに思いますし、また、草刈りが必要なところ、これが1回だけで終われば何百万円で終わるのかもしれませんが、これがまた2回、3回というふうになってくると、いわゆる景観を維持していくためには、年に何回かの草刈りを手でやっていくということも考えていきますと、また大きな費用にもなってくるのだろうと思いますし、何とんでも、今、伊東委員さんが言われますように、地域の方が大変お忙しい中に、そうした奉仕といえますか、協力をさせていただけるかどうかといった場合も、大切なことであろうというふうに思っておりますの、それらを含めた中で十分検討させていただきたい、協議をさせていただければというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 伊東議員。

○18番（伊東昭雄） 町長の言われることはよくわかりますけれども、私の言っているのは、手狩りを2回なり3回刈れということは考えておりません。

まず、7月中旬に1回刈れば、後は秋までは景観が阻害するような2番草が出てでも、それはございません。私も自分のところは刈ってよく経験しておりますけれども、1回さえ刈れば、今、そういう見苦しい景観はなくなるということでございまして、金額もそんなに莫大な金額ではないのではないかとこのように考えております。

それから、もちろん、これは行政だけでやれということは困難でございまして、これは地域の方が、先ほど申し上げましたように、そういう組合というものを作りながら、協働、あるいは地域ぐるみで、そういうやれるところからやっていってはどうかかなと。そうしたことも、もちろん農家自身も考えなければなりませんけれども、行政として意識改革という観点から、やはりその指導という言葉は当てはまりませんが、ひとつ、いつか前川議員が何でも農家に頼んでみってくれと、遠慮なくという言葉は心臓に残っておりますが、やはりこれは、行政が本当にこのパンフレットに書いてあるように、景観を大事にする町と都市との一体化の調和のとれたまちづくりということを実際に考えているのなら、やはり行政自らそうしたことに前向きで、農家の人にもやはり声をかけて、どうだろうかという、そういう前向きの姿勢が私は必要でないかと。

これは道路管理者がやらなければならないことではございますけれども、それは全部、先ほど申し上げましたように、平らなところであればできますけれども、非常に手刈りが多くなりますので、そうしたこともひとつ指導というか、行政の役割を少しずつ啓蒙して働きかけていただきたいと、こんなふうに思っておりますので、今一度ギャップがありますので、2回、3回刈れということでございせんので、その辺もひとつご理解していただいて、町長の考えを今一度お聞きいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 行政の責任で、あるいは道路管理者の責任でということになります。

ただ、私どもは、今も交通安全という観点からは、先ほど来申し上げておりますように、機械でもって町道の草刈りは2回、3回と実施している。それを手刈りにすることによって、どれだけ景観が維持されるのかわかりませんが、その必要性について、やはりいろいろご意見を聞いていかなければならないのだろうというふうに思っております。

先ほど来申し上げましたように、主要町道、どこの範囲まで主要町道とするのか、その辺の問題もあ

るのだらうと思います。1回でいいということですから、1回で、先ほど申し上げたような金額で終わるのかもしれませんが、それにいたしましても、それ相応のお手伝いをいただかなければならない問題もあるわけでありまして、町のお金を使うということになると、そこまでいけるかどうか、そして、景観を大事にするということで、どの辺の範囲までが町として、あるいは道路管理者としてやらなければならない仕事であるのかどうか。そういったことも含めながら、これからも協議・検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、伊東昭雄議員の質問を終わります。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

[3番 野原恵子]

○3番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問をいたします。

難病医療費助成制度についての質問です。

原因・治療費が不明で経済的にも負担の大きい、いわゆる難病については、国が1972年以来、特定疾患として調査研究や治療研究を進めてきました。道も、国の事業に上乘せる形で、全国初の難病集団無料検診、難病センターの建設のほか、道独自の医療費無料化を行いました。この結果、道は東京都と並んで難病対策では全国最高水準の内容となりました。

道は、財政立て直しプランの中で、障害者などへの医療費助成削減に続きまして、難治性肝炎、橋本病、下垂体機能障害、ステロイドホルモン産生異常症の四つの難病への助成を打ち切ろうとしています。難治性肝炎については、別制度への移行という方向が出されていますが、具体的内容が示されていないため、肝炎の患者・家族は不安の中に置かれたままです。橋本病はその患者の多くが主婦層であることから、病気による心身の負担は予想を超えるものとなっており、経済的側面とともに、十分に配慮しなければならないと考えます。

難病は継続的な医療・検査が必要であり、医療費の負担額が増えると支払いが困難になり、必要な医療が受けられなくなる不安があります。また、仕事も収入も不安定な患者も多く、生活が大変困難になります。

したがって、次の質問をいたします。

1、町として難病患者に対する支援策を講じること。

1、道に対して、4疾患の医療費助成を続けていくように求めていくこと。

次に、学校給食の改善についてです。

食文化は、人間の命や生き方、生きる力を生み出すものであり、人と人のつながりをつくり、集団の文化や共同体を維持、発展させる力を持った生活様式です。

今の食生活は、一見豊かそうに見えながら、内容は食品添加物や加工食品、輸入食品等の利用で、食材を活用し調理する食文化がなおざりにされていると指摘されています。食生活の内容の変化とともに、子供たちの間に生活習慣の乱れや、精神的な不安定、また、脂肪や塩分の取り過ぎによる生活習慣病が目立ってきていることも指摘されています。

学校給食は人と人との結びつきや協力し合う体験を培う場であり、栄養摂取や食文化を伝えていく上でも重要な役割を果たしていかなければなりません。

食材については、産地が遠くなればなるほど、流通過程で食品を保存するための農薬などを多く使わなくてはなりません。地元の食材を給食に使用することにより、育っていく家庭や苦勞を知ることができ、生産者との交流を深めることもできます。幕別の農産物の活用方法をさまざまな角度から研究することが必要です。

また、学校には給食調理室が併設されていると調理過程が身近になり、食に関する興味が大きくなり、食育から見ても大切な役割を果たしていきます。

学校教育には、知育・徳育・体育までは言われておりますけれども、給食と教育を結びつけていく食

育にも重点を置くことが必要と考えます。

子供の心と体の健やかな発達を保障するため、おいしくて豊かで安全な学校給食の改善のため、次の質問をいたします。

1、給食と教育を結びつける食育を大切にすること。

1、地場産品の活用の研究をすすめていくこと。

1、自校式の将来の見通しについて。以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

1点目の難病医療費助成制度についてであります。

お話がありましたように、北海道は国が定めるベーチェット病や多発性硬化症などの45疾患のほか、難治性肝炎、橋本病などの7疾患を上乗せした52疾患を特定疾患治療研究事業、いわゆる難病の対象疾患として、治療費の助成を行っているところであります。

北海道単独の特定疾患医療費につきましては、本年6月に開催されました第2回北海道議会定例会において、本制度のあり方を専門的な立場の方々で検討した結果、制度発足から30年が経過し、この間の医療技術の進歩に伴い、難治性肝炎、橋本病、下垂体機能障害及びステロイドホルモン産生異常症の四つの疾患については、原因の解明が進んだり、治療方法がある程度確立したものであるとの報告を受けて、見直しの検討を行うこととなったものと伺っております。

こうしたことから、北海道の特定疾患医療費の見直しにつきましては、今後、関係団体等から十分な意見聴取などを行いながら検討が進められていくものと思っておりますが、いずれにいたしましても、本町においては、すでに特定疾患患者の方々に対して通院費の助成を実施しているところでもあり、これ以上の支援につきましては、町としては難しい状況にあるものと考えております。

また、北海道に対して医療費助成を続けていくように求めることについてであります。このたびの北海道の見直しについては、先ほども述べさせていただいたとおり、専門的見地から十分に議論し判断されたものと考えております。

そうした状況を考え合わせますと、難病患者の方々には大変なこととは思いますが、北海道の財政事情等の状況を考えるときに、ある意味では、撤回・見直しは難しいものかなというふうに思っております。今、私の立場で医療費助成の継続を求めることについては考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上で、野原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 野原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

はじめに、給食と教育を結びつけた「食育」を大切にということでもあります。

ご質問にもありますように、近年、食生活を取り巻く社会環境が大きく変化、食行動の多様化が進む中で、食に関するさまざまな健康問題が引き起こされています。

なかでも健康3原則といわれる、調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養と睡眠の徹底、これらが必要でありなして、特に児童生徒に対する食に関する指導は、児童生徒期が発育発達の著しい時期であることから重要な意義と役割を有していると言われております。

また、食に関する指導は、単に健康教育の枠にとどまるものではなく、環境問題、国際理解、日本の伝統的な食文化を理解し継承するなど、豊かな人間性や社会性を涵養するものであると理解をしているところであります。

このため、本年度の教育行政執行方針の中で、これまでの知育・徳育・体育に加えて、食育を生涯学習の一環として位置づけ、現在、関係機関、団体との連携のもと実現できるところから取り組んでいるところです。

学校における食に関する指導につきましては、学級担任や学校栄養職員等が、給食時間や家庭科、保健体育科の中で行っておりますし、総合的な学習の時間の中では農業体験など、食農教育に取り組んで

いる学校もあります。

特に、学校給食の時間には、給食を「生きた教材」として用いた指導は、学校給食が多様な食品を活用した栄養バランスのとれた食事であり、児童生徒の栄養改善や体位、体力の向上につながるというだけでなく、児童が実際にそれを食べることを通じて、食について体験しつつ学びとることができる、さらには子供たちを通じて保護者を啓発し、家庭の教育力の活性化にもつながるなど多くの教育的効果を発揮しているものと考えております。

また、体験学習や米飯給食の実施により、日本の伝統的な食生活に対する理解と関心を高めるとともに、地場産物を活用した伝統食や郷土色豊かな献立により、地域の伝統や文化に対する理解と関心を高めるなど、さまざまな活用が図られているものと思っております。

次に、地場産物の活用についてであります。今も一部申し上げましたけれども、学校給食を通じての食育、あるいは食農というのは大変重要なことだと認識しておりますので、引き続き、ふるさと給食の充実と、現在、「地産・地加・地消」いわゆる地元でとれたものを地元で加工し、地元で消費をしよう。これを目指して地元加工業者と給食センターとが連携・協力しながら、パンやグラタン、コロケ、その他の揚げ物などの開発・提供を心がけていますが、さらに、多くの方々の意見を取り入れながら、安全、安心、安価を理念としながら研究開発に取り組んでまいります。

次に、自校式の将来像と見通しについてであります。この問題につきましては、現在の給食センターを建設する際、自校式か、あるいはセンター方式かが検討され、その結果、施設整備費や維持管理費などの観点からセンター方式に決定したものと理解をしております。

したがって、平成10年4月に稼動してから、今年数えて6年を迎えた今日、ご質問の将来像を述べるに至らないことをご理解いただきたいと思います。

引き続き、現給食センターを効率的に運営し、質の向上をめざしてより一層の努力をしてみたいというふうに思っております。

以上で、野原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○3番（野原恵子） まず、特定疾患の件なのですが、町長の答弁では、専門家の話を聞きまして、治療法や何かが確立されていく中での廃止の方向でというお答えでした。道議会の質問なんかを聞きますと、この中でどういう中で決められていったかといいますと、確かにそういう専門医の方から検討をいただいて、検討してきたということも聞いておりますけれども、その中での委員会の中では、半数に満たない方々の出席状況の中でそういうことを決められているということでは、まだまだ現状をしっかりと討議した中で進めてこられたのではないということをお聞きしております。

それで、幕別町のこの難治性肝炎、現在、16年3月現在では92名いますし、橋本病が65人ですね。下垂体機能障害が5人と、ステロイドホルモン産生異常症1人です。合計163人の町民が、この医療費の助成が受けられなくなるということになります。これが決まりますとね。実際に地域に出ても、年金生活者ですとか、主婦の方々から本当にこれが打ち切られてしまうと、医療が受けられない。そういう不安がすでに地域から声が挙がっています。そういう中では、この難病医療費の助成、道のこの四つの医療費、これは町の負担ではないのですよね。医療費は道の負担ですから、ぜひ、町民の命、健康を守るために、この制度を維持して欲しいということを、意見を挙げていくことは財政的には負担は町にはないと思うのです。ですから、町民の命を守る、生活を不安に陥れないということから考えますと、道の施策として実施して欲しいという声を挙げていくというのは、やはり町長の役割ではないかと私は考えております。

その点、お聞きしたいということと、それから、もしその声を挙げていく気持ちはないとお答えになったのですが、そうしますと、今、町で交通費の助成をしていますけれども、この四つの難病の方々が外れますと、交通費の助成も受けられないということになりますよね。

ですから、そういう点でもやはり存続して欲しいという声を幕別町の責任者として挙げていくことが必要ではないかと思っております。

それから学校給食の件なのですが、確かに教育長の食育に関するお答え、その通りだと思います。それで、実際に子供たちがその給食を食べて、本当にそういうものをおいしい、季節感あふれた給食、そして楽しんで食べているか、そういうところがちょっと聞こえてこなかったものですから、子供たちがどういうふうに幕別町の給食を食べて感じているのか、その点を具体的にお聞きしたいなと思います。

それと、地場産品の活用なのですが、これはいろんなところでお聞きもしているのですが、直接農家と契約して地場産品を活用する、そういう方法を幕別町でとっているのかどうか。

また、野菜やなにかも旬のものを子供たちに食べさせたいということで、農家の方々が苦勞して旬のものをお届けしても、それがなかなか子供たちに直接喜ばれる方法で給食に出されていないという声も聞こえてきておりますので、その点をどのように工夫されているのかをお聞きしたいと思います。

それから、自校式の将来の見通しなのですが、確かに、センター方式になって6年ということなのですけれども、これは将来の見通しを据えてということなのですけれども、長期的、総合的に考えまして、学校が新しく建て直しされるとか、そういうことも見通しを立てる中で、そういうところに給食室、調理室を併設して、計画を立てていくということも考えの中に入れておくことが必要ではないかと考えます。

また、小規模校でもし空き教室とかそういうところがあるのであれば、そこで小さいところから自校式の給食を進めていくことができないのか。その点についてお聞きいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 難病の専門委員会の中での検討結果、これは、私は中身は詳しくはもちろんわかりませんし、道議会の中でどのような審議がされているのかまで詳しいことはわかりませんが、先ほど申し上げましたように、6月の道議会の定例会の中でそういう結果が報告をされ、今、検討に入っているというのが現実でありますから、それらが今後どのような方向に進んでいくのか、その推移を私どもとしては、今、見守っていききたいというふうに思っております。

ただ、先ほども申し上げましたように、今まで無料のものが有料化されるということは、大変、患者の方にとっての負担になることだけは、これは間違いないのだろうというふうに思っております。たまたま私どもも先般、全道の町村会の席上で高橋知事からこの経過をお聞きしました。知事も自らこの患者の会の皆さんとお会いして、道の実情をお話させていただき、何とか理解を求めたいというようなことで、その経過もお話をされました。

そうした中で、町村会も道の財政事情、あるいは道のこれから将来的な今、財政再建云々というようなことで頑張っている中での一つの判断なのだろうというようなことで、私どもは押さえたわけでありすけれども、そうした中で、私どもとしては一首長がそのことについて、道にもう1回見直してやりなさいというようなことを申し述べる立場ではないのではないかなということをお知らせしたわけでありまして、決して町民が困っているのをなげるとか見捨てるとかそういうつもりではないことを、ひとつご理解をいただきたいと思っておりますし、また、町が交通費の助成をしてみたいけれども、これも当然のことながら、道の指定のある難病がこれの対象でありますから、道の、先ほど申し上げましたように、今後の動きを見守る中で、私どもも新年度、あるいはいつになるか、新年度を過ぎるかもしれませぬけれども、その方向性を見守る中で対応してみたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 1点目に、給食の改善についてでありますけれども、このことにつきましては、いつもこういったものについてはどうなのというお話をいっぱい聞いております。

そこで、私も給食センターの方としては、もちろん栄養士を学校に派遣して、そこでいろんな子供たちと話をしながら改善策、それからアンケートも取ったりなんかしての改善、そういったこともやってきておりますし、運営委員会というのがありますので、ここでもまたいろいろな意見を聞かせていただきながら、改善できるものから、あるいは工夫できるものからやっていると。

昨年度、初めてジュニア教育委員会という中学生を公募して、いろいろな意見、その中に給食センターについてどうですかという意見を聞かせていただきました。いろんな意見もありましたけれども、総体

的には満足していただけるというような形のお答えもいただいておりますけども、でも、これがすべてだというふうには思っておりませんので、常に給食センターは毎日毎日どんなふうによろうかということで、今、改善に努めているところでもありますし、先ほども言いましたように、もっともっと多くの人たちに意見を聞く場面、こういったものをもっとつくらなければだめかなと、こんなことも、今、考えているところでもありますし、それは地場産品の給食への工夫改善とも関連しておりますので、そういった意味でやっぱり主婦層、あるいはいろいろな料理をつくる人たちが、こんな郷土食がありますよということのヒントを与えていただきながら、決まった予算の中でのような給食改善を、まずは地場産品を十分に使いながらやっていきたいというふうに考えております。

それから、地場産物の直接取引しているのがどうなのということがありますけども、これは一部そういったものを取り引しているものもあります。イチゴだとかアスパラとかそういったものは直接朝採ったものをいただいているということでもありますけども、全体的にはこれは商業との関係もありますので、そういった商店街との関係もあって、やはり今のようにやっぱり市場からという形の中で。でも、幕別産をあるいは十勝産をという指定をしながらいろんな食料品を入れているというような実態にあります。

それから、自校式でありますけども、学校改善、学校を改築するときはどうだ。これは、学校改築いつになるかもちょっとわかりませんが、逆に、これから学校再編がどうなるかといういろいろな問題も出てまいりますので、そういった意味で、今、改築の際に云々ということも言えませんし、もう一つ、小規模校でどうですか。これは確かに空き教室といましようか、そういう調理室もありますけども、これは前段申し上げましたように、自校方式かセンター方式か、この中で十分論議をされた。その中でやっぱり人件費がどうなのか、それから施設整備費はどうなのか、それからランニングコスト。こういったことで、今のセンター方式になったのだらうというふうに考えていますので、野原議員は今からそういったことを考えてはということでもありますけども、あのセンター35年持つそうでもありますから、今、私が30年先のことまで一緒になってお話するということは、ちょっとやぶさかかなということと考えておりますので、そういった時点があったときに、いろいろな角度から論議されてもいいのかな。

今、非常にまわり、我々取り巻く環境、非常に早い形で走っておりますので、どんなふうになるかということは、今、ここで申し上げられないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○3番（野原恵子） 難病の件なのですが、今、高橋知事との話の中でということをお聞きしたのですが、財政上のことが一番の大きなネックということも、私はそういうふうには受け止めたのですが、財政上の問題といいますと、もっともっと大きなところで財政の見直しを考えていくということの方が先ではないかなというふうに思うのです。

確かに、こういう幕別町では160云々という方々の医療費なのですが、そういうことを考えますと、医療費はもちろんそうなのですが、福祉の立場から考えましても、今、どんどん福祉が後退しているわけですから、そういう点から見ても、やはりこういう施策というのは残していく必要があるのではないかと私は思うのですよね。

ですから、地方の首長が意見をいう立場ではないと町長はいつもおっしゃるのですが、そういう点、ぜひ突破して地方の町から住民の暮らしを守るために、意見をぜひ挙げていっていただきたいなというふうに思います。

また、学校給食の件なのですが、もっともっと多くの声を聞いていくと、そここのところ声を大にして望みます。確かに、子供たちから声を聞くのが本当に大事なのですが、いろんなところから意見をたくさん聞いて、それでこの方法がいい、こういう給食がいい、そういうところをもっともっと広く進めていっていただきたいなと思います。

また、地産地消の件なのですが、いつも商店との関係がネックということもおっしゃられるのですが、何とかそこを突破いたしまして、農家の方々と直接契約ということで農産物を給食に使っていくということを、解決、研究できないかなと思うのですよね。

といいまのは、私は農家の主婦の方々とお話する機会があるのですが、学校給食にやっぱり私たちのつくった農産物を多く利用してもらいたいと。そのため、町から要望があればそういう努力もしていくことはできるのだという声も聞いているのですよね。

ですから、確かに商店を通して幕別の農産物を学校給食に使っているというのは前から聞いているのですけれども、農家と直接契約することによって、最低の農薬の使用ですとか、そういうことも考えていけるのではないかと思うのです。そして、生産者との声を直接子供たちに届けることもできまして、あそこのおじさん、おばさんがつくった野菜を私たちが食べているのだというふうになれば、食材に対する関心ももっと深まるのではないかと思います、そここのところの研究もしていただければと思います。

また、自校式ですが、確かに教育長が言いますように、30年先ということをおっしゃったのですが、その前にもし具体的に学校の建て替えですとか、そういうことができてきましたら、その青写真の中にそういうことも入れていくということもお考えの中に入れておいていただければと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 財政問題が根っこにあるのではないかと。確かにそれがあるのだろうというふうに思います。

ただ、もう一つ、先ほどちょっと専門的分野からの報告があったということをお知らせしましたが、野原議員さんは幕別町160何人といいましたけれども、私の手元には207人ほどがいます。全道では5万400人ほどの対象者がいるということになります。そして、特定疾患を認定するにあたっての要件というものがあるのですが、この中に希少なと、あるいは原因が不明であるといったこと、あるいは効果的な治療方法がまだ未確立であるということ、あるいは生活面での長期にわたる支援が必要である。こういったことの中から、先ほど言ったようにある程度の原因が解明されてきた、ある程度治療方法が出てきたからそろそろ見直してはどうかというようなことが、今回、道議会に出されたというふうに私どもはお聞きしているわけでありまして、加えて、今の道の財政状況の中ではなかなか厳しいので、今回、見直しをしたいということで、今、道議会で論議がされているわけでありまして、私どもとしては先ほど申し上げているように、それを見守っていくということになれば、私どもが、一市長がそこで声を挙げてやめなさいということにはならないのだろうというふうに思いますし、私どもとしては、国や道がやってきたことが、ある日だめになったからそれを町に下ろしてきて町がやれということにもなかなかならない部分はあるのだろうというふうに思っております。

もちろん財政状況はどこの自治体も悪いわけですから、行政改革の見地、健全財政の見地と、いろんな立場から財政運営を考えていかなければならない。その中で一つの施策の見直しとうようなこともあるのだろうと思います。

そうした中で、道の判断としては、この四つの難病にかかわっての見直しに向かって、今、検討が進められている状況だというふうに思っておりますので、私どももそうした状況の中で、これからは町として対応を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 1点目の多くの人々の声を聞く。これはまさにその通りでありますので、これからはいろいろな方たちのご意見をいただきながら、改善・工夫をしてまいりたいと、そんなふうに考えております。

それから、直接契約の可能性なのですが、前回は議員からの質問でお話しておりますけれども、今、十勝産だとか町内産、72%ぐらいは使っているわけでありまして、使用するときの第一条件、これはやっぱり何よりも端境期も含めて、価格面はもちろんのこと、安定的、継続的に食材が確保できるか。この問題が先にくると、それからどこの農家と直接契約したらいいのかな。たくさん農家があるのにあの方だけとどうやって契約するかなとか、指名業者ではありませんので、どんな形でやった方がいいのかな。こんなことだとかいろいろな課題を給食センターではこれまでも考えながらやってきているということになりますので、この辺、また、いろいろな形、意見を聞きながら、全くやらないとか何とかで

はなくて、今も部分的にはやれるものはやっておりますけども、いろんな多くの声を聞きながら、また、やっていきたいな、そんなふうに思っております。

それから、自校式でありますけども、確かに改築、いろいろなことあるでしょうけども、まずは、さっきもお話いたしましたように、まだ30年ぐらいはもつだろうというこのセンター、ここをやっぴり有効的に活用していかなかったら、あれを建てたのは何なのだという形で、一部にはもう民間もいいのではないのという声もあるわけでありますから、全体的にどうしたらいいか。これは、今、私がお答えするのはやっぱり30年先ですから、90歳になってしまいますので、ちょっとその辺はひかえさせていただきながら、私の年齢からいくと90歳になってしまうので、あまり先のこと読めないということもありますので、その辺、またこれからいろんな角度で検討していく必要があるのだろう、この程度に止めたいと思います。

○議長（本保証喜） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、14時15分まで休憩いたします。

(14 : 01 休憩)

(14 : 15 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊島善江議員の発言を許します。

豊島善江議員。

[1番 豊島善江]

○1番（豊島善江） 通告に従いまして、2点の質問を行います。

1点目は、次世代育成支援計画についてです。

2003年に成立した次世代育成支援対策推進法により、すべての市町村が子育て支援の行動計画を策定、公表することが義務づけられました。行動計画期間は5年間を1期として、2期10年の取り組みとなります。計画は国の策定指針に則し、1、地域における子育て支援。

2、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進。

3、子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備。

4、子供を育成する過程に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保。

5、職業生活と家庭生活との両立の推進。

6、その他の対策について計画を策定し、目標実施時期を定めることとなります。

少子化は合計特殊出生率が全国1.29%、特に北海道は1.20%と、全国42位に落ち込み深刻です。

幕別町でも公募3名を含む、次世代育成支援対策推進協議会がつくられています。今後10年間の幕別町の子育て支援のあり方を指し示すものであり、住民の要求をしっかりと反映させ、真の子育て支援となる実行ある計画策定が求められます。

以下、4項目をお聞きします。

1番目、取り組みの到達状況をお聞きします。

また、指針は計画の策定段階で、サービスの利用者である地域住民の意見を反映させるため、公聴会、懇談会、または説明会等を通じて、計画策定にかかわる情報を提供するとともに、住民の意見を幅広く聴取し、反映させることが必要としています。

そこで、2点目に、住民参加と住民要求の反映はどのように取り組まれているか。

3点目に、策定してからではなく、途中でも情報を公開し、意見を求めるなど、きめ細やかな情報公開が必要と思ってお聞きします。

4点目には、今後のスケジュールです。

次に、2点目です。

介護保険認定者の税の障害者控除を活用しやすく改善すべき。

65歳以上の要介護認定者に、市町村が障害者控除対象者認定書を発行すれば、障害者手帳を持たない

人も障害者と同じく税金が控除される制度があります。

十勝管内でもすべての市町村で実施しています。しかし、控除の区分と介護度との関係や、周知の方法など、自治体によって違うことから控除申請数にも差が生まれています。

幕別町の場合は、医師の診断書が必要としています。帯広市の場合は要支援、介護度1から2が一般、介護度3から5が特別障害者控除に認定されています。

より、活用されやすくするために改善が必要です。

1 番目、認定申請数と認定書の発行状況。

2 番目、帯広市のように活用しやすく改善すべき。

3 点目、周知の徹底について。以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 豊島議員のご質問にお答えいたします。

次世代育成支援計画についてであります。

子どもを生み育てやすい環境の整備に向け、官民一体で取り組むため、平成15年7月に次世代育成支援対策法が成立したところであります。平成17年度からの5年間で1期とし、2期を平成22年度から平成26年度までの時限立法であります。お話しがありましたように、市町村では地域における子育ての支援ほか、各種の実施に関する計画を、子育てニーズ調査に基づき子育て支援についての数値目標を設定した具体的な行動計画を策定するものであります。

この行動計画については、従業員300人を超える事業主も雇用環境などの整備の目標計画を策定しなければならないとされ、国、地方公共団体と事業主とで取り組んでいくこととなります。

本町では、就学前児童、小学校低学年、高学年、720人の保護者に子育て支援に関するアンケートによりニーズ調査を実施したところであります。今現在、集計作業中ではありますが、父母の皆さん方は何を求め子育て支援をどうすべきかを、これら調査結果を踏まえた中で今年度中に行動計画を策定するものであります。

この行動計画の策定にあたっては、1期目の5年間、平成H17年度から平成21年度ではありますが、この5年間で、次世代育成支援対策推進協議会委員の皆様方に十分協議をいただきながら行動計画を策定してまいります。また、今月中には第1回目の推進協議会の開催を予定しておりますことから、現在、協議会委員の選定作業を進めているところであります。なお、行動計画は3月完成の予定でありますので、これら計画につきましては、必要に応じ、適時広報等で周知をしてまいりたいと考えております。

次に、2点目の介護保険認定者に対する税の障害者控除についてであります。ご承知のとおり、障害者控除の対象となる方は、従来、精神衛生鑑定医等の判定により精神薄弱者、今は知的障害者といわれておりますけれども、この方と身体障害者手帳を有する方に限られていたわけではありますが、高齢により精神又は身体に障害のある方であってもこれらに該当しない限り、控除の対象とならないものであります。

しかし、昭和45年の所得税法及び同法施行令の一部改正により、障害者の範囲に「精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が、所得税法施行令に定める精神薄弱者等あるいは身体障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者」、さらに特別障害者の範囲に「所得税法施行令に定める重度の精神薄弱者等、あるいは1級又は2級の身体障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者」という定義が加えられたところであります。

このように本制度は市町村長が準ずると認定した場合に、障害者、あるいは特別障害者として税の控除を受けることが可能となりますが、その認定においては、東部4町はご存知のように介護保険の認定審査会を設けておりますけれども、東部4町の事務担当者で検討を行った結果、準ずると判断するためには専門的な医学的知識が求められるとのことから、医師等による診断書が必要であるとの考えで一致したところであります。

このことから、認定に際しては基本的には4町同一の考え方で取り組むこととし、本町においては、平成14年12月に「幕別町障害者控除対象者認定書交付事務取扱要綱」及び「同認定要領」を制定し、

対応しているところであります。

なお、介護保険の要介護認定を受けている方が障害者控除の申請を行う場合においては、認定調査資料として主治医の意見書が提出されておりますので、この資料の中で「一定以上の痴呆の状況及び問題行動を有する。」あるいは「寝たきりの状況にある。」と確認できれば、障害者に準ずるとしての認定をしているところであります。

お尋ねあった認定の申請件数についてであります。平成15年度においては3件の申請があり、そのうち1件を障害者、残り2件を特別障害者であると認定したところであります。

また、帯広市のように改善をというご質問であります。ご承知のとおり、要介護度は介護サービスの提供のために介護の手間のかかり具合を判断するものであり、一方、障害の認定につきましては、永続する機能障害の程度と機能障害による日常生活の制限の度合いに基づいて判断するものであり、要介護認定の結果を一律に障害者の何級に相当すると判断することは、無理があるものというふうに考えております。

また、制度の周知につきましては、毎年、広報紙を通じて実施しているところでありますが、今後におきましても、さらにどのような方策が良いのか検討しながら対応してまいりたいと考えております。

以上で、豊島議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○1番（豊島善江） まず1点目の次世代育成支援計画についてですが、まだ第1回目の協議会が開かれていないということで、今、ニーズ調査ということで、その集計にあたっているというご答弁でした。これは、来年の3月末までには計画を策定しなければいけないというそういうものです。そういうことから考えたらちょっと遅いのかなというふうにもちょっと思うのですが、私は、この次世代育成支援計画が、本当に少子化対策にしっかりとる中身にならないといけないと思うのです。

というのも、これまでずっとエンゼルプランだとかさまざまなものがつくられてきました。少子化、少子化ということで国がいろいろな対策を取ってもなかなか少子化が克服されない。90年のときに出生率が1.57%、2002年で1.32%、そして今回は1.29%ということで、本当にこれは歯止めがかかっていないのです。だから私は、この子育て支援が少子化を克服できるという、そういうやはりきっかけになるような思い切った施策が必要なのではないかと思いますが、その辺でちょっとお聞きしたいと思います。

また、町長のご答弁の中で、これは300人以上の企業には義務付け、また300人以下の小さな企業には努力義務だということでお話しがありましたが、この辺に対する町の直接の働きかけがあるのかどうか、そのことをお聞きしたいと思います。

それから、やはり一番大事なのは、子供をきちんと産み育てる環境を町と国が力を合わせてとっていくということが大事だと思うのです。それで、なぜ子供が産めないのかというと、やはり子育てに非常にお金がかかる問題だとか、それから先ほども堀川議員の質問にもありましたけども、働き続けられる条件というのですか、それがなかなか整っていないという問題なんか非常に多く含まれていると思うのです。そういうことが、この今回の子育て支援の計画の中にも、決めなければならないところの5番目で、職業生活と家庭生活の両立というところで謳われていますが、この辺の具体的な働いている人たちからの聞き取りなんかは、どのように行っているのかということもお聞きしたいと思います。

それから、現在、協議会の委員も選定中だというふうにはちょっと聞こえたのですが、その委員の中に地域にさまざまな子育ての活動をしている方だとか、自主的なグループだとかいろいろしゃいますけども、そういうなかなか行政として見えないけれども地域で頑張っているお母さん方のそういう声も、きちんと取り入れられるような配慮をしているのかということもお聞きしたいと思います。

それから2番目の介護保険認定者のことなのですが、これがこういうふうには介護保険の認定者も認定証をもらえば障害者控除を受けられるということで、十勝管内では全市町村で行われています。これのやはり根拠になるのが所得税法の10条だと思うのです。このところでも所得税法の10条で謳われていますが、これが根拠になって、今実際に20の市町村でやっています。しかし、このことに対しては2月17日の北海道新聞にも報道されたように、十勝管内でも市町村によって非常にばらつきがある。控

除申請の数が自治体によって大きなばらつきを見せている。さらには住民への周知にも差があるというようなことが報道されていました。

それで、私は、十勝管内のことは見ましても、特に幕別の場合はこれまでも東部4町で協働してこういうふうな方法でやっているということもお聞きしましたが、あまりにも帯広と比べて受けづらい方法になっているのではないか、それが申請者数の違いになっているのではないかということで質問をしたのです。

ここで、先ほど町長のご答弁の中でも介護保険と障害とは違うのだということでお話しがありましたけども、この制度が使われる段階で国税庁にいろいろ質問をしたり、交渉をしているのです。その中で国税庁が答えているのは、障害者手帳と要介護認定とは連動はしていない、町長が言ったとおりです。連動はしていないが、実態として要介護認定者は障害者控除の対象者としてほぼ一致する、限りなく近い、こういうような見解を公表しています。

私はこれに基づいて、やはり帯広だとか、また、ほかの新潟県もそうですけども、そういうところでは、この介護保険の介護度の認定の方法をうまくこれに利用して、より受けやすくしたのではないかと思います、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） まず、次世代育成の関係でありますけども、企業に対する働きかけのお話しがありました。

ただ、町内では300人を超えるような企業というものはちょっとないのだろうと思いますので、いわゆる努力目標でありますそれ以下の企業に対しては、町の方からも指導・助言という形の中で何らかのかかわりを持っていきたいというふうに思っております。

それから聞き取り調査をはじめとして、いろいろなご意見、とりあえずは先ほど言いましたようにアンケート調査を実施させていただきました。一時保育がどうだ、休日保育がどうだ、あるいは国が定めた14項目あたりの事業にかかわって意向調査を行ったわけありますので、これらを集計する中で、また協議会の中でいろいろご意見をいただき、協議を進めていっていただきたいというふうに思っております。

それから委員の選定についてなのですが、実は4月広報で公募員3名を募集したのですが、実はいらっしやらなかったわけでありまして、それで今、担当の方でいろいろ関係機関、保育所ですとか幼稚園なんかも含めた中で、それらの委員の皆さんの選任をさせていただきたいということで進めているということで、遅いというご指摘もありましたけれども、何とか9月中に第1回の会合をもって、3月まで4回ほどの会合を持って策定に向けて進めていきたいという考え方で今いるところであります。

それから2番目の介護保険の認定なのですが、これは私も一番つらいのは、介護保険の要支援・要介護の認定は、お医者さんが介護保険を受けるために認定といいますか、診断するわけですし、身体障害者福祉法の手帳は、指定された医師が、「あなたは何級に該当しますよ」といって手帳を交付する。その両方が所得税法ではどちらでもいいような、要するに身体障害者手帳を持っているものに準ずればいいのだということが所得税法でいう障害者控除なものですから、町村では何を基に準ずるのだということで、どうしても開きが出ているわけがあります。

今、豊島議員が言われましたように、私どもの町がわずか3件、あるいは5件といったときに、帯広市で80何件ですとか、これを見ますと広尾なんか88件という数字が出ている。これは、やはり私にとっても隣町に住んでいる人が控除を受けられて、うちの町が控除を受けられないというのは大変つらい部分があるのですが、私はやっぱり法的にいけますと、法的にいけますよと言っても現実にやっているのだからしょうがないといわれるのですけれども、やはり根っこは身体障害者手帳を持っている人が初めて障害者として認定されているのが本来である。ただ、それを介護保険の要支援・要介護になった人がそれに準じているから障害者だというのは、ちょっと無理があるように思うのですけども、ただ、現にこれは認められているものですから、ちょっと私も、相手が間違っているとか、相手がだめだなんてことは当然言えませんので、ちょっと受けづらいのですけども、うちとしては先ほども言いまし

たように東部4町、あるいはほかの町でも何町かはあるのですけれども、そうした障害者手帳を基にしながらかつて新たな診断をもらうなり、あるいは先ほど申し上げたような方法で認定をしているのが現状でありまして、本来的には、やはりどこかで統一されて一本化されることが私は一番望ましいことだというふうに思っているわけですが、かつて私も全道の町村会の政策研究会でも、この課題が出たことがありましたけれども、結局は結論が出ないまま、それぞれの町村に委ねられて今日にきているというのが実情でありますので、私も、また機会がありましたら何とか早く統一できような方向が、それはどっちに統一するかは私どもが口出しすることではないかもしれませんが、均衡を逸しないことが一番私どもにとっては大切なことだろうというふうに思っているところであります。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○1番（豊島善江） 1点目の次世代育成支援なのですが、次世代育成支援ということ自体がなかなか難しくちょっと聞こえますから、町民にとっても非常にこれが分かりづらいというふうに私は思うのです。私もこの4月に募集されてから、その後の広報もずっと見ていたのですけれども、どんなふうに動いているかというのが一回も出ていないで今に至っているものですから、非常に状況が心配で、こういうふうに質問もしたのですけれども、やっぱり次世代育成支援が子育て支援なのだよということをもっとわかりやすくお知らせするということと併せて、第1質問のときにもしたのですけれども、決まってからの情報公開ではなくて、こういうふうなことで策定をしているのだよという準備段階だとか、今、こういうふうにニーズ調査をしているのだよという、その都度、その都度の町がやっていることが若いお母さん方や関係者に見えるというのが、私はそういうふうに情報を共有して、良いまちづくりに繋がるという一番の柱だと思うのです。そのところ、ちょっとどんなふうに思われているのかお聞きしたいと思えます。

それから介護の方なのですが、町長が非常に今、苦慮しているというふうにお話しもあったのですが、やはり私はそういうふうに町民にとってどうなのだというのを考えれば、やはり町民にとってはせっかくこういう制度があるのだから、受けやすく利用しやすいという方が絶対私は喜ばれるというのが一つです。それと現に町長もおっしゃられているように、認められてやっているところがあります。帯広でもそうですし、新潟県なども大きい市が、上越市だとか長岡市とか、ほとんどが帯広の方式でやっています。

そういうことを考えれば、できるだけ町民に不利益を被らない、喜ばれる形でやはり改善をすべきではないかと思うのです。そして、こういうふうに障害者控除が受けられれば、ほかの方の制度にもやっぱり関係してくるのです。国保税がきちっと決まるときの基にもなりますから、だからそういう点では、やはり私は、いろいろな考え方があると思うのですけれども、やはり今、いろいろなところでやられている一番町民にとってベターな方を選んで改善をしていくという方が私は相応しいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の関係でありますけれども、多くの住民の皆さんの、特に若いお母さん方の意見を聞きながら計画を策定していく、そのことは当然のことであろうというふうに思っております。

ただ、お話しにありましたように、協議の経過をどのような形で進められて、あるいは公表させていただくのか、あるいは前段お話しにありました、例えば公聴会の開催なんかはどの程度やっていけるのか、これはさらにこれからの協議の中で検討していただき、あるいは必要があればやっていかなければならないことだろうというふうに思っておりますけれども、とにかく多くの方々の意見を聞きながら、そして実効の上がる計画でなければならぬのだと思います。難しいのは、計画ができると当然それに向かって何年には支援センターを、一時保育をといったときに、国からちょっとストップでなかなか補助金が決まらないとか、そういう矛盾はある意味では仕方がないところもあるのかと思いますけれども、何とか要望に我々も応えていくような方向で、この計画を策定し、そして実行にあたっていかなければならないというふうに思っております。

それから認定については、これもいろいろと先ほども言いましたように、片一方は厚生労働省、片一

方は国税庁からですし、私は決して税金を多くもらうためにだめだという意味で、今、現実のうちが対応しているわけではなくて、先ほども言いましたように、そこまでゆるめて範囲を広くして障害者と認めるということになれば、それは全体的に国にでも、あるいは、いわゆる横一線でみんなが認められるような法的な整備をしないと、何か町村長に委ねられていて、片一方ではこうだ、片一方ではこうだというこのではまずいのではないかとこのことを再三申し上げているところでありまして、逆に言うと、先ほどもちょっと言いましたけども、厚生労働省あたりはやはり、今私どもが進めているように障害者の認定というのが身体障害者福祉法なり、なんりの法律の下に進めていくのが本来ではないかという言い方をしたり。決して帯広市のやっていることが悪いなんていうことは、私は言いませんけれども、法的にはそういうこともいわれておりますので、私は先ほども言いましたように、何とかそういう方向でいこう、均衡がとれるような公平性の欠くことない方法で進められることが一番であろうというふうに思っておりますので、機会がありましたら、またいろいろな場でお話しをさせていただきながら、そういう方向を見いだしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、豊島善江議員の質問を終わります。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

[2番 中橋友子]

○2番（中橋友子） 通告に従いまして、2点について質問をさせていただきます。

はじめに、1点目の指定管理者制度についての質問であります。午前中、前川議員が同題の質問をされておりました。制度に対する評価が異なっているというふうに考えまして、恐縮ですが通告に従って質問をさせていただきます。

2006年、地方自治法244条が改正されまして、指定管理者制度が導入されました。自治体が設置してきた公の施設の管理運営については、先ほども町長がお答えで述べられていたように、これまでは直営か公共団体、または公共的団体に限定されていたものが、株式会社などの民間事業にも拡大し、参入が可能とされるものとなりました。

また、これまでの民間委託と違いまして、維持、管理、運営、これらに加えて使用許可や料金設定も指定業者が決定することが可能とされ、現在、管理を公社や公団、社会福祉事業など、法的セクターに委託している場合は3年以内に指定管理制度に移行するか、あるいは直営に戻すかが迫られることになっています。対象施設も公の施設すべてがこれにかかわってくるという広範囲に渡ります。

総務省はこの制度の目的について、経費の節減と効率制にあるとし、学校などに進めている地方独立法人や、あるいは構造改革特区と並んで公務を丸ごと民間に移行する、そういう内容となっています。

公の施設は本来、住民福祉の向上を基本にそれぞれ利用目的を持ち、誰でも公平に公正に利用できるよう定められていますが、ここに利潤追求することをその旨とする株式会社や事業者等に管理運営が委ねられていくということは、住民の諸権利の保障や自治体の公的責任の後退につながる懸念されています。具体的には、これまでの利用料の引き上げや、あるいは公平な施設利用が保障されない。個人情報保護や住民のチェック機能が働かないなどが挙げられています。また、これまでの委託事業者が参入しないなどとする事による雇用問題も既に生まれているように聞いています。

この問題については、十勝管内の取り組みもさまざまでありまして、既に帯広市をはじめ、いくつかの町村では条例制定の動きが見られますが、あくまでも制度の選択はその自治体に任されており、任意であります。町民の身近な施設が、将来とも公平、公正に運営されることを求め、この制度に対する町の対応について伺うものです。

2点目は、町民にわかりやすい資料の提供について質問を行います。

幕別町では町民参加のまちづくりを目指し、平成13年、幕別町まちづくり町民参加条例が施行されました。今日まで3年を経過しています。

今、地方を取り巻く現状は、地方財政の削減や市町村合併問題など、大きな困難に立たされていると

いえます。こんなときこそ、住民と一緒にまちづくりを進めることが、そして住民自治を確立していくことが何よりも問題を解決していく大切な課題であると考えています。中でも、その住民と一緒に考えてもらう糸口になるためには、まずは町の現状を知ってもらうことが大事だと思います。そのためには、町の施策や予算の使い方、財政の現状など、町民にわかりやすく伝えていく、これをもってまちづくり参加の入り口をつくっていくべきだと考えます。

本町では、これまでに主に情報では、「広報まくべつ」やお知らせ、そしてインターネットなどで伝えていきます。しかし、「広報まくべつ」やお知らせは月に1回程度の発行であり、全体像を伝えていくには限界があります。

また、各種施策を取り組む上にあたって、住民参加や住民説明会が取り組まれていますが、今回の合併問題にしても決して参加は多いとはいえない現状と押さえています。

そういった中で、常に町民に町の考えや現状を知ってもらい、わかりやすく町民との距離を縮めていくためにもわかりやすい資料の提供する努力は必要ではないでしょうか。町民の手元に常に町の財政が見える資料が提供され、そのことがまちづくりの論議の土台になります。また、個別施策についても同様です。町民が、町が行っているさまざまな町民施策が必要な人に有効に活用されるように、特に福祉や乳幼児にかかわる施策がいつも手元に冊子として置かれているような、そういう現状をつくり活用され、町民と行政がより身近になり、町民参加のまちづくりを前進させていく、こういうことが大切だと思います。

したがいまして、わかりやすい資料の一つとして、まずは町民に予算説明書の発行を求めます。

また、福祉施策の一覧の発行、そして乳幼児施策の一覧の発行について、考えを伺います。以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

まずはじめに、指定管理者制度についてであります。

今もお話しにありましたように、これに関するご質問につきましては、先に前川雅志議員にもお答えしておりますので重複する部分は控えさせていただきますが、今回の改正は、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的とするものであります。

そうしたことを十分踏まえながら、私どもも今後、これらについては十分調査検討しながら、どういった方法が住民の皆さんにとってより良い活用方法なのか、あるいは管理者を指定することが本当に住民のためになるのか、そういったことを含めながら対応をしまいたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

ただ、先ほどもちょっとお話がありましたけれども、3年以内に条例を制定しなければならないというのは、例えば帯広市は、今スポーツ施設なんかはスポーツ財団というところに委託をしているわけですが、こういった、先ほど言いました公共的な団体が、現在、委託を受けてやっているものについては3年以内に条例化するか、直営化に切り替えなさいということでもありますので、私どものような清掃業務委託等については、それには該当しませんし、仮にうちが新たに指定管理制度を採用するとすれば、その時点で条例制定ということになっていくのだろうというふうに思っております。

次に、町民に予算書を発行してはいかがかというご質問であります。現在当初予算並びに決算につきましては、町の「広報まくべつ」の特集記事として取り上げ、町民の皆さんにお知らせをしているところであります。

予算等につきましては、多分に専門的な用語、そしてまた専門的な内容となりますことから、できる限り図ですとか表などをも用い、視覚的に理解していただけるよう工夫し、それに解説を加えるというようなことで理解していただけるよう努力しているところでありますけれども、何しろ限られた紙面の中でのお知らせとなることから、必ずしも十分な内容ではないのかなというふうにも思っております。

ただ、予算の説明につきましては、個々の事務事業全てを説明するためには膨大な説明書となるのが予想されますし、また、そのことが必ずしも効果的ではないというふうにも考えておりますことから、

私どもとしては今の広報紙の内容をさらに充実させる、あるいは広報紙とは別刷りの方法がどうかというようなことも考えております。実は前回、永井議員さんから同様のご質問をいただいて、そのときもそのような答弁をさせていただいて今日にきているわけで、大変申しわけないのですが、私どもとしましては、何とか今の中で新たな工夫を重ねながら、より見やすい、そして住民の皆さんに理解していただけるような方法を、さらに検討していきたい、工夫をしてまいりたいというふうに考えております。併せて、出前講座なども活用いただき、予算に関しての説明等をさせていただければというふうに思っております。

それから、福祉施策と乳幼児施策の一覧の発行についてであります。これまでも本町が取り組む福祉施策の周知につきましては、例えば、障害者の方に対する福祉制度を記載した冊子「みんなの福祉」や高齢者の方に対する保健医療サービスや福祉サービスを記載した「幕別町の高齢者保健福祉概要」などの発刊を行ってきたところであります。これらは特に関係者への送付、あるいは役場、札内支所・出張所等の窓口において、希望される方へ配布用として備え付けると、そういった対応をしてきたところであります。

さらに、乳幼児政策においては、健康相談や予防接種などの保健分野で、広報紙で「幕別町保健ガイド」として1年間の事業を周知しているほか、乳児がおられる家庭を保健師が訪問した際には、各種保健サービスの一覧を記載したパンフレットを配付し、説明をしているところでもあります。

さらに、保育所等の入所や児童手当、乳幼児医療などの分野でも、それぞれパンフレットなどの配付や広報紙を用いて周知をさせていただいているところであります。

しかし、こういったパンフレットですとか、いろんな冊子につきましては、こうした情報というのは制度が改正をされることによりまして、せっかく冊子を発行いたしましても改定をしていかなければならないというような問題があります。

そういったことから、情報の正確性、あるいは速報性というようなことからいきますと、どうしても広報紙やホームページに頼らざるを得ないという部分もあります。ホームページも段々アクセスする方が多くなってきておまして、現在、ホームページ改正検討部会というようなものも内部に組織しております。そういった中でもこうした改定作業の中でこれらの情報の掲載についても検討をしてまいりたいというふうに思っております。

以上で、中橋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） 1点目の指定者管理制度の考え方につきましては、どんな方法が良いのか、十分検討されて今後ということでありまして、その評価といいますか、それ自体のお考えというのはあまり見えなかったのですけれども、ただ、私はこの3年以内に条例をつくらなければならないということについては、今までうちの町が、町長がおっしゃられたように、公的法人に対する委託というのがなかっただけに、この点では避けられたのかなというふうに押さえておりました。

問題は、一連の行政改革、今は、国は構造改革といっていますけれども、古くは臨調行革あたりから何年も続けて官から民へ民間活力の導入というような形で、ずっと進んできた経過の、今は一つのその流れの中の一つの制度だということに私は押さえているのですよね。でありますから、どこでも取り組んでいくときには、今はまだ検討中だということではありますが、取り組んでいくときにはその条例制定にも相当気を使われて、公の施設のその公正で公平な使用が可能となるその条件が守られる、保たれる条例制定に努力がなされているというふうに聞いております。

そんな点も踏まえて、お考えがちょっと今の時点では検討中ということではありますが、そういう条例制定にあたっては、いわば補完が必要な中身であるというふうに私どもは認識しておりますが、その点は、町長、どのように考えているでしょうか。

それと、町民のわかりやすい資料の提供で、具体的に3点についてお尋ねをいたしました。

私は、この3年前に町民参加のまちづくりの条例が制定されたときには、非常に画期的な条例であるというふうに思いまして、今もそのそういう認識でありますし、その成果が本当に期待されるものだと

いうふうに押さえています。そのためには、条例はつくっても具体的に町民の参加をやっていく手だてというのが、先ほど来からいろんな議員さんの質問の中でも多々あったと思うのですが、本当に町の実態を知っていただいて、町民と合意の上に協働で施策を進める、あるいはまちづくりを進めるというふうになったときに、入り口に何をもちっていくかというときに、他町の例で恐縮なのですが、本当に財政をきちっと住民の方に示して、そこを糸口にスタートさせていくという例が何か所かありまして、そういうきっかけといたしますか、そういう工夫もうちの町では必要ではないかというふうに思って、提案をさせていただいたところです。

この財政に関しましては、広報紙も随分工夫されて、以前は数字がすごく大きかったのですが、最近の広報紙はページ数でも、予算で2ページ、決算で3ページとか、グラフなども多くなりまして、わかりやすくはなっているのですけれども、やっぱりこれは数字の範囲といたしますか、町の1年のお金が200億前後でこう推移しているよというようなことを示しつつ、枠を超えないというふうに思うのですね。

例えば十勝管内では説明書を発行しているのは芽室町で発行されています。私はこの芽室町の台所白書を見たときに、随分町の財政に、ページ数も多いですから、当然、施策もたくさん入っていますし、問題はこういうふうに予算を決めました、その結果、こういう効果が生まれていますというようなところまで推察できる書き方なのですね。これは、まだまだ幕別よりも随分わかりやすい中身になっているというふうに思いまして、これも毎年発行しているわけではないのですね。限られた中でやっていますからね。こんなふうに取り寄せていましたところ、さらに進んだところもありまして、これはニセコ町で出している資料なのですから、これは全町民に発行されまして、モットーは、ここも住民参加条例をつくられた後にこういう努力がなされまして、住民参加のための予算がどんなふう、取り組みと予算がどんなふうになっているのかということを図や写真をもって示していて、全世帯に配布されているというふうに聞きました。しかも、こういう広報紙においても、あるいは予算説明書においても、視点はやっぱり中学生にも分かってもらえる、そういう努力をする中で全町民に理解をしてもらうのだということが色濃く提案されています。

私はやっぱり、いろんな町はたくさん住民説明会、あるいは諮問委員会に出させていただく、いろいろなことで努力はされてきたのだけれども、参加が本当にその意見を引き出すという点では、まだまだ十分なものというふうには思わないですね。それを引き出すためには、やっぱり1年の町のお金が本当にどんなふうに使われて、そしてそれがどう生きたかということが常に住民の手元にあって、中学生でもわかるような資料になっていくということが、こういうまちづくりのきっかけになるというふうに思いまして、この提案をさせていただいたのですが、さらにお考えを伺いたいと思います。

それから、あえて福祉施策や、それから乳幼児の施策について取り上げましたのは、これも先日議会でもいただきましたし、今回は精神障害者のものでありました。それから、平成14年には身体障害者のもいただきました。これについては、9月のお知らせ広報に、できましたので必要な方はいつでもということも載っていました。でも、私は多分手作りではないかというふうに思うのですけれども、割とお金がかからないで、冊子としてできるものではないかというふうに思いまして、こういう内容については、もちろん町長が言われるように制度の変更はあるのですけれども、何年に1回ということになりますので、住民の手元にその置かれるというのが、やっぱり住民参加をつくっていく上で大事でありますし、それから優しいまちづくりといたしますか、そういう点では、福祉関係、乳幼児関係というのは、より一方進めてやっていく必要があるのではないかと感じてお尋ねもいたしました。

以上の点について、再質問をいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の指定管理者制度でありますけれども、これは今、お話しがありましたように、やはり民間活用、民間活力の導入、民でできるものは民でという、今の総理大臣を初めとする構造改革の一環なのだろうというふうに思っています。

私も決してそれを否定するものでももちろんありませんけれども、今、言いましたように、本当に民

間活力を入れて指定管理者制度を採用することが住民の皆さんにとって、あるいは経費削減の上からもいいことであるかどうかは十分検討しなければなりませんし、そして、先ほども、前川雅志議員のときにもお話ししましたように、少なくとも指定するにあたって、条例制定にあたっては、議員さんの3分の2以上の賛成もなければなりません。もちろん使用料を業者に任ずといいながらも、使用料の決定は議会の中でも決めていかなければならないわけでありまして、すぐ民間にお願いするからといって、丸投げというようなことにもならない部分はあるのだろうというふうに思っております。

それともう一つ、うちの町の特色としては、実は皆さんに議決をいただいたように、今年の3月議会で、各種施設等は5年間の長期の債務負担の議決をいただいた契約を、清掃管理についての契約を、今、入ったばかりでありますので、平成19年までですか、これまで今の契約が生きてくるわけでありまして、少なくとも、それらが終わるまでは、なかなか新たに、例えばコミセンを指定管理者に任ずというようなことにはなっていないのではなかろうかなというふうに思っております。

さらにもう一つは、先ほどもお話ししましたように、例えば保育所にしろ、給食センターにしろ、学校はさることながら、老人ホームなんかは管理者がやるといっても、今の法律の中ではそれぞれの資格がなければできないわけでありまして、一遍にそこへいくということには、まず、なっていないのだろうというふうに思っております。

いずれにしても、適正な対応をしていかなければならないと思っております。

それから、予算書の関係で、今、お話ありましたニセコの例、芽室の例を見せていただきました。私の手元には十勝管内では土幌、鹿追、新得、5町村ぐらいが予算書の説明を出しています。決算の説明は音更のみということですから、そういう意味では幕別は広報といいながらも、予算も決算も説明をしているということになるのですけども。

それはさておきまして、一番住民の皆さんが知りたいのは、実は予算書を見たときに、今年は我が町の、我が地域の道路はいつ工事をしてくれるのだという、その辺にいくのですね。町の借金が幾らあって、財政、交付税が幾ら減ったというのはなかなか関心はいかない。それで、芽室の例を出されましたけども、芽室もここ2、3年ストップして休んでおります。逆にうちの方は、今は公共団体、事業の方はどんどん減ってきているものですから、そういうこともあるのと、もう一つは、自前で印刷して全戸に配る、これは町の規模によってかなりの予算の額も違うし、果たして正直言って何割の人が感心もって予算書を見ていただけるかとなると、いわゆる費用対効果というようなことを考えるとかなり落ちるのではないかなという、実はあります。

そんなことを言ってしまったら何もできないと言われればそのとおりのかもしれませんけども、現実的にはそういうものもあるのだろうというふうに思っておりますので、先ほど、広報をより見やすく、内容の充実ということもしましたけども、一つ、広報からちょっと抜いて、別冊にして一緒に配布することでも、また違った感覚が出てくるのかなというようにも思っておりますけども、引き続き検討をさせていただきたいというふうには思っております。

それから福祉の関係は、これも前に言いましたように3年に一度、全戸に配布した経緯も今まであるのですけども、ただ、福祉も昔は1冊の中に福祉の制度、いろいろなものを入れたのだけど、今、老人は老人、障害者、知的、いろいろあるものですから、これを分冊して印刷したのを毎回毎回全戸に配布するとなるとちょっと大変なことなのかなと。

それで、当然のことながら、老人福祉にかかわっては、老人クラブですとか、あるいは民生児童委員さんですとか、そういうところにはもちろん配付していますし、できる限り窓口において、必要な方は持って行っていただくというようなことの周知、あるいは、乳幼児医療ですとか、乳児にかかわっては、保育所ですとかそういったところを通じ、あるいは先ほど言いましたように、保健師を通じながら配布をさせていただくというようなことで、これからも適宜そういうような方法で進めてまいりたいというふうに思います。

一番いいのは、確かに1回1回全戸に配って手元にあるのが一番だというふうには思いますけども、なかなか経費のことも考えますと、やっぱり必要に応じてすぐ手に入るということも、また、一つの手

法でないかなというふうにも思っておりますので、引き続き検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） 2点目の町民にわかりやすい資料、町民参加条例が生きた形でという形で再質問させていただいたのですが、町長は果たしてどれだけの人が見てくれるか、我が町の道路がどうなのか、そこしか関心がまずは寄せられないのだというようなどころから始まってしまうと、まちづくりって本当に困難を生ずるのだと思うのですよね。

だから、言わんとすることはわからないわけではないのです。例えば、自分にとっても、自分にかかわる予算が出たときには、自分のかかわるところに一番先に目がいくというのは、これは事実ですからね、それはそうだと思うのです。

しかし、その一人ひとりの町民のかかわるところは違うわけですから、結局は全体にわかりやすいもの、全町民の全体にわかりやすいものを提供するというので、私は必要だというふうに思うのですよね。

費用対効果のお話もありました。私はこれが本当に高額のものであれば、今、この時点で要求はできないかなというふうには思うのですが、どの町も、それぞれいろいろな工夫を凝らされて、そんなに大きな費用はかけないでやってきているというふうに認識しています。

例えば、今、紹介させていただいたこれは、390円ぐらいというようなことで、町民外には500円で売っておられるそうですが、そういう2,500冊出して90万円ぐらいの予算でやるということです。こういう、うちの町は冊数が違いますから、全体ではここでは90万円であっても300万円とか350万円とかかかかっていくことになると思うのですが、その投資が、その350万円、1冊400円足らずの投資がみんなに感心を持っていただける、先ほど中学生の目線のようなものでできあがっていくことによって、やっぱり引き出していくというのが大事だと思うのですよね。同時に、予算の説明会も住民に対して行っていらっしゃるのですよね。こういうことがタイアップして、本当に町も一生懸命だぞと、うちの町内のことだけ言っただけではいられないというようなどころまで、やっぱりなっていて、そして本当にどこで互いに力を出せば、前進させられるのかというようなどころまで持ってきているのが、やっぱり先進の事例だと思うのですよね。

いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 大変貴重なご意見をいただきました。私もその通りやれば一番いいことだと思っております。これから十分内部で協議をさせていただきます。

ただ、厳しい状況にあることも、また、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで一般質問を終結いたします。

[散会]

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

(15:14 散会)

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成16年第3回幕別町議会定例会
(平成16年9月8日 9時58分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
17番 永井繁樹 18番 伊東昭雄 20番 大野和政
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第44号 幕別町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第45号 幕別町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第46号 平成16年度幕別町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第47号 平成16年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第48号 平成16年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第49号 平成16年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第50号 平成16年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第51号 平成16年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第52号 平成16年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第55号 工事請負契約の締結について（幕別6号雨水幹線移設工事（2工区））
- 日程第12 議案第56号 工事請負契約の締結について（幕別町浄化センター前処理機械更新工事（機械設備））

会 議 録

平成16年第3回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成16年9月8日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 9月8日 9時58分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (21名)
議長 本保証喜
副議長 瀬瀬太郎
1 豊島善江 2 中橋友子 3 野原恵子 4 牧野茂敏 5 前川敏春
6 助川順一 7 堀川貴庸 8 乾 邦広 9 小田良一 10 前川雅志
11 杉山晴夫 12 佐々木芳男 13 古川 稔 14 坂本 偉 15 芳滝 仁
16 中野敏勝 17 永井繁樹 18 伊東昭雄 20 大野和政
6. 欠席議員 19 千葉幹雄
7. 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 収 入 役 小野成義
教 育 長 沢田治夫 総務部長 新屋敷清志 企画室長 金子隆司
民生部長 石原尉敬 経済部長 中村忠行 建設部長 三井 巖
教育部長 藤内和三 札内支所長 瀬瀬良征 総務課長 菅 好弘
企画参事 羽磨知成 企画参事 飯田晴義 町民課長 熊谷直則
税務課長 久保雅昭 健福祉センター所長 佐藤昌親 農林課長 増子一馬
商工観光課長 本保 武 土木課長 田中光夫 土地改良課長 角田和彦
施設課長 小野典昭 水道課長 前川満博 都市計画課長 高橋政雄
糠内出張所長 横山義嗣 会計課長 堂前芳昭 経済部参事 古川耕一
学校教育課長 飛田 栄 生涯学習課長 長谷 繁 監査事務局長 森 広幸
農業委員会事務局長 長屋忠弘
8. 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
9. 町提出議案
議案第44号 幕別町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第45号 幕別町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
議案第46号 平成16年度幕別町一般会計補正予算(第2号)
議案第47号 平成16年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議案第48号 平成16年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第49号 平成16年度幕別町簡易水道特別会計補正予算(第1号)
議案第50号 平成16年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第1号)
議案第51号 平成16年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算(第1号)
議案第52号 平成16年度幕別町水道事業会計補正予算(第1号)
議案第55号 工事請負契約の締結について(幕別6号雨水幹線移設工事(2工区))
議案第56号 工事請負契約の締結について(幕別町浄化センター前処理機械更新工事(機械設備))
10. 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

11. 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

17番 永井繁樹 18番 伊東昭雄 20番 大野和政

議 事 の 経 過

(平成16年9月8日 9:58 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付の通りであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、17番永井議員、18番伊東議員、20番大野議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（本保証喜） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○事務局（高橋平明） 19番千葉議員より、本日、欠席の申し出がありましたので、ご報告申し上げます。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第2、議案第44号から、日程第12、議案第56号までの11議件については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第44号から、日程第12、議案第56号までの11議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（本保証喜） 日程第2、議案第44号、幕別町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第44号、幕別町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

白馬ヶ丘スキー場として札内文京町24番地、面積にいたしまして約1万7,400㎡の用地を昭和53年以降、冬の期間借用し使用してまいりましたが、このゲレンデの東側の用地が本年4月6日に市街化区域に編入され、開発行為が本年7月1日に許可され工事がすでに始まっておりますことから、本年の冬以降、スキー場としての機能が果たせなくなった状況にあります。

したがって、本年をもちまして白馬ヶ丘スキー場を廃止することとし、条例第2条の表スキー場の部白馬ヶ丘スキー場の項を削除するものであります。

なお、施行期日につきましては平成16年10月1日とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第45号、幕別町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第45号、幕別町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本条例につきましては、各地区の用途にふさわしい環境を形成するために、建築基準法に基づいて制定をいたしているものでございます。

現在、町内7地区を対象として、各地区に指定されている用途地域に応じた地区整備計画を定めているところでございます。

このたびの改正は、現在区画整理事業が進められております札内北栄地区を本条例の対象に加え、新たに地区整備計画を定めようとするものでございます。

議案説明資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

現行条例第5条の2を第5条の3とし、第5条の2として、建築物等の高さの最高限度を定める条文を追加するものでございます。今回、追加いたします札内北栄地区地区計画において建築物等の高さの最高限度について定めるため本条を加えるものであります。なお、具体的な内容につきましては別表2エ欄で規定をいたしているところでございます。

改正条例第5条の3は、建築物の敷地が二つ以上の計画地区にまたがった場合、適用方法を規定する条文でございますが、本文中、第4条の次に、今回追加いたしました前条、第5条の2でございますけれども、を加えまして、同様に適用させるものでございます。

議案説明資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

別表1の最後に、札内北栄地区地区整備計画の項を加え、同地区を本条例の適用対象とするものでございます。

別表2をご覧くださいいただきたいと思います。

本表にエ欄を追加し、建築物等の高さの最高限度を規定するものでございます。

議案説明資料7ページをお開きいただきたいと思います。別表2の最後に札内北栄地区地区整備計画区域の項を加え、具体的な地区整備計画を定めるものでございます。同地区におきましては、都市計画法上の用途地域を第1種低層住居専用地域と第2種中高層住居専用地域の2種類を定める予定でございますが、地区整備計画につきましても用途に合わせまして、低層一般住宅地区と低層利便施設地区の2種類を定めるものでございます。

補足説明資料の2ページをご覧くださいいただきたいと思います。

1枚ものとしてお渡しをいたしている補足説明資料でございます。

この図につきましては札内北栄地区の全体図であります。図面の色の濃い部分でございますが、低層一般住宅地区として、西側三角部分と中心部に道路をはさみ、南北2カ所、計3カ所を定め、色の薄い部分でございますが、残りの地区を低層利便施設地区として定めるものでございます。

低層一般住宅地区は、第1種低層住居専用地域に適用させるもので、閑静な住環境を創るため、建築

できる建物は、共同住宅などを含む住宅のほか、学校、保育所、老人ホーム及び診療所など公共的な建築物のみと定めるものでございます。

また、敷地の細分化と密集を防ぐため、敷地面積の最低限度を200㎡、60.6坪、敷地境界線から建物までの距離の最低限度を1mと定めるものでございます。

議案説明資料の8ページをお開きいただきたいと思います。

低層利便施設地区につきましては、第2種中高層住居専用地域において定めるものでございます。前段の低層一般住宅地区と同様の住宅及び公共的施設のほか、1,500㎡以下で2階建てまでの店舗及び事務所の建築も認める内容でございます。

敷地面積の最低限度は先ほど同様200㎡、敷地境界線から建物までの距離の最低限度は1m、低層一般住宅地区と同様の数値に定めるものでございます。

また、本地区におきましては、条例本文第5条の2に追加いたしました建築物等の高さ制限についても定めるものでございます。

先ほどご説明申し上げましたとおり、低層利便施設地区は、第2種中高層住居専用地域において定めるものでございますが、建築基準法上、第2種中高層住居専用地域におきましては建築物の高さの制限がございません。中高層マンションなどの建築が可能となりますが、中高層の建築物と低層の住宅などとの混在を防ぐため、本条例で建築物の高さ制限を建築基準法における第1種低層住居専用地域の数値と同じ10mと定めるものでございます。

なお、当該地区地区整備計画につきましては、都市計画法に基づく決定手続も同時に進めているところでありまして、都市計画決定がなされた日から効力を発することになり、本条例の施行日は、帯広圏都市計画の決定の告示の日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第46号、平成16年度幕別町一般会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第46号、平成16年度幕別町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,700万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億6,517万1,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載をしております、第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に、歳出からご説明申し上げます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、2款総務費、1項徴税費、2目賦課徴収費、100万円の追加でございます。過誤納還付金として追加をさせていただきますが、法人町民税の還付金の増によります補正でございます。

次のページになりますが、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、52万円の追加でございます。平成15年度身体障害者の支援費にかかわります、国及び道の精算還付金に係る補正でございます。

す。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、3,324万7,000円の追加でございます。扶助費でございますが、児童手当の法改正によりまして、入学前から小学3年生まで支給対象が拡大をいたしております。現在、対象は751人ということになってございますが、所得制限等の関係がございまして、現在のところ8割程度が対象になるだろうというふうに試算をいたしております、それに係ります児童手当3,300万円を追加するものでございます。

償還金利子及び割引料につきましては、平成15年度身体障害児の補装具に係る国・道支出金に係ります精算還付金でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、314万3,000円の追加でございます。修繕料につきましては、葬斎場にかかります修繕料の追加、繰出金につきましては、個別排水処理特別会計への繰出金でございます。

2項清掃費、1目清掃総務費、466万1,000円の追加でございます。賃金の中身につきましては、10月からごみの有料化を実施するところでございますが、臨時職員の賃金につきましては、大型ごみの受付、あるいは各個店からごみ袋等の申込みにかかります職員の配置に係る臨時職員賃金でございます。

作業員賃金につきましては、個店へのごみ袋の配送等にかかります作業員賃金の追加でございます。

役務費につきましては、公共施設等から出るごみ処理手数料が増えてございますので、それにかかります追加補正でございます。

19節につきましては、生ごみ処理機の追加でございますが、電動式のごみ処理機につきまして、当初30台を予算化してございました。申込みが多いために、さらに20台分を追加するため40万円を追加するものでございます。

次のページになりますが、6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費、183万4,000円の減額補正でございます。負担金補助及び交付金でございますが、耕畜連携・資源循環総合対策事業補助金につきましては、幕別農協が事業主体となって、ハード部分では人参の収穫機を導入する予定でございました。当初、補助率2分の1ということで積算をいたしておりましたが、現実には3分の1と、補助率の削減になったところございまして、それに係る分が230万円ほど減額となるものでございます。それ以外につきましては、ソフト事業の需用費の減に伴います減額補正でございます。

総合コントラクター育成事業の補助金でございますが、前段申し上げましたとおり、当初2分の1の補助率をもって導入しようとしておりました。今回、導入する人参の収穫機につきましては、平成15年度に2台、平成16年度に1台、全体として3台の収穫機をもってコントラクター事業として対応しようとし、準備をしていたところでございますが、今、申し上げましたように、補助率が2分の1から3分の1に軽減されたことによりまして、軽減分につきましては、昨年度購入した人参機よりも、利用される農業者の方々が割高の利用料によって利用しなければならないという状況になりますことから、補助率の下がった分、2分の1から3分の1に下がった分の2分の1ずつを、町及び農協が負担をし、昨年の導入と同様の2分の1の補助率になるように助成をするものでございます。

5目畜産業費、39万7,000円の追加につきましては、事故牛の繰上償還に係る公社貸付牛の追加補正でございます。

8目農地費、200万円の追加でございます。工事請負でございますが、新川・古舞・相川地区等に係ります明渠の補修工事でございます。

次に、8款土木費、1項土木管理費、3目道路管理費、200万円の追加でございます。町道の清掃、草刈り等に係ります委託料の追加でございますが、就労センターに委託をするものでございます。

2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、補正額はゼロでございますが、公有財産から工事請負費の事業費の組み替え補正でございます。

3目道路維持費、3,452万6,000円の追加でございます。

次のページになりますが、13節の委託料、452万6,000円の追加でございます。緊急地域雇用創出特別

対策事業の補助金、これは10割補助でございますが、追加になりましたことから、本事業費をもちまして、千住川と中心とした河川環境にかかわります整備を行い、河川の良好な環境整備に充てようということで追加をするものでございます。

15節の工事請負費、3,000万円の追加でございます。道路舗装補修工事につきましては、相川20号線、猿別川西線、共栄町、千住等にかかわりますオーバーレイの補正でございます。乳剤の防塵処理工事につきましては軍岡大豊線、糠内南5線等にかかわります乳剤処理工事に係る追加補正でございます。道路補修工事につきましては、雨水樹、歩道等にかかわる補修にかかわる補正でございます。

3項の都市計画費、1目都市計画総務費、259万6,000円の減額補正でございます。公共下水道会計に対する繰出金の減でございます。

2目都市環境管理費、200万円の追加でございます。緊急整備工事となっておりますが、幕別大樹線の立体交差事業にかかわりまして、今、中村新聞店さん、寿町にございますが、あそこのところから歩道によりまして運動公園に入る道路、現在つくってございますが、その部分につきましては、特に幕別札内線から運動公園に入る道路が、今回の立体交差事業によりまして、幕別札内線側から運動公園に進入することができなくなるという状況がございますので、今、歩道がございますところのさらに南側に運動公園に車で入れる道路の設置を考えてございます。これは、道道整備事業に伴う補償工事として、今、実施しようとするわけでございますが、その前段といたしまして、今の路線が変わることによりまして、現在あります運動公園の駐車場の一部が、その道路にかかることとなりますことから、先に運動公園の駐車場を補償工事として整備を行おうとするものでございます。今、現在あります歩道部分が南側に位置を移しまして、さらに自動車も入れるような形で、運動公園への入り口に整備を行おうとするものでございます。

4項住宅費、3目公営住宅建設費、350万円の追加でございます。南町の公営住宅団地の解体工事、3棟8戸237平米にかかわります解体工事でございます。この解体工事に伴いまして、ここの敷地面積が944.19㎡ございますので、解体後につきましては、3戸分として希望する方に敷地をお売りしたいということで、今、計画をいたしているものでございます。

次のページになりますが、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、20万6,000円の追加でございます。食育教育の推進事業の助成金として追加をさせていただきますが、現在、途別小学校で米作り等食育教育に関しまして、生産から食育の関係につきまして、今、実践的に取り組んでいただいているところでございます。2004年の国際コメ年の北海道シンポジウムにこの取り組みが評価されまして、途別小学校が参加をするということになってございますので、参加にかかる費用について助成をさせていただくものでございます。

3目教育財産費、330万円の追加でございます。需用費及び工事請負でございますが、学校・教育住宅等の補修修繕にかかわります追加でございます。

4目スクールバス管理費、8万7,000円の追加でございます。今年度部活動として全道大会等への参加が増えてございますので、特にスクールバスにかかります旅費を補正させていただくものでございます。

6目学校給食センター管理費、85万円の追加でございますが、修繕料として85万円追加をするものでございます。

続きまして、歳入でございますが、4ページをお開きいただきたいと思います。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、725万7,000円の追加でございます。普通交付税でございます。今年度の普通交付税の本町の決定額でございますが、46億3,050万3,000円。昨年と比較いたしましたら、7.9%の減ということになってございます。ちなみに、交付税の減も毎年度減額されておりました、ピーク時の平成12年から比較しますと、今年の場合で22.1%の減ということになってございます。

次のページになりますが、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金、2,202万6,000円の追加でございます。歳出でご説明しましたように、児童手当の対象年齢引き上げに伴います負担金の追

加でございます。

次のページになりますが、16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金、550万6,000円の追加でございます。国同様、児童手当の支給対象増に伴います負担金の追加でございます。

2項道補助金、3目労働費補助金、452万6,000円の追加でございます。緊急雇用創出事業に伴います追加補正でございます。

4目農林業費補助金、298万4,000円。耕畜連携事業等にかかわります補助金の減額補正でございます。

17款財産収入、2項財産売払収入、2目物品売払収入、39万7,000円の追加は、公社貸付牛・事故牛の繰上償還にかかわります補正でございます。

次のページになりますが、20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、4,827万9,000円の追加でございます。15年度の繰越金、全額になりますけれども、追加補正するものでございます。

21款諸収入、5項雑入、4目雑入、200万円の追加でございます。先ほど言いました運動公園にかかわります補償工事にかかわる物件移転等の補償収入でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

[一括議題]

○議長（本保証喜） 日程第5、議案第47号、平成16年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算、日程第6、議案第48号、平成16年度幕別町介護保険特別会計補正予算、日程第7、議案第49号、平成16年度幕別町簡易水道特別会計補正予算、日程第8、議案第50号、平成16年度幕別町公共下水道特別会計補正予算、日程第9、議案第51号、平成16年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算、日程第10、議案第52号、平成16年度幕別町水道事業会計補正予算の6議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第47号、平成16年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ784万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,933万2,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページにございます、第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に、5ページをお開きいただきたいと思います。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、784万8,000円の追加でございます。平成15年度の支払基金交付金の精算に伴いまして還付が出てございますので、その分784万8,000円を追加するものでございます。

前のページ、歳入でございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、784万8,000円の追加でございます。療養給付費と国庫負担金過年度分、国としては精算し、町の方にさらに歳入として入る状況でございますので、その分をもって歳入とするものでございます。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。

議案第48号、平成16年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,822万3,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、7ページ、8ページの第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

10ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますが、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、97万7,000円の追加でございます。こちらの方は、平成15年度の国庫支出金精算に伴いまして返納額で出ておりますので、その分を追加補正するものでございます。

歳入につきましては、前のページになりますが、9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、97万7,000円の追加でございます。

続きまして、11ページをお開きいただきたいと思います。

議案第49号、平成16年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,688万3,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、12ページ、13ページ、第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

15ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますが、1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費、250万円の追加でございます。配水管の布設替調査設計委託料ということでございますが、道営糠内農道の事業にかかわります追加でございます。いわゆる巖橋の架け替え事業に伴います配水管の架け替えが必要になってまいりますので、これは道の負担金事業として実施するものでございます。

前にページになりますが、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金、250万円の追加でございます。

続きまして、16ページをお開きいただきたいと思います。

議案第50号、平成16年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,306万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,012万4,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、17ページ、18ページ、第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

地方債の補正につきましては、19ページをお開きいただきたいと思います。

第2表地方債の補正、追加でございます。

公営企業の借換債が認められましたことから、昭和54年発行から58年、利率にいたしまして、7.2%から7.4%にかかわります公営企業債6,520万円を借換債として追加するものでございます。

なお、新規の借入予定利率につきましては、現在、2.45%ということで考えてございます。

次に、2番目の変更でございますが、公共下水道建設事業、今回、新たに2,560万円を追加させていただくものでございます。

次に、歳出でございますが、23ページをお開きいただきたいと思います。

2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費、2,700万円の追加でございます。委託料につきましては、処理場の電気設備等更新実施設計委託料ということでございます。当初、18年度以降で事業実施も考えてございましたが、18年度以降、これら処理場の更新事業にかかわる補助事業につきましては、今の現在の情報として対象外になるというようなことで、現在、情報が入ってきておりますことか

ら、来年度実施すべく、今、新たに委託料として追加させていただくものでございます。補助事業として対応する計画でございます。

工事請負費につきましては、汚水管・雨水管の新設でございますが、宅地造成に伴いまして、汚水管の新設工事増が伸びてございますので、これに対応すべく補正をさせていただくものでございます。補償補填及び賠償金につきましては、札内南大通にかかります水道管の移設に伴う北電柱の移設が必要になってまいりますことから、これに係ります追加補正でございます。

2項下水道管理費、1目浄化センター管理費、46万1,000円でございますが、浄化センターの污水ポンプ等にかかります修繕料の追加でございます。

3目の管渠維持管理費、300万円の追加でございます。今年度は台風の上陸が多いということで、台風が来てから間に合わないということもございまして、ポンプにつきましては、台風状況を見ながら、事前に設置をすると、回数も非常に多くなってきておりますことから、借り上げにかかりますものについては、実態として使用はしなかったケースも多いのでございますけれども、ぜひ、備えるために必要があるということから、追加をさせていただくものでございます。

続きまして、次のページになりますが、3款公債費、1項公債費、1目元金、6,413万6,000円の追加でございます。先ほど言いました、借換債に係ります償還部分でございます。

2目利子、153万2,000円の減額補正でございます。先ほど言いましたように、7%台の利率が、2.45%に軽減されることによりまして、全体といたしましては、790万9,630円の利子の軽減につながる。本年度は、153万2,000円の軽減ということになってまいります。

続きまして、歳入でございます。

20ページをお開きいただきたいと思います。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、259万6,000円の減額補正でございます。

次のページになりますが、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、486万1,000円の追加でございます。前年度繰越金でございます。

7款町債、1項町債、1目都市計画事業債、2,560万円の追加でございます。

3目の公営企業借換債、6,520万円の追加でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

26ページをお開きいただきたいと思います。

議案第51号、平成16年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,030万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,428万3,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、27ページ、28ページ、第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

続きまして、地方債の変更につきましては、29ページをお開きいただきたいと思います。

第2表地方債の補正、変更でございます。

事業費の増に伴いまして、起債額の限度額を1,550万円増額するものでございます。

歳出でございますが、34ページをお開きいただきたいと思います。

2款事業費、1項排水処理施設費、1目排水処理施設費、2,030万8,000円の追加でございます。今年度、個別排水事業として30戸分、当初予算、計画をいたしてございました。5カ年間で150戸を新たに計画をいたしておりますけれども、新築住宅の増が非常に多くございまして、今年度分ですでに10戸の新築住宅の申込みがあるということから、新築住宅部分については、150戸の中で前倒しをする形で、今年度10戸分追加をさせていただきたいということでございます。今回の補正工事請負費については、個別排水処理施設10戸分にかかります追加をさせていただくものでございます。

歳入でございますが、30ページをお開きいただきたいと思います。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目排水処理分担金、88万円の追加でございます。受益者負担

分でございます。

次のページになりますが、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、244万3,000円の追加でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、148万5,000円の追加でございます。前年度繰越金です。

次のページになりますが、6款町債、1項町債、1目排水処理施設整備事業債、1,550万円の追加でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

35ページをお開きいただきたいと思います。

議案第52号、平成16年度幕別町水道事業会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

最初に、第2条、3条予算にかかわるものでございます。第1款水道事業費用、既決予定額、6億3,803万5,000円に10万円を追加し、6億3,813万5,000円と定めるものでございます。

次に、4条予算、第3条に係りますが、資本的支出でございます。既決予定額、5億5,052万4,000円に、750万円を追加し、5億5,802万4,000円とするものでございます。

続きまして、次のページ、36ページをお開きいただきたいと思います。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、10万円の追加でございますが、軍岡ポンプ場にかかわります電話料の追加補正でございます。

次に、38ページでございますが、3款資本的支出、1項建設改良費、20目第3次拡張事業費、750万円の追加でございます。日新線等に係ります配水管の布設工事の増に伴います補正でございます。

前のページになりますが、資本的収入でございます。補正がゼロということでございますが、下段でございますように、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金及び当年度消費税資本的収支調整額、ここで750万円の追加をさせていただくということでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、6議案について一括質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第47号、平成16年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第48号、平成16年度幕別町介護保険特別会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第49号、平成16年度幕別町簡易水道特別会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 50 号、平成 16 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 51 号、平成 16 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 52 号、平成 16 年度幕別町水道事業会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 55 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役(西尾 治) 議案第 55 号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

昨日お配りをいたしました議案書 1 ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的につきましては、幕別 6 号雨水幹線移設工事であります。

平成 16 年 9 月 6 日、堂前・森勝経常建設共同企業体、萬和・丸朋経常建設共同企業体、藤原・前多経常建設共同企業体、森若・神馬経常建設共同企業体、アスワン・菊地経常建設共同企業体の 5 社により指名競争入札を執行いたしましたところ、6,562 万 5,000 円をもちまして、藤原・前多経常建設共同企業体が落札することとなりましたので、同企業体の代表であります、中川郡幕別町旭町 91 番地、藤原工業株式会社、代表取締役藤原治氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期につきましては、平成 17 年 3 月 10 日を予定いたしております。

本工事につきましては、道道幕別大樹線の立体交差事業に伴い、支障となります幕別 6 号雨水幹線を移設するものであり、道の補償工事として実施するものであります。

施工場所につきましては、議案の説明資料 1 ページの位置図にもありますように、幕別町寿町の運動公園内及び道道明倫幕別停車場線の横断部分であります。

工事概要につきましては、工事延長 78.75m、口径 1 m のヒューム管を開削により施工するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(本保証喜) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(本保証喜) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 56 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第 56 号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書 2 ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的につきましては、幕別町浄化センター前処理機械更新工事、機械設備であります。

平成 16 年 9 月 6 日、株式会社日本製鋼所室蘭製作所、株式会社榑崎製作所札幌支店、函館どつく株式会社札幌支社、桜井鉄工株式会社、株式会社釧路製作所釧路支店の 5 社によります指名競争入札を執行いたしましたところ、6,100 万 5,000 円をもちまして、株式会社榑崎製作所札幌支店が落札することになりましたので、同社の代表であります、札幌市中央区北 1 条西 4 丁目 2 番 2 号、株式会社榑崎製作所札幌支店、取締役支店長三浦俊樹氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期につきましては、平成 17 年 2 月 28 日を予定いたしております。

本工事につきましては、幕別町浄化センターの前処理機械であります沈砂池関係設備及びし渣関係設備の機械を更新するものであります。

施工場所につきましては、議案説明資料の位置図にもありますように、幕別町字明野にあります幕別町浄化センター内にあります。

工事概要につきましては、し渣搬出コンベア 3 基、し渣脱水機 1 基、沈砂搬出コンベア 1 基、沈砂洗浄機 1 基、揚砂ポンプ 1 台を施工するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○2 番（中橋友子） 6,100 万円のこの設備投資であります、この機械というのは、大体、耐用年数というのはどのぐらいあるのでしょうか。

随分、施設そのものも老朽化してきているように思います。そういう全体の計画をもって更新なされていると思うのですが、その 2 点について伺います。

○議長（本保証喜） 水道課長。

○水道課長（前川満博） 耐用年数につきましては、15年から20年くらい。機械の使用頻度によりまして使えるかどうかというのはその使用年度がその前後というのはあろうかと思えますけども、通常、それぐらいというふうに考えております。

それと、計画につきましては、下水道整備計画というものをつくりまして、施設・設備の更新について、補助事業に載せるというようなことを観点に整備計画をつくって、毎年度計画的に更新をするようにしております。

○議長（本保証喜） よろしいですか。

ほかに、質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議事の都合により、明9日から9月13日までの5日間は休会いたしたいと思ひます。
これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって明9日から9月13日までの4日間は、休会とすることに決定いたしました。

[散会]

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は9月14日、午後2時からであります。

(10:46 散会)

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成16年第3回幕別町議会定例会
(平成16年9月14日 13時58分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条, 第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
21番 額綱太郎 1番 豊島善江 2番 中橋友子
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第57号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第53号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第4 議案第54号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 認定第1号 平成15年度幕別町一般会計決算認定について
- 日程第7 認定第2号 平成15年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第8 認定第3号 平成15年度幕別町老人保健特別会計決算認定について
- 日程第9 認定第4号 平成15年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第10 認定第5号 平成15年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
- 日程第11 認定第6号 平成15年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第12 認定第7号 平成15年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について
- 日程第13 認定第8号 平成15年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
- 日程第14 認定第9号 平成15年度幕別町水道事業会計決算認定について
- 日程第15 発議第7号 道路整備に関する意見書
- 日程第16 発議第8号 平成17年産畑作物政策価格等に関する要望意見書
- 日程第17 請願第1号 郵政事業民営化反対に関する請願
- 日程第18 陳情第6号 「教育基本法を堅持し、教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書」の提出を求める陳情(以上総務文教常任委員会報告)
- 日程第18の2 発議第9号 郵政事業民営化に反対する意見書
- 日程第18の3 発議第10号 教育基本法を堅持し、教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書
- 日程第19 議員の派遣
- 日程第20 議員派遣報告
- 日程第21 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第22 閉会中の継続審査の申出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会 議 録

平成16年第3回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成16年9月8日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 9月8日 9時58分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (21名)

議長 本保証喜

副議長 瀬瀬太郎

- | | | | | |
|---------|----------|---------|---------|---------|
| 1 豊島善江 | 2 中橋友子 | 3 野原恵子 | 4 牧野茂敏 | 5 前川敏春 |
| 6 助川順一 | 7 堀川貴庸 | 8 乾 邦広 | 9 小田良一 | 10 前川雅志 |
| 11 杉山晴夫 | 12 佐々木芳男 | 13 古川 稔 | 14 坂本 偉 | 15 芳滝 仁 |
| 16 中野敏勝 | 17 永井繁樹 | 18 伊東昭雄 | 19 千葉幹雄 | 20 大野和政 |

6. 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫

助 役 西尾 治

収 入 役 小野成義

教育委員長 辺見政孝

教 育 長 沢田治夫

農業委員会会長 上田健治

総務部長 新屋敷清志

企画室長 金子隆司

民生部長 石原尉敬

経済部長 中村忠行

建設部長 三井 巖

教育部長 藤内和三

札内支所長 瀬瀬良征

総務課長 菅 好弘

企画参事 羽磨知成

企画参事 飯田晴義

町民課長 熊谷直則

税務課長 久保雅昭

健福祉センター所長 佐藤昌親

農林課長 増子一馬

商工観光課長 本保 武

土木課長 田中光夫

土地改良課長 角田和彦

施設課長 小野典昭

水道課長 前川満博

都市計画課長 高橋政雄

糠内出張所長 横山義嗣

会計課長 堂前芳昭

車両センター所長 橋本孝男

経済部参事 古川耕一

学校教育課長 飛田 栄

図書館館長 平野利夫

監査事務局長 森 広幸

農業委員会事務局長 長屋忠弘

7. 職務のため出席した議会事務局職員

局長 高橋平明

課長 平田正一

係長 澤部紀博

8. 議会提出議案

発議第7号 道路整備に関する意見書

発議第8号 平成17年産畑作物政策価格等に関する要望意見書

請願第1号 郵政事業民営化反対に関する請願

陳情第6号 「教育基本法を堅持し、教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書」
の提出を求める陳情 (以上総務文教常任委員会報告)

発議第9号 郵政事業民営化に反対する意見書

発議第10号 教育基本法を堅持し、教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書
議員の派遣

議員派遣報告

常任委員会所管事務調査報告

(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

閉会中の継続調査の申出

(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

9. 町提出議案

議案第57号	幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第53号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第54号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
認定第1号	平成15年度幕別町一般会計決算認定について
認定第2号	平成15年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
認定第3号	平成15年度幕別町老人保健特別会計決算認定について
認定第4号	平成15年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
認定第5号	平成15年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
認定第6号	平成15年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
認定第7号	平成15年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について
認定第8号	平成15年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
認定第9号	平成15年度幕別町水道事業会計決算認定について

10. 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

11. 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

21番 瀬瀬太郎 1番 豊島善江 2番 中橋友子

議 事 の 経 過

(平成16年9月14日 13:58 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、21番額額議員、1番豊島議員、2番中橋議員を指名いたします。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第2、議案第57号から、日程第5、諮問第1号までの4議件については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思ます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第57号から、日程第5、諮問第1号までの4議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第2、議案第57号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第57号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本日、配付をさせていただきました、議案書1ページ、さらには、説明資料1ページをお開きいただきたいと思ます。

職員の給与に関しましては、毎年、人事院勧告に基づきまして改定を実施いたしているところであります。本年度も社会経済全般の動向を踏まえ、民間企業との均衡を図ることを基本といたしまして、8月6日に人事院勧告がなされたところであります。

本年の勧告の主な内容といたしましては、月例給、ボーナスともに官民較差が極めて小さく、改定の必要はないものとされたものであります。寒冷地手当につきましては、支給地域、支給額及び支給方法を抜本的に見直しを行うこととされたものであります。改正の概要であります。北海道を1級地から3級地までの3地域に区分けし、それぞれの支給限度額を定めるものであります。支給額につきましては、限度額の引き下げにより約4割引き下げになり、支給方法も今までのような一括支給から11月から翌年3月まで、5カ月間に分けて給与支給日に併せて支給するよう勧告がなされたところであります。

なお、実施に当たっては、激変緩和措置として経過措置が設けられ、支給額の調整を行うこととされたものであります。

本町におきましても人事院勧告に準拠し、寒冷地手当の改正について、本定例会に提案するよう準備を進めてきたところであります。

給与に関する条例の改正につきましては、従前から、国の法改正に準じまして、本町の条例を改正してきた経過があり、本年も同様に、国の給与に関する法律の改正案の詳細が示されましてから、改正案に準拠した給与条例改正案を提出したいと考えていたところでございますが、国においては寒冷地手当の支給基準日が10月31日とされておりますことから、寒冷地手当に関する法改正の詳細が示されるのが10月に入ってからになるとお聞きをいたしておりますので、本定例会への提案が困難な状況となっております。

本町の場合、北海道や多くの市町村と同様に支給基準日が10月1日となっており、国の改正内容の詳細が出るのを待っておりますと、本年度の人事院勧告に基づいた改正ができない事態となります。

このようなことから、異例ではありますが、本町の支給基準日を、一旦、国の基準に合わせて10月31日として改正をさせていただきたく、提案させていただくものであります。改正の内容につきましては議案説明資料1ページのとおり、第18条中、10月1日とありますものを、10月31日に改正するものであります。

また、施行期日につきましては、公布の日からとするものであります。

なお、寒冷地手当に関する国の法改正の詳細が示されました段階で、改めまして、国に準じた給与条例の改正を行いたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

日程第3、議案第53号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議案第53号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本件は現教育委員会委員であります 辺見政孝氏が、本年9月30日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任いたしたく同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の10ページに記載をいたしておりますのでご参照いただき、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（本保証喜） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただ今の出席議員は、21名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は○印を、本案を否とする諸君は×印を記載の上、職員
の点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規
則第 84 条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

○事務局長（高橋平明） 議席番号とお名前を申し上げます。

1 番豊島議員、2 番中橋議員、3 番野原議員、4 番牧野議員、5 番前川敏春議員、6 番助川議員、7
番堀川議員、8 番乾議員、9 番小田議員、10 番前川雅志議員、11 番杉山議員、12 番佐々木議員、13 番
古川議員、14 番坂本議員、15 番芳滝議員、16 番中野議員、17 番永井議員、18 番伊東議員、19 番千葉
議員、20 番大野議員、21 番額額議員。

○議長（本保証喜） 投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に、杉山議員及び佐々木議員を指名いたします。

よって、両議員の立会いを願います。

投票の結果を報告いたします。

投票総数 21 票。

これは先程の出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 21 票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

日程第 4、議案第 54 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたしま
す。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議案第 54 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案
の理由をご説明申し上げます。

本件は現教育委員会委員であります 大津路子氏が、本年 9 月 30 日をもって任期満了となりますこと
から、同氏を再任いたしたく同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の 11 ページに記載をいたしておりますのでご
参照いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただ今の出席議員は、21 名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は○印を、本案を否とする諸君は×印を記載の上、職員

の点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

○事務局長（高橋平明） 議席番号とお名前を申し上げます。

1 番豊島議員、2 番中橋議員、3 番野原議員、4 番牧野議員、5 番前川敏春議員、6 番助川議員、7 番堀川議員、8 番乾議員、9 番小田議員、10 番前川雅志議員、11 番杉山議員、12 番佐々木議員、13 番古川議員、14 番坂本議員、15 番芳滝議員、16 番中野議員、17 番永井議員、18 番伊東議員、19 番千葉議員、20 番大野議員、21 番額額議員。

○議長（本保証喜） 投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、古川議員及び坂本議員を指名いたします。

よって、両議員の立会いを願います。

投票の結果を報告いたします。

投票総数 21 票。

これは先程の出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 21 票。

以上のおおりに、賛成が多数であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

日程第5、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案の理由をご説明申し上げます。

本件は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村の議会の意見を聞いて候補者を推薦することとなっております。

現人権擁護委員であります沢昭四郎氏につきましては、平成16年11月30日をもって任期満了となりご勇退をされますことから、その後任として桐山武博氏を推薦いたしたく意見を求めるものであります。

なお、同氏の経歴等につきましては、議案説明資料12ページに記載しておりますのでご参照いただき、推薦につきご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 本件は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただ今の出席議員は、21名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。原案を可とする諸君は○印を、原案を否とする諸君は×印を記載の上、職員
の点呼に応じて、順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則
第 84 条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

○事務局長（高橋平明） 議席番号とお名前を申し上げます。

1 番豊島議員、2 番中橋議員、3 番野原議員、4 番牧野議員、5 番前川敏春議員、6 番助川議員、7
番堀川議員、8 番乾議員、9 番小田議員、10 番前川雅志議員、11 番杉山議員、12 番佐々木議員、13 番
古川議員、14 番坂本議員、15 番芳滝議員、16 番中野議員、17 番永井議員、18 番伊東議員、19 番千葉
議員、20 番大野議員、21 番額額議員。

○議長（本保証喜） 投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に、芳滝議員及び中野議員を指名いたします。

よって、両議員の立会いを願います。

投票の結果を報告いたします。

投票総数 21 票。

これは先程の出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 21 票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、本案は原案の通り推薦することに決定いたしました。

[一括議題]

○議長（本保証喜） 日程第 6、認定第 1 号、平成 15 年度幕別町一般会計決算認定から、日程第 14、認
定第 9 号、平成 15 年度幕別町水道事業会計決算認定までの 9 議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、提案理由の説明を省略し、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長及び議員選
出監査委員を除く全議員をもって構成する平成 15 年度幕別町各会計決算審査特別委員会を設置し、こ
れに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。

なお、地方自治法第 98 条第 1 項の規定による検閲・検査権を付与するものとしたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長及び議員選出監査委員を除く全議員をもって構成する平成 15 年度
幕別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とし、地方自治法第 98
条第 1 項の規定による検閲・検査権を付与することに決定いたしました。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第 15、発議第 7 号、日程第 16、発議第 8 号の 2 議件については、会議規則第 39 条第 2 項の規定
によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、日程第 15、発議第 7 号、日程第 16、発議第 8 号の 2 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[発議]

○議長(本保証喜) 日程第 15、発議第 7 号、道路整備に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

千葉幹雄議員。

○19 番(千葉幹雄) 発議第 7 号、朗読をさせていただきたいと思います。

平成 16 年 9 月 14 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

提出者幕別町議会議員千葉幹雄、賛成者幕別町議会議員前川敏春。

道路整備に関する意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

道路整備に関する意見書。

道路は道民生活や経済・社会活動を支える最も基本的な社会資本であり、高規格幹線道路から道民生活に最も密着した市町村道に至るまで、北海道の道路網の整備は道民が長年にわたり熱望してきているところであり、中長期的な視野に立って体系的かつ計画的に整備が推進されるべきものである。

しかしながら、広大な面積を有し都市間距離も長く、自動車交通の占める割合の高い北海道の道路整備は、受益者負担という制度趣旨に則り着実に行われているものの、いまだ十分とはいえず、本道各地域の活力ある地域づくりや安全で快適な生活環境づくりを支援する上で、より一層重要となっている。

特に高規格幹線道路のネットワーク形成は、道内の圏域間の交流・連携の強化、地域経済の活性化、救急医療・災害時の代替ルートの確保、さらには我が国における安定した食糧供給基地・観光資源の提供の場として、その役割をしっかりと担うための最重要課題である。

よって、国においては、北海道の道路整備の実情を十分踏まえた上、引き続き、計画的かつ早期に整備が図られるよう、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記。1、活力ある地域づくりや都市再生を推進するため、道路整備の促進を図るものとし、社会資本整備重点計画に基づき、道路整備を効果的かつ効率的に推進すること。

2、国及び地域の社会・経済活動の発展を支えるため、国土の根幹的な施設である高速自動車国道については、料金収入を最大限に活用した有料道路方式とこれを補完する新直轄方式により着実に事業を推進すること。

特に本道の高速道路ネットワークの早期形成を図ること。

3、受益者負担という制度趣旨にのっとり、道路整備を強力に推進するため、自動車重量税を含む道路特定財源は一般財源化することなく、すべて道路整備に充当すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 16 年 9 月 14 日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上でございます。よろしくご審議を賜りたいと思います。

○議長(本保証喜) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(本保証喜) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見書案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(本保証喜) 異議がありますので、起立採決をいたします。

本意見書案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(本保証喜) 起立多数であります。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

日程第16、発議第8号、平成17年産畑作物政策価格等に関する要望意見書を議題といたします。
提出者の説明を求めます。

中橋友子議員。

○2番(中橋友子) 発議第8号。

平成16年9月14日。

幕別町議会議長本保証喜様。

提出者幕別町議会議員中橋友子、幕別町議会議員佐々木芳男、幕別町議会議員古川稔、幕別町議会議員永井繁樹、幕別町議会議員乾邦広。以上、賛成者であります。

平成17年産畑作物政策価格等に関する要望意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成17年産畑作物政策価格等に関する要望意見書。

WTO農業交渉は、上限関税の先送りと低関税輸入枠の義務的拡大が回避されたものの、重要品目の数や上限関税の設定など不透明な部分が多く、澱粉・砂糖などの畑作物の適切な国境措置の確保が重要となっております。

一方、食料・農業・農村政策審議会企画部会における品目横断的な政策の検討では、今後、品目別制度からの転換で現行所得が確保されるか危惧され、併せて農業の多面的な機能に対する環境等直接支払い政策の確立など国内対策の充実が不可欠となっております。また、畑作物は麦作経営安定資金や甜菜の基準糖分帯の検討、国産大豆の安定生産など多くの課題を抱えております。

つきましては、国及び政府機関は畑作の経営安定政策を早期に具体化するとともに、平成17年産畑作物価格等について生産者の再生産と所得が確保されるよう下記の通り要望いたします。

記。1、WTO及びFTA交渉に当たっては、澱粉、砂糖など重要品目を抱える北海道・十勝の畑作農業が持続可能となるよう適正な国境措置の確保を図ること。

2、土地利用型農業における地力増進など合理的な輪作体系の維持を図るため、経営安定政策を早期に創設すること。

3、持続可能な畑作農業確立のため、緑肥・休閒作物導入に対する助成など、環境等直接支払制度を確立すること。

4、麦政策の確立について。

①平成17年産麦作経営安定資金については、麦の自給率向上の観点から再生産と所得が確保されるよう適性に決定すること。

②国産麦の安定生産と円滑な取引を図るため、良品質生産に対する支援策を講ずること。

③国産麦の流通コストは、引き続き政府助成を継続すること。

④良品質麦の生産誘導対策として、安定多収、抗穂発芽性品種及び耐病性、加工適正など地域に適應した品種改良等試験研究を拡充強化すること。

5、大豆政策等の確立について。

①平成17年産大豆交付金単価については、自給率向上による生産増大に伴う政策に沿うよう、再生産と所得の確保及び経営安定が展望できるよう現行水準以上とすること。

②畑作大豆の生産振興を図るため、高品位畑作大豆対策の拡充強化を図ること。

③大豆作経営安定対策については、資金収支の赤字を全額、国が補填するなど、単年度毎の制度運用を図ること。

④大豆の安定多収及び早生品種の改良など、試験研究の拡充を図ること。

⑤小豆・菜豆については、WTO交渉において、アクセス数量12万トンをこれ以上拡大しないこと。

6、甜菜・砂糖政策の確立について。

①平成17年産甜菜最低生産者価格については、生産意欲が持て、所得が確保されるよう現行価格水準以上とし、基準糖分帯（16.7度～17.0度）は現行を維持すること。

②加糖調製品に対し、輸入抑制対策を講ずるとともに、加糖あん調整品の原料原産地表示を義務化すること。

③病虫害予防対策の強化や低糖分地帯への生産基盤整備の促進など湿害防止対策を強化すること。

7、馬鈴薯及び馬鈴薯澱粉政策の確立について。

①平成16年産馬鈴薯澱粉買入基準価格については、農家手取りを確保するため、現行の査定歩留（17.2%）を維持し、現行価格水準以上とすること。

②平成17年産原料馬鈴薯基準価格については、再生産と所得が確保されるよう現行価格水準以上とすること。

③WTO交渉においては、現行の抱き合せ比率（1対11.0）及びアクセス数量（15万7,000トン）の現行協定を堅持し、国産澱粉への政策支援を継続すること。

④澱粉工場の副産物の有機資源活用促進及び排水処理等環境対策への支援策を継続すること。

⑤環境政策の推進を図るため、国産馬鈴薯澱粉使用によるトレー、マルチ・フィルムなどの新規用途開発・普及を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成16年9月14日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣。

以上であります。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見書案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり決定されました。

[一括議題・委員会報告]

○議長（本保証喜） 日程第17、請願第1号、郵政事業民営化反対に関する請願、日程第18、陳情第6号、教育基本法を堅持し、教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書の提出を求める陳情の2議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長古川稔議員。

○総務文教常任委員長（古川 稔） 平成16年9月14日。

幕別町議会議長本保証喜様。

総務文教常任委員長古川稔。

総務文教常任委員会報告書。

平成16年9月2日、本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。1、委員会開催日。平成16年9月8日（1日間）。

2、審査事件。請願第1号、郵政事業民営化反対に関する請願。

3、請願の趣旨。政府は経済財政諮問会議で4月26日郵政民営化の中間報告を発表し、郵便、貯金、簡易保険の三事業に窓口ネットワークを含め、効率化を求めて平成19年4月から段階的に民営化することとしております。

この9月にも諮問会議の最終報告が出されようとしていますが、諮問会議では、民間ネットワークの充実を挙げ、郵便局ネットワークが急速に劣化しているとの前提で民営化の実現を急務と位置付けていますが、郵政事業は全国2万4,700のネットワークを通じ、三事業を中心に全国に広くユニバーサルサービスを提供しており、地域においても行政の支援施策（ワンストップ行政サービス）を実施するほか、安心安全な町づくりに貢献し、地域住民の交流の場としても活用され、重要な存在となっています。

中央省庁等改革基本法の趣旨に基づいて設立された日本郵政公社が発足して1年余の経過で、地域住民はその成果を見定めることもできず、さらに、国民の7割以上が公社形態の維持を望んでいる社会情勢の中にあって、競争原理に基づいた郵政事業の民営化が行われ、採算性重視となれば過疎地域は不採算地域として郵便局の統廃合も想定され、ユニバーサルサービスの継続的な維持は困難になるなど地域住民の生活に大きく影響し、地域の衰退につながるものが予想される郵政事業の民営化を中止するよう、政府に意見書を提出していただきたい。

4、審査の経過。審査に当たっては、請願の趣旨について紹介議員より説明を受け、慎重審議の結果、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。「採択」すべきものと決した。

幕別町議会議長本保証喜様。

総務文教常任委員長古川稔。

総務文教常任委員会報告書。

平成16年9月2日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。1、委員会開催日。平成16年9月8日（1日間）。

2、審査事件。陳情第6号、教育基本法を堅持し、教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書の提出を求める陳情。

3、陳情の趣旨。教育基本法は、教育が人格の完成をめざして行われるべきものと教育の目的について宣言しています。

生涯学習社会、完全学校五日制という教育改革の新しい時代をむかえた今日、子供たちに真にゆとりのある教育を保障するため、30人以下学級の実現など地域の願いに立った教育の実現が急がれている時はありません。このような時代であるからこそ一層教育基本法の理念に則った諸条件の整備も求められています。

よって、教育基本法が日本国憲法とともに戦後半世紀以上にわたって子ども・保護者・教職員などとともに歩んできた歴史的意義を踏まえ、教育基本法の理念を生かした教育改革及び教育予算の拡充をはかることが重要です。

この状況をご理解いただき、教育基本法を堅持し、憲法・教育基本法の理念を生かした教育改革をすすめることと、教育の目的達成のため、抜本的な教育予算の拡充をはかることについて関係機関に対し意見書を提出していただきたい。

4、審査の経過。審査にあたっては、陳情にかかる現状について慎重に審査がなされた。

教育基本法の理念を生かした、本来の教育の目的を達成するための施策を充実すべきとの観点から全会一致で結論をみた。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

以上であります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

[採決]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

請願第1号、郵政事業民営化反対に関する請願は、委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

陳情第6号、教育基本法を堅持し、教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書の提出を求める陳情は、委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

[追加日程表・付託省略]

○議長（本保証喜） 追加日程表配付のため暫時休憩いたします。

（14：55 休憩）

（14：57 再開）

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、お手元に配付いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、委員会付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

[説明・質疑・討論省略]

○議長（本保証喜） 日程第18の2、発議第9号、郵政事業民営化に反対する意見書、日程第18の3、発議第10号、教育基本法を堅持し、教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書の、2議件を一括議題といたします。

2意見書については、先に報告のありました総務文教常任委員会報告の、請願・陳情の要旨と同じような内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決致したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、提案者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決をいたします。

[採決]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

発議第 9 号、郵政事業民営化に反対する意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

発議第 10 号、教育基本法を堅持し、教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり決定いたしました。

[議員の派遣]

○議長（本保証喜） 日程第 19、議員の派遣の承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

来る 10 月 15・16 日、十勝川簡易保険保養センターで開催される十勝町村議会議長会主催による十勝町村議会副議長研修会に副議長を、10 月 21 日、士幌町で開催される十勝町村議会議長会主催による十勝町村議会議員研修会に全議員をそれぞれ派遣したいと思います。

なお、目的、派遣場所等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、以上のとおり派遣することに決定いたしました。

[議員派遣報告]

○議長（本保証喜） 日程第 20、議員派遣報告については、これまでに実施されました議員派遣の結果報告書をお手元に配付してあります。

後刻ご覧いただきたいと思います。

[委員会所管事務調査報告]

○議長（本保証喜） 日程第 21、総務文教、民生及び産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配付してあります。

後刻ご覧いただきたいと思います。

[閉会中の継続調査申出]

○議長（本保証喜） 日程第 22、閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務調査に係る事件につき、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（本保証喜） これで本日の日程は、全部終了いたしました。
会議を閉じます。
これをもって、平成 16 年第 3 回幕別町議会定例会を閉会いたします。

(15 : 01 閉会)